

暗号資産（仮想通貨）に係る取引から生ずる所得 の国内源泉所得への該当性についての考察

林 賢 輔

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 研 究 員 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的

ビットコインの運用開始から 10 年が経過したが、その間、色々な暗号資産が登場し、暗号資産は世間一般に広く知れ渡るようになったといえる。特に近年になって暗号資産の性質等について各方面から分析されており、匿名性が高いことなどを踏まえて、その取引について規制が強化されることとなり、税務及び会計面においてもその取扱いが整備されてきている。また、国際的にも暗号資産はマネーロンダリングや脱税に利用されやすいという観点から適正な情報把握が必要であると認識されている。このような状況の中で、国際課税の側面からの暗号資産に係る取引（以下「暗号資産取引」という。）についての検討は十分されているとはいえない。

例えば、非居住者が我が国の暗号資産交換業者を通じて行う暗号資産取引についての課税関係を考えると、暗号資産取引はインターネット上のネットワークを通じて行われることから、恒久的施設（Permanent Establishment：PE）を観念できず、所得の源泉が不明確であり、現行の国際課税原則で十分に捉えることは難しいといえる。

特に暗号資産取引は法定通貨を使用しないで国内外の者と容易に取引可能な状況を生み出し、国境を越えて利用されることが想定されるが、その所得について何を根拠にして国内源泉所得への該当性を判断するのがあいまいな状況である。

このような問題意識の下に、暗号資産取引としては、居住者が我が国内で居住者との間で行う暗号資産取引のほか、居住者が非居住者との間で行う暗号資産取引や非居住者が居住者との間で行う暗号資産取引が想定されるが、本研究では、非居住者が行う我が国に何らかの結びつきを持つ暗号資産取引を念頭に置いて、その取引から生ずる所得に焦点を当て、その所得の国内源泉所得への該当性を整理するとともに、国境を越えて行われる暗号資産取引から生ずる所得に対する課税のあり方について考察することを目的としてい

る。

2 研究の概要

(1) 居住者の暗号資産取引から生ずる所得の課税関係

国税庁は主に居住者を念頭に置いた暗号資産取引の取扱いを公表しており、暗号資産の移転（売却、決済手段としての使用又は暗号資産同士の交換）については暗号資産の譲渡価格と譲渡原価等との差額等が所得として認識され課税の対象となるとし、暗号資産の分裂（分岐）による新たな暗号資産の取得については課税関係が生じず、マイニングによる暗号資産の取得についてはマイニングに係る必要経費との差額が所得として認識され課税の対象となるとされている。

このように、居住者が行う暗号資産取引に係る課税関係はある程度示されているところ、未だ明確にされていない非居住者が行う暗号資産取引に焦点を当てて研究を行う。

なお、非居住者の国内源泉所得は、大まかに恒久的施設帰属所得とそれ以外の国内源泉所得に分類できるが、本研究では主に恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得への該当性についての検討を行う。

(2) 非居住者の暗号資産取引から生ずる所得の国内源泉所得への該当性

国際課税の場面において、ある国が課税権を行使するためには、課税対象との関係で何らかのつながりが必要であるということが共通了解とされ、我が国においては、納税義務者を居住者（内国法人）と非居住者（外国法人）に区分し、非居住者に対する課税の範囲は国内源泉所得に限ることとしており、国内源泉所得に対する課税方式についても、非居住者が我が国との間で有するつながりの強弱に応じて分化されている。そして、国内源泉所得として 17 種類の所得を定めているところ、暗号資産取引から生ずる所得がいずれの国内源泉所得に該当するか、想定される取引の種類ごとに検討する。

イ 暗号資産の移転（売却、決済手段としての使用又は暗号資産同士の交

換)により生ずる所得

非居住者が我が国の居住者との間で行う暗号資産の移転(売却、決済手段としての使用又は暗号資産同士の交換)により所得を得る場合について、その移転という行為に着目して、それが資産の運用や譲渡であると捉え、暗号資産の移転により生ずる所得は所得税法 161 条 1 項二号の「国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得」又は同項三号の「国内にある資産の譲渡により生ずる所得」に該当する可能性があるといえる。この場合、暗号資産が「国内にある資産」に該当するか否かが問題となる。

ここでの「資産」は無形資産も含む幅広い概念であると考えられており、明らかに我が国との関係が深く、我が国に所在するといえる資産であれば、「国内にある資産」に該当すると考えられる。

暗号資産については、一般に、有体物ではなくインターネット上のネットワークにおけるブロックチェーンに記録されたアドレスに紐付けられる数量を示すデータに価値を見出し、そのネットワーク参加者の間で価値の移転を観念し共有されており、すなわち暗号資産は分散型共有台帳によりインターネット上で世界中に存在する複数の参加者に共有されている状態にあるといえることから、同項二号又は三号の「国内にある資産」として捉えることは難しいと考えられる。

他方で、管理者が存在する暗号資産については、その管理者の所在地を内外判定の要素として取り入れることができるのであれば、我が国で発行・管理される暗号資産については、「国内にある資産」として捉えることができる可能性があるのではないか。この点については、法令や通達で取扱いが定められているわけではないので、判定基準を明らかにしておくことが望ましいと考えられる。

さらに、移転という行為については、①暗号資産を譲渡して法定通貨を取得すること、②暗号資産を譲渡して商品やサービスの提供を受けること、③保有する暗号資産を他の暗号資産と交換することを意味するが、

いずれも「譲渡」を伴うものであることから、資産を何らかの形で保持しながら所得を生み出すような「資産の運用又は保有」というよりも、「資産の譲渡」に該当するのではないかと考えられる。

以上を踏まえると、管理者が存在する一定の暗号資産の移転から生ずる所得については、「国内にある資産の譲渡により生ずる所得」（所法 161 条 1 項三号）のうち、「非居住者が国内に滞在する間に行う国内にある資産の譲渡による所得」（所令 281 条 1 項八号）として国内源泉所得に該当する可能性があるといえる。

ロ 暗号資産の取得及び分裂による新たな暗号資産の取得

非居住者が我が国に関係する暗号資産を取得しただけでは、居住者の取扱いと同様に新たな課税関係は生じない。また、分裂についても、居住者の取扱いと同様に分裂時点で新たな暗号資産の取引相場はなく、国内源泉所得は認識されない。

ただし、いずれの場合においても経済的利益を認識する場合であって、役務提供の対価としての報酬額を上回る価格の暗号資産を得るときや国内において行う業務に関し供与を受ける経済的な利益に係る所得に該当するときも想定され、そのような場合には、国内源泉所得が認識される（所法 161 条 1 項十二号、十七号、所令 289 条）。

ハ 暗号資産のマイニング

(イ) ソロマイニング

ソロマイニングを行う非居住者について、国内源泉所得が生じる場面はあまり想定されないが、非居住者が我が国に拠点を設けてソロマイニングを行う場合に得る所得は、その拠点を恒久的施設と捉えて、恒久的施設帰属所得（国内源泉所得）に該当する（所法 161 条 1 項一号）と考えられるほか、非居住者が大がかりな拠点を設けずに我が国でマイニング業務を行っている場合で、その業務に関し受けるマイニング報酬については、「国内において行う業務に関し供与を受ける経済的な利益に係る所得」として国内源泉所得に該当する可能性がある（所

法 161 条 1 項十七号、所令 289 条六号)。

(ロ) マイニングプール

非居住者がマイニングプールから得る報酬は、組合契約等に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる利益で組合契約等に基づいて受ける配分に該当する場合には、国内源泉所得に該当する可能性がある(所法 161 条 1 項四号)。また、インターネットを介して我が国の事業者に対して非居住者がパソコンの計算処理能力を提供するという形態をとることから、その事業者の国内業務に関し、機械や装置を使用させる行為に対して対価を受け取ることと等しいのではないかと考えることができ、機械や装置の使用料として国内源泉所得に該当する可能性がある(所法 161 条 1 項十一号)。

(ハ) クラウドマイニング

クラウドマイニングによる報酬が国内において事業を行う者に対する出資によるもので、匿名組合契約等に基づいて受ける利益の配分に該当する場合には、国内源泉所得に該当する可能性がある(所法 161 条 1 項十六号)。

(ニ) ブルーフ・オブ・ステーク及びブルーフ・オブ・インポータンス

ブルーフ・オブ・ステークやブルーフ・オブ・インポータンスにおいて報酬が発生すると仮定した場合についても、ブルーフ・オブ・ワークと同様にパソコンを用いて取引の検証作業をすることにより得られる対価であるといえることから、国内源泉所得への該当性についての考え方は基本的にブルーフ・オブ・ワークと同様になると考えられる。

また、ブルーフ・オブ・ステークやブルーフ・オブ・インポータンスに関連して報酬を得るという捉え方をしたときには、我が国で行う業務に関し供与を受ける経済的な利益に係る所得であると認定できる場合には国内源泉所得に該当することになると考えられる(所法 161 条 1 項十七号、所令 289 条六号)。

(ホ) 実用的ビザンチン・フォールト・トレランス

非居住者が我が国内において発行された暗号資産についてシステム管理を依頼され、我が国で人的役務の提供を行う場合には、国内において行う人的役務の提供として国内源泉所得に該当する可能性がある（所法 161 条 1 項十二号）。また、ブロックチェーンのシステムを維持・管理するための物理的な場所（パソコンの所在地や管理地）が特定でき、それが我が国にある場合には、そのシステムに基づく暗号資産は「国内にある資産」ではないと断定できず、そのような暗号資産について非居住者がシステム管理を行う場合、国内にある資産に関し供与を受ける経済的利益と捉えて国内源泉所得に該当する可能性がある（所法 161 条 1 項十七号、所令 289 条六号）。

ニ ICO（Initial Coin Offering）による暗号資産の発行・取得

ICO によるトークンに係る取引の国内源泉所得の該当性については、発行者がトークンを発行する場面、購入者がトークンを使用する場面、トークンからの収益の分配を受ける場面、トークンを売却する場面といった段階において、トークンが表象する権利の種類（有価証券型、会員権型、プリペイドカード型、暗号資産（電子データ）型）ごとに、各場面における発行者側と購入者側の取扱いについて検討したところ、我が国で行う業務に関連して経済的利益を得ることが認められる場合など一定の場合について、国内源泉所得が生じると考えられる。

ホ デリバティブ取引

(イ) 現物の受渡を行うデリバティブ取引

現物である暗号資産を資産と捉え、暗号資産の交換として、そこから生ずる所得を資産の譲渡により生ずる所得と捉えることができるが、資産の所在する場所が国内にない限り、国内源泉所得に該当するとはいえない。

(ロ) 現物の受渡を行わないデリバティブ取引

平成 31 年 3 月 25 日国税不服審判所裁決において、「審査請求人が

国内に恒久的施設を有しない非居住者期間に国内の金融商品取引業者との間で行った店頭外国為替証拠金取引に係る所得は国内源泉所得に該当する」とされたことを踏まえて、デリバティブ取引に係るポジションを資産と捉えた場合、ポジションの取引は資産の運用又は保有に係る取引となり、国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得として国内源泉所得に該当する可能性がある（所法 161 条 1 項二号）。

へ 外貨建取引との比較

通貨を交換した際に発生する為替差損益については、「国内にある資産の譲渡により生ずる所得」や「国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得」として国内源泉所得を認識することは難しいと考えられる。暗号資産取引については、外貨建取引と整合的なものとする必要があるのか等について、今後検討が必要である。

（３）暗号資産取引から生ずる所得に対する課税のあり方

暗号資産取引については、暗号資産の所在地が判然としないというのが現状であり、取引として行われている行為に着目し、何らかの結びつきを認定することで課税権を主張することができるケースもあると考えられるが、いずれにしても、既存の取引に対する課税関係との整合性などを踏まえて検討しなければならないと考えられる。

具体的な暗号資産取引から生ずる所得に対する課税のあり方としては、暗号資産の移転については、居住地国においてのみ課税権を認める考え方、過去の規定で国内にある営業所等を通じて譲渡される有価証券等が国内源泉所得とされていたことを踏まえて、暗号資産交換業者を通じて行われる取引から生ずる所得は国内源泉所得であるとする考え方、取引に利用されるウォレット等の所在地を認定して源泉性を見出す考え方、電子経済の課税のあり方についての議論において提示された案を参考に法定通貨との交換を行う場合には、その法定通貨の発行国に源泉性を認める考え方などを挙げることができる。

3 結論（まとめ）

非居住者が行う暗号資産取引の国内源泉所得の該当性について、暗号資産取引ごとに分けて、どのような場合に国内源泉所得が認識されるか。さらに、非居住者が行う暗号資産取引から生ずる所得に対する課税のあり方を検討した。

暗号資産取引については、国内で完結する取引ではなく、国境を越えて取引されることから、非居住者の課税関係が問題となる場面も想定されるところ、納税者の予見可能性や法的安定性の観点からは、必要な取扱い等が示される必要があると考えられる。特に技術の進歩とともに取引の多様化も想定され、電子経済の課税のあり方については、OECD を中心に議論が活発化しており、各国の協調が見られるところであるが、電子経済（デジタル経済）というよりもデジタル資産としての暗号資産に対する考え方や取扱いについても各国が協調して早急に対応していかなければならない。

目 次

はじめに	112
第 1 章 暗号資産の概要	115
第 1 節 暗号資産の特徴	115
1 暗号資産を巡る状況	115
2 暗号資産の種類	117
3 暗号資産の仕組み	118
第 2 節 暗号資産の私法上の性質	126
1 暗号資産の私法上の性質に関する一般的な理解	126
2 暗号資産の私法上の位置付けに関する議論	128
第 3 節 暗号資産に係る取引の種類	130
1 暗号資産の移転	130
2 暗号資産の取得	131
3 暗号資産を原資産とするデリバティブ取引	133
4 暗号資産交換業者を通じて行う取引	134
第 2 章 居住者の暗号資産取引から生ずる所得に対する課税関係	136
第 1 節 消費税法上の取扱い	136
第 2 節 居住者に対する所得税の取扱い	137
1 国税庁が公表した取扱いの内容	137
2 暗号資産の譲渡に関する議論	140
第 3 節 会計上の取扱いと令和元年度税制改正の内容	141
1 会計上の取扱い	141
2 法人税法における改正	142
3 所得税法における改正	143
4 小括	144
第 3 章 非居住者の暗号資産取引から生ずる所得に対する課税関係	145
第 1 節 国内源泉所得の内容	145

1 非居住者に対する課税の概要	145
2 国内源泉所得の種類	147
第2節 暗号資産取引から生ずる所得の国内源泉所得へのあてはめ	149
1 暗号資産の移転	149
2 暗号資産の取得	162
3 暗号資産のマイニング	168
4 ICO による暗号資産の発行・取得	175
5 暗号資産を原資産とするデリバティブ取引	192
第3節 外貨建取引との関係	196
1 外貨建取引の所得計算	196
2 外貨建取引における為替差損益に対する課税	197
3 国内源泉所得との関係	199
4 外貨建取引と暗号資産取引との比較	201
第4節 相続税法における取扱いからの分析	202
第4章 租税条約における取扱いと各国の状況	205
第1節 租税条約における取扱い	205
1 暗号資産の移転	206
2 暗号資産の取得	207
3 暗号資産のマイニング	208
4 ICO による暗号資産の発行・取得	213
5 暗号資産を原資産とするデリバティブ取引	219
第2節 諸外国の暗号資産取引に対する課税	220
1 米国	220
2 英国	222
3 オーストラリア	225
第5章 非居住者の暗号資産取引から生ずる所得に対する課税の一考察	228
第1節 暗号資産取引から生ずる所得の源泉性	228
第2節 暗号資産取引から生ずる所得に対する課税のあり方	229

1 暗号資産の移転	229
2 暗号資産の取得	235
3 暗号資産のマイニング	235
4 ICO による暗号資産の発行・取得	236
5 暗号資産を原資産とするデリバティブ取引	237
結びに代えて	238

はじめに

ビットコインの運用開始から 10 年が経過したが、その間、色々な暗号資産が登場し、暗号資産は世間一般に広く知れ渡るようになったといえる。暗号資産の利用状況としては、決済交換手段として使用されるほか、投機的な資産としても利用されている。特に、その価格が乱高下し、匿名性の高い取引であることなどから問題視され、規制の対象となる一方で、その基盤とする技術である分散台帳技術については様々な分野で応用の可能性があることから有望視されるとともに金融分野を含め各分野における実証実験が進められるなど、暗号資産についてはその取り巻く状況も含めて注目が集まっている。

税務及び会計の分野においては、平成 29 年度税制改正において仮想通貨（暗号資産）に係る取引についての消費税が非課税とされ、国税庁は個人課税課情報第 4 号「仮想通貨に関する所得の計算方法等について（情報）」（平成 29 年 12 月）及び個人課税課情報第 8 号外 5 課共同「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて（情報）」（平成 30 年 11 月）等を公表して暗号資産に係る課税上の取扱いを示したほか、企業会計基準委員会は実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」を公表して暗号資産の会計処理の取扱いを示し、これを踏まえて令和元年度税制改正において法人税法及び所得税法における暗号資産の期末評価の方法等が明確化され、制度や取扱いが整備されてきているといえる。

また、2018 年 3 月に OECD が公表した「電子化に伴う課税上の課題に関する中間報告書」では、暗号資産については、マネーロンダリングやテロ資金供与に使われやすいといった観点からの情報把握の課題が指摘されているものの、その課税関係をどのように考えるか、特に非居住者に対してどのように課税すべきかといった国際課税の側面からの検討については、我が国だけではなく、OECD⁽¹⁾等の中でも十分に行われているとはいえない。

(1) OECD が公表した税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)プロジェクトの行動計画 1（電子経済の課税上の課題への対処）の最終報告書では、

例えば、非居住者が我が国の暗号資産交換業者を通じて行う暗号資産に係る取引（以下「暗号資産取引」という。）から生ずる所得について、我が国での課税関係を考えてみると、暗号資産取引はインターネット上のネットワークを通じて行われることから、恒久的施設（Permanent Establishment : PE）を観念できず、その所得の源泉がどこにあるのか不明確であり、現行の国際課税原則で十分に捉えることは難しいといえる。

特に暗号資産取引は法定通貨を使用しないで国内外の者と容易に取引可能な状況を生み出し、国境を越えて利用されることが想定されるが、その内外区分の基準が明らかにされておらず、その取引から生ずる所得について何を根拠にして国内源泉所得への該当性を判断するのがあいまいな状況であるといえる⁽²⁾。

このような問題意識の下に、暗号資産取引としては、居住者が我が国内で居住者との間で行う暗号資産取引のほか、居住者が非居住者との暗号資産取引で所得を得る場合や非居住者が居住者との暗号資産取引で所得を得る場合が想定されるが、本研究では、非居住者が行う我が国に何らの結びつきを持つ暗号資産取引を念頭に置いて、その取引から生ずる所得に焦点を当て、その所得の国内源泉所得への該当性を整理するとともに、国境を越えて行われる暗号資産取引から生ずる所得に対する課税のあり方について考察することを目的としている。

なお、暗号資産については、G20 等の国際的な場面において「Crypto assets」

ビットコインなどの暗号資産やシェアリングエコノミーなどの電子経済が税制に与える影響を注視する必要があると述べられている（OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project “Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy” Action 1 - 2015 Final Report. p.143.）。

- (2) 安河内誠「仮想通貨の税務上の取扱い—現状と課題—」税大論叢第 88 号 425 頁（2017,<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/88/05/05.pdf>）では、「仮想通貨のトレーディングやマイニングを行うことにより得られる所得について、国内源泉所得に該当するかどうかをどのように判定するか」が論点になり得るとし、酒井克彦「仮想通貨と所得税」税理 61 巻 11 号 24 頁（2018）では、仮想通貨を巡る課税上の問題として「PE の認定や国内源泉所得の範囲」に直接影響を及ぼすと指摘されている。

という用語が使用されていることなどを踏まえて、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年 6 月 7 日法律第 28 号。以下「資金決済法等の一部改正法」という。）により資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）において定義されていた「仮想通貨」との名称が「暗号資産」に変更されたことから、本研究では主に資金決済法において定義される「暗号資産」を念頭に、原則として「暗号資産」など資金決済法改正後の用語を使用することとする。

第 1 章 暗号資産の概要

本章では、これまでの暗号資産を巡る状況を振り返るとともに、暗号資産の仕組みや類型など、検討を進めるに当たって必要な概念等を確認した上で、暗号資産を種類ごとに区分し、それぞれの特徴を確認する。加えて、主に想定される暗号資産取引の類型を整理すると同時に、暗号資産の私法上の性質についても確認する。

第 1 節 暗号資産の特徴

1 暗号資産を巡る状況

暗号資産については、国際テロリストによるビットコインの資金調達への利用の懸念などを背景に、金融活動作業部会（Financial Action Task Force : FATF）において、仮想通貨（virtual currency）に関する資金洗浄対策・テロ資金供与対策規制のあり方について検討がされた⁽³⁾。2015 年 6 月の G7 エルマウ・サミット首脳宣言において、「仮想通貨及びその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、全ての金融の流れの透明性拡大を確保するために更なる行動をとる」こととされ⁽⁴⁾、同月の FATF により、各国に対して換金型仮想通貨（convertible virtual currency）の交換所に対する資金洗浄対策・テロ資金供与対策規制（登録・免許制を含む。）の導入を要請するガイダンスが公表された⁽⁵⁾。

我が国においては、2014 年 2 月に当時世界最大の暗号資産の取引所とさ

(3) Financial Action Task Force, Virtual Currencies: Key Definitions and Potential AML/CFT Risks (2014) .

(4) 2015 G7 エルマウ・サミット首脳宣言「金融市場の規制」（仮訳）（外務省ホームページ https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_001244.html（2020 年 4 月 10 日閲覧）

(5) Financial Action Task Force, Guidance for a Risk-Based Approach to Virtual Currencies (2015) 及び西村あさひ法律事務所『ファイナンス法大全（下）〔全訂版〕』865 頁（商事法務、2017）参照。

れていた株式会社 Mt.Gox が破綻したことを受け、2016 年に資金決済法の改正が行われ、暗号資産（改正当時は「仮想通貨」であった。）の定義の創設等がなされた。

その後、2018 年 1 月に暗号資産交換業者であるコインチェックにおいて暗号資産 NEM が不正に外部に送金されるという流出事件があったほか、投資者保護が不十分であるとの指摘や暗号資産の価格が乱高下し投機対象となっているとの指摘があるほか、証拠金を用いた暗号資産取引や ICO (Initial Coin Offering) による資金調達といった新たな取引も出現している。

このような状況を受けて、同年 3 月に暗号資産の交換業等をめぐる諸問題について制度的な対応を検討するために「仮想通貨交換業等に関する研究会」が設置され「仮想通貨交換業等に関する研究会報告書」がとりまとめられ、2019 年 5 月に「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、暗号資産の交換・管理に関する業務への対応として、暗号資産交換業者に対して顧客財産の管理・保全の強化等が義務付けられ、暗号資産を用いた新たな取引や不公正な行為への対応として、暗号資産デリバティブ取引については既存のデリバティブ取引と同様の規制の対象となることや収益分配を受ける権利が付与された ICO トークンについて金融商品取引法の規制の対象となることが明確化されるといった対応がなされた。

また、国際的には、同年 6 月に開催された G20 財務大臣・中央銀行総裁会議において、「暗号資産の基礎となるものを含む技術革新は、金融システム及びより広く経済に重要な便益をもたらし得る。暗号資産は、現時点でグローバル金融システムの安定に脅威をもたらしていないが、我々は、消費者及び投資家保護、マネーロンダリング及びテロ資金供与への対策に関するものを含め、リスクに引き続き警戒を続ける」との声明が出され⁽⁶⁾、その技術の進

(6) 20 か国財務大臣・中央銀行総裁会議声明 13 (仮訳) (2019 年 6 月 8・9 日於：福岡)
財務省ホームページ https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/g20/communique.htm (2020 年 4 月 10 日閲覧)

展に伴う金融取引の多様化に対応すべきであるとの認識が強まっている。

2 暗号資産の類型

(1) 暗号資産の分類

FATF のガイダンスにおいて、「virtual currency (仮想通貨)」は以下のとおり定義された⁽⁷⁾。

- 「ー デジタルに取引可能であって、①交換手段（及び／又は）②計量単位（及び／又は）③価値貯蔵として機能する価値をデジタルに表象したもの
- ー 法定通貨や電子マネー（法定通貨をデジタルに表象したもの）とは区別される」

ここでは、ブロックチェーン等の有無については言及されていないので、分散台帳技術を利用するか否かを問わずデジタルな通貨類似物を指すものであると考えられる。さらに、その発行、利用ルール設定、台帳管理及び償還を行う管理者の有無により、「中央集権型」(centralised)と「非中央集権型」(decentralised)に分類され、また、事実上の換金可能性の有無により「換金型」(Convertible)と「非換金型」(Non-convertible)に分類されると考えられる⁽⁸⁾。

(2) 資金決済法における定義

資金決済法における暗号資産の定義は以下のとおりとされており（資金決済法 2 条 5 項）、FATF のガイダンスにおける定義を踏まえたものとされている⁽⁹⁾。

「この法律において『暗号資産』とは、次に掲げるものをいう。ただし、

-
- (7) 仮訳については、仮想通貨交換業等に関する研究会第 2 回会議資料 3「事務局説明資料 国際的な議論・各国の対応の状況」（2018 年 4 月 27 日）1 頁参照。
 - (8) See *supra* note (3).
 - (9) 湯山壮一郎ほか「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の概要」金融法務事情 2047 巻 66 頁（2016）及び堀天子『実務解説 資金決済法〔第 2 版〕〕41 頁（商事法務、2016）。

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する電子記録移転権利を表示するものを除く。

- 一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

（注）通貨建資産については、資金決済法 2 条 6 項に「本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるものが行われることとされている資産をいう。この場合において、通貨建資産をもって債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなす。」と規定されている。

3 暗号資産の仕組み

（1）ブロックチェーンの仕組み

ビットコインなどの暗号資産は、ブロックチェーンと呼ばれる技術によって支えられており、P2P (peer-to-peer) ネットワーク⁽¹⁰⁾上の分散台帳への記録によって、ネットワークに参加している主体（以下ネットワークに参加する主体を「ノード」又は「参加者」と表す。）間で、秘密鍵を用いてデジタル署名を行うことで当該秘密鍵に係るアドレスから他の特定のア

(10) ネットワークに接続されたコンピュータが中央サーバを介することなく、それぞれ直接データの送受信をする方式をいう（松嶋隆弘＝渡邊涼介編著『仮想通貨をめぐる法律・税務・会計』36 頁（ぎょうせい、2018））。

ドレスへの暗号資産の送付を行うことができる⁽¹¹⁾。したがって、一般的に中央集権的な管理が不要であり、利用者の匿名性を維持できる取引であるといわれている。具体的には、ブロックチェーンによる記録は以下のようなプロセスで行われる⁽¹²⁾。

まず、ブロックチェーンの参加者のいずれかによって、取引に関する記録がネットワーク全体に送信される。それが繰り返され、次に、複数の取引記録をまとめたブロックが形成され、ネットワーク全体に送信される。続いて、送信されたブロックに関し、あらかじめ定められたコンセンサスアルゴリズムに従い、その正当性が検証・承認される。検証・承認の後、参加者は、それまでの取引記録に係るブロックチェーンに、検証・承認されたブロックを追加する。このようにブロックがチェーンでつながっているようなので、ブロックチェーンと呼ばれる。

また、ブロックチェーンにおいては、誰がいくら持っているかという取引情報について、中央のコンピュータで一元的に集中管理するのではなく、相互に分散して保管・維持し、参加者相互の合意によって取引情報の正当性を保証する仕組みとなっている⁽¹³⁾。

なお、ブロックチェーンは、参加者の範囲、ブロックの作成主体、ブロックの検証・承認主体、システムにおいて用いられるコンセンサスアルゴリズムなどを様々に設定することができる。

(2) ブロックチェーンの類型

ブロックチェーンについては、実際にその技術を実装する段階においては、色々な仕組みが想定され、大きく分けてオープン型とクローズド型に分類できる⁽¹⁴⁾。

(11) 西村あさひ法律事務所・前掲注(5)839 頁。

(12) ここでの記載は井上聡＝水野大「分散台帳技術を用いた証券取引」ジュリスト 1529 号 35-37 頁 (2019) に基づく。

(13) 久保田隆「ブロックチェーン理解の落とし穴と本書の構成」同編『ブロックチェーンをめぐる実務・政策と法』3 頁 (中央経済社、2018)。

(14) 中島真志『アフター・ビットコイン』127-130 頁 (新潮社、2017)。

オープン型は参加者を限定せずに誰もがネットワークに参加できるようにしているもので、仕組み全体を管理する中央管理者は存在せず、そのスキームはプログラムによって規定・コントロールされており、一般向けに開放されているという意味で「パブリック型」とも呼ばれる。

クローズド型は、特定の者のみが参加できるようにしたもので、スキーム全体を管理する管理主体が存在する。その管理の態様によって「コンソーシアム型」と「プライベート型」に分類できる⁽¹⁵⁾。

これらの概要は以下のとおりである。

イ パブリック型

中央管理者が存在せず、インターネットに接続できる者であれば誰でも参加可能であり、代表的なものとしてはビットコインが挙げられる。

ロ コンソーシアム型

管理者が複数存在し、その管理者が承認した者のみが参加できる仕組みとなっており、複数の企業や団体がコンソーシアムを組む場面での決済処理や事業管理に向いているといわれている⁽¹⁶⁾。

具体例としては、Ripple 社がこのタイプのブロックチェーンを採用しており、国際送金を実行するブロックチェーンにおいて、バリデータと呼ばれる取引承認者を複数置き、そのバリデータの 8 割が承認することによって取引が承認されることになる。同社が行っている国際送金に関する仕組みでは、送金に携わる金融機関が発信地と目的地双方の暗号資産交換所に直接連携し、発信地の通貨はブリッジ通貨 XRP に交換され、目的地の暗号資産交換所に移転、さらに目的地の通貨に交換、最後に特定の送金先アカウントに送金されることになる⁽¹⁷⁾。

(15) 片岡義広「ブロックチェーンと仮想通貨をめぐる法律上の基本論点」久保田隆編『ブロックチェーンをめぐる実務・政策と法』157-160 頁（中央経済社、2018）及び岡田仁志『決定版ビットコイン&ブロックチェーン』140 頁（東洋経済新報社、2018）。

(16) 小笠原匡隆『ブロックチェーンビジネスと ICO のフィジビリティスタディ』16 頁（商事法務、2018）。

(17) 小笠原・前掲注(16)26-27 頁。

ハ プライベート型

単独の管理者が存在し、コンソーシアム型と同様に参加するには管理者の許可が必要となる仕組みとなっており、迅速な合意ができ大量取引に向いているといわれている⁽¹⁸⁾。

具体例としては、三菱 UFJ フィナンシャル・グループが発行を検討している coin (旧名 : MUFG コイン) が挙げられる。coin は現金に代わる新しい金融インフラとして、利便性や即時性の高い送金と決済を実現するものとされており、1 coin = 1 円に固定する方向で、利用者は自分の銀行口座の預金を coin と交換、coin は加盟店での買い物の支払や利用者同士の送金ができる構想とされている⁽¹⁹⁾。この場合、完全に決済手段や送金手段として位置付けられる性質のものであるといえるが、仮に法定通貨の価値に完全に連動する通貨に該当する場合には、資金決済法上「通貨建資産」に該当し「暗号資産」として扱われないことになる(資金決済法 2 条 5 項)。

(3) コンセンサスアルゴリズム⁽²⁰⁾

コンセンサスアルゴリズムとは、共有するデータの正当性を保証し、一意に特定する仕組みをいい、分散台帳における複数の参加者間で単一の結果について合意形成する際に、参加している関係者が悪意をもってデータを改ざん・消去又は否認することで、完全性が損なわれてしまうリスクを解決するために利用されている。コンセンサスアルゴリズムには様々なものが存在し、代表的なものの概要は以下のとおりである。

イ プルーフ・オブ・ワーク (Proof of Work)

(18) 小笠原・前掲注(16)15 頁。

(19) 仮想通貨交換業等に関する研究会第 3 回資料 3 みずほ総合研究所三宅恒治「日本におけるリテール決済とブロックチェーン技術等を巡る動向」(2018 年 5 月 22 日) 16 頁。

(20) 以下の記述は、主に、松嶋ほか・前掲注(10)37-39 頁、中島・前掲注(14)133-138 頁及び株式会社野村総合研究所「平成 27 年度 我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備(ブロックチェーン技術を利用したサービスに関する国内外動向調査)報告書」経済産業省委託調査(平成 28 年 4 月 28 日) 26 頁に基づく。

多大な計算量が必要な問題を最初に解いた者がブロックを生成できる仕組みで、ビットコインの場合を例にすると、それぞれのブロックについて、暗号学的ハッシュ関数（SHA-256）の計算において、条件に合う数値を探す作業を行い、最初に数値を探した者がブロックの更新権限を持つ。

ロ プルーフ・オブ・ステーク（Proof of Stake）

資産量をより多く所有する承認者が優先的にブロックを生成できる仕組みである。プルーフ・オブ・ワークでは、莫大な量の計算が必要となり、ブロックの作成に時間がかかるとともに、電気代や機材のコストが発生する。このため、大量の暗号資産を持つノードが不正を働くと、自ら暗号資産の信頼を低下させ価値を下げることになるため、不正をしないインセンティブが働くという考え方にに基づき、発行済みの全資産量に対する保有資産割合などに応じて、暗号学的ハッシュ関数の計算の優先権を与え、ブロック生成の優先度を上げるとされている。プルーフ・オブ・ステークでは、高性能なコンピュータを揃えて、膨大な電気代を費やす必要はないが、資産の保有量が重要となるため、資産の流通が滞ってしまうという欠点もある。

ハ プルーフ・オブ・インポートランス（Proof of Importance）

ネットワーク上の資産の保有量や保有期間に加えて直近の使用頻度が高いなど、ネットワークに対する重要度が高い参加者が優先的にブロックを作成できる仕組みである。優先される要素として使用頻度を組み込むことによって、資産（コイン）が流通しにくくなるというプルーフ・オブ・ステークの欠点を克服しようとしている。

ニ 実用的ビザンチン・フォールト・トレランス（Practical Byzantine Fault Tolerance）

悪意のある参加者がいても合意形成ができるというビザンチン耐性を持った仕組みであり、取引を検証する権限を持つコアノードと取引できるが承認を行わないアプリノードが存在し、コアノードにブロックの生

成権限を集中させ、コアノードによる合議制によって取引を承認する仕組みである。ブロックを確定させる方法として、ネットワーク上の参加者の一人がリーダーとなり、自らを含む全参加者に要求を送り、その要求に対する結果を集計して多数を占めている値を採用することとなる。リーダーを介して取引処理を行い、取引のコンセンサスについて合意が得られない場合などに不正なブロックが追加され分裂するのを防ぐとともにブロックを早期に確定でき、処理速度が速くなるメリットがあるが、事実上管理者が必要となり、管理者が不在でもシステム維持できるというブロックチェーンの革新性を損ねるとの指摘がある。

(4) マイニング

マイニングとは、ビットコイン等のプルーフ・オブ・ワークによるコンセンサスアルゴリズムを採用するシステムにおける暗号資産を新規発行すること及び不正な取引からシステムを保護し適正な送金取引を承認する行為であり⁽²¹⁾、システムの安定的な運営において重要な役割を果たすものである。マイニングにおいては、コンピュータ等のマイニング機器を使って計算競争に勝利することにより、コインベース報酬（マイニングによって新たに発行される暗号資産）と送金手数料（個々の送金取引において、送金者からマイナーに支払われる手数料）の二種類の報酬を得ることができ⁽²²⁾、これがインセンティブ報酬となっている。このような計算を解くことで報酬として暗号資産を得る作業を鉱物の採掘になぞらえて「マイニング」といい、これを行う参加者は「マイナー」といわれる。

なお、プルーフ・オブ・ステークにおけるマイニングは、「鑄造」(minting)といわれ、プルーフ・オブ・インポータンスにおけるマイニングは、「ハー

(21) アンドレアス・M・アントノプロス著（今井崇也＝鳩貝淳一郎訳）『ビットコインとブロックチェーン』183 頁（NTT 出版、2016）。

(22) アントノプロス・前掲注(21)183 頁。なお、1 回のマイニングにおいて作成されるビットコインの量はあらかじめ定められており（当初は 50BTC）、21 万ブロックが生成されるごと（約 4 年半ごと）に半減し、最終的にはゼロとなりビットコインの総数量は上限（2,100 万 BTC）に達することとなる。上限に達した後は、マイナーに対するインセンティブ報酬は手数料のみとなる。

ベスティング」(harvesting)といわれる⁽²³⁾。

プルーフ・オブ・ワークにおけるマイニングでは多大な計算力が必要とされるようになっており、マイニングで利益を上げるためには、①低コストで電力を得る必要があること、②ネットワーク上の他のノードとの間でデータを迅速に受け取り発信するため、十分に高速なインターネット接続を確保する必要があること、③マイニング装置が最適に機能するためにオーバーヒートを避ける必要があること⁽²⁴⁾などを考慮しなければならず、単独で行うソロマイニングのほか、マイニング機器を有する者が共同して行うマイニングプールや、マイニング事業者に対して投資することでマイニング報酬の分配を受けるクラウドマイニングが存在する。これらの概要は以下のとおりである。

イ ソロマイニング

自らマイニングに必要なコンピュータ、電気代、運営施設等の設備投資をして行うマイニングをいう。この場合、マイニングに成功した際の報酬を独占できる一方で単位時間当たりの利回りが低いというデメリットもある。また、ビットコイン等のマイニングでは、一般に個人が用意できるマイニング機器のスペック、数量に限界があり、高額な電気代を要することから、ソロマイニングで利益を出すことは困難とされている⁽²⁵⁾。

ロ マイニングプール

計算競争の難易度の上昇や激化により、ソロマイニングでは計算競争に勝つ見込みが低い。そこで、個々のマイナーのハッシングパワー（計算処理能力）を貯め、複数の参加者と報酬を分けるマイニングの方法である。具体的には個々のマイナーは自らのパソコン等のマイニング機器

(23) 中島・前掲注(14)134・135頁。

(24) 仮想通貨交換業等に関する研究会第3回資料2「事務局説明資料」（2018年5月22日）5頁。

(25) 小笠原・前掲注(16)168頁。

をプールサーバに接続するように設定し、共同でマイニングを行い、その結果を各マイナーが共有し、得られたマイニング報酬が各マイナーの仕事の量に応じて分配される仕組みとなっている⁽²⁶⁾。

ハ クラウドマイニング

遠隔で暗号資産のマイニングを行うためのハードウェアを利用する。クラウドマイニングに参加する者は、マイニングを行うための機械のハードウェアを購入し、その購入額に応じた報酬が得られる仕組みとなっている⁽²⁷⁾。

(5) 暗号資産の分裂（フォーク）

ブロックチェーンにおいては、ブロックが生成される過程において、二人のマイナーがお互いにほぼ同時にブルーフ・オブ・ワークの解を見つけるなど、競争している二つの候補ブロックがあればいつでも分裂が生じる可能性があり、多くの参加者（ノード）が選んだ方のブロックチェーンがメインチェーンとして認識されることになる⁽²⁸⁾。このような日常的に発生する分裂のほかに、プロトコル（暗号資産のルールを決めるもの）の変更等により分裂することがある。分裂には大きく分けてソフトフォークとハードフォークが存在する。

ソフトフォークとは、分裂後にできる暗号資産との間での互換性（後方互換性）があるプロトコルの変更を指し、古いプロトコルだけを知るノードが、新しいプロトコルを知らなくても混乱が生じない状態であり、暗号資産自体の分裂は生じない⁽²⁹⁾。

これに対して、ハードフォークとは、後方互換性のないプロトコルの変更を指し、新しいプロトコルの変更が古いプロトコルでは容認されない状態で、ノードの大半が新しいプロトコルを支持していれば、暗号資産の分

(26) アントノブロス・前掲注(21)220-224 頁。

(27) Genesis Mining 社ホームページ <https://www.genesis-mining.com/>（2020 年 4 月 10 日最終閲覧）。

(28) アントノブロス・前掲注(21)213-218 頁。

(29) 岡田・前掲注(15)104 頁-107 頁。

裂は発生しないが、ノードが二つのプロトコルを巡って意見が対立している場合には、暗号資産の分裂につながることになる⁽³⁰⁾。そして、ハードフォークが起きる場合、元々の暗号資産とは別の新たな暗号資産の誕生につながることもある。

第 2 節 暗号資産の私法上の性質

1 暗号資産の私法上の性質に関する一般的な理解

暗号資産の私法上の性質については、共通的な理解があるわけではない。数多くある暗号資産について、共通する性質を見出すのは難しいが、暗号資産取引の課税関係を理解する上で、その性質を把握しておくことは有益だと考えられる。そこで、ビットコインについては裁判例が存在し、一定の理解が示されていることから、ここでは、主にビットコインを念頭に暗号資産の私法上の性質について確認する。

(1) 所有権の対象

所有権の客体は物(有体物)に限られ(民法 206 条)、物とは有体物であると定義されており(民法 85 条)、所有権の客体であるというためには、有体性を必要とする見解が通説とされている⁽³¹⁾。また、所有権を含む物権の客体たり得るには、排他的に支配可能であることも要件と解されている⁽³²⁾。

この点に関して、ビットコインに係る判例が存在する。それは、ビットコインの取引所であった Mt.Gox の破綻に伴い、その顧客であった者が、Mt.Gox の破産管財人に対し、破産法に規定する取戻権に基づくビットコ

(30) 岡田・前掲注(15)108 頁。

(31) 舟橋諄一＝徳本鎮編『新版注釈民法(6)物権(1)〔補訂版〕』16 頁(有斐閣、2009)、四宮和夫＝能見善久『民法総則〔第 8 版〕』158 頁(弘文堂、2010)。

(32) 我妻榮『新訂民法総則(民法講義 I)』202 頁(岩波書店、1965)、内田貴『民法 I〔第 4 版〕総則・物権総論』357 頁(東京大学出版会、2008)等。

インの引渡し等を求めた事件である⁽³³⁾。

取戻権が成立するには所有権の存在が必要とされるが、この事件の判決において、所有権の対象となるか否かについては有体性及び排他的支配可能性が認められるか否かにより判断すべきであるとされた。有体性については「ビットコインには空間の一部を占めるものという有体性がないことは明らかである」とし、排他的支配可能性については「ビットコインの仕組み、それに基づく特定のビットコインアドレスを作成し、その秘密鍵を管理する者が当該アドレスにおいてビットコインの残量を有していることの意味に照らせば、ビットコインアドレスの秘密鍵の管理者が、当該アドレスにおいて当該残量のビットコインを排他的に支配しているとは認められない」として、ビットコインの有体性及び排他的支配可能性を否定した。したがって、ビットコインは所有権の客体になり得ず、ビットコインに対する所有権は成立しないと解される。

(2) 無体財産権

ビットコインに知的財産権（無体財産権）を認めることについては、その根拠となる法律が存在しないことに加え⁽³⁴⁾、そもそもビットコインが情報財としての性格を有しないことを理由として、消極的に解されている⁽³⁵⁾。

(3) 債権

ビットコインは債権の対象となるかについては、ビットコインなどの発行者の存在を前提としない暗号資産⁽³⁶⁾については、発行者を債務者とする債権として構成することもできないと解されている⁽³⁷⁾。

(33) 東京地判平成 27 年 8 月 5 日 (LLI/DB 文献番号 25541521)。

(34) 後藤出＝渡邊真澄「ビットコインの私法上の位置づけ（総論）（各論）」ビジネス法務 18 卷 2 号 115 頁 (2018)。

(35) 加毛明「仮想通貨に関する私法上・監督法上の諸問題の検討」金融法務研究会「金融法務研究会報告書」15 頁 (2019)。

(36) 第 186 回国会答弁 (内閣参質 186 第 28 号) において「ビットコインについては、特定の発行体が存在せず、各国政府や中央銀行による信用の裏付けもない等の特徴を有するとされている」としている。

(37) 加毛・前掲注(35)15 頁。

なお、Mt.Gox に係る事件に関する破産債権査定異議事件⁽³⁸⁾において、顧客が取引所に対して有する権利は、破産法上の「金銭の支払を目的としない債権」（破産法 103 条 2 項 1 号イ）としての側面を有するものと解されており、この判決では、顧客が取引所に対して有する権利が、破産手続上の破産債権に該当することを前提としていると解されている⁽³⁹⁾。

2 暗号資産の私法上の位置付けに関する議論

ビットコインについては、Mt.Gox に係る事件の判決を中心にして、一定の共通の理解が成立しているものの、暗号資産の私法上の位置付けに対する解釈については、様々な意見が存在し、議論がなされているところである。その主な内容は以下のとおりである。

(1) ビットコインに対する権利性を否定する意見

ビットコインの保有は、秘密鍵の排他的な管理を通じて当該秘密鍵に係るアドレスに紐づいたビットコインを他のアドレスに送付することができる状態を独占しているという事実状態にほかならず、何らかの権利又は法律関係をも伴うものではないと考える見解⁽⁴⁰⁾で、このように解したとしても、ビットコインの取引に関する契約は財産を対象とする贈与契約（民法 549 条）には該当しうるものの、財産権を対象とする売買契約（民法 555 条）には該当しないと解され、有償でのビットコインの取引は、一種の役務提供契約として売買契約の規定が準用される（民法 559 条）と解する⁽⁴¹⁾とともに、ビットコインの独占的保有という事実状態は不法行為法・刑法などの保護の対象となることを指摘する。

(2) ビットコインに対する権利性を肯定する意見

ビットコインに対する権利性を肯定する立場からの見解については、最

(38) 東京地判平成 30 年 1 月 31 日（平 29 年（ワ）10977 号）。

(39) 小笠原・前掲注(16)51・52 頁。

(40) 西村あさひ法律事務所・前掲注(5)845 頁。

(41) 西村あさひ法律事務所・前掲注(5)853・854 頁。

近の議論を踏まえると、①物権又はこれに準ずるものを認める見解、②財産権を認める見解、③プログラム・コードに対する合意を根拠とする見解の 3 つの意見に分けることができる⁽⁴²⁾。

イ 物権又はこれに準ずるものを認める見解

ビットコインに代表される暗号資産が決済手段として用いられることは少なく、投資の対象として保有されている割合の方がはるかに多いのではないかと状況に重点を置いて、暗号資産の帰属や移転については、一時的には帳簿や台帳の記録を手掛かりとしつつ、そこで権利者として記録されている者が本来の権利者ではない場合には、本来の権利者に帰属させることが望ましいと考え⁽⁴³⁾、暗号資産は法的保護に値する財産的価値であり、そうした財産的価値として法的にも権利の対象や取引の対象として扱われるべきものであって、その帰属や移転については、原則として物権法のルールに従うと考える見解である⁽⁴⁴⁾。

ロ 財産権を認める見解

暗号資産の決済手段としての性質に着目して、金銭に代表される決済手段はそれを構成する通貨媒体と通貨手段との組合せによって法的に把握することが可能であり、決済手段としての暗号資産は、通貨媒体と通貨手段の双方がブロックチェーンにおける取引記録によって実現されるものとする見解であり、民法上の財産権の概念が「処分することを得べき利益を目的とする権利」を意味することを前提として、一定の利益が財産権として法主体に排他的に帰属することにより、この者に認められる法的機能が処分権であると捉えることができるとするものである⁽⁴⁵⁾。そして、暗号資産は、その効力はかなり限定されたものではあ

(42) 加毛・前掲注(35)18 頁。

(43) 森下哲朗「FinTech 時代の金融法のあり方に関する序説的検討」黒沼悦郎＝藤田友敬編『江頭憲治郎先生古稀記念 企業法の進路』786-808 頁（商事法務、2017）。

(44) 森下・前掲注(43)807 頁。

(45) 森田宏樹「仮想通貨の私法上の性質について」金融法務事情 2095 巻 16-21 頁（2018）。

るが、債務免責力という価値的機能（支払単位）が保有者に排他的に帰属するものであり、そのことから、暗号資産の帰属及び移転については、通貨としての法的性質を反映した規律が妥当することを導くべきとする⁽⁴⁶⁾。

ハ プログラム・コードに対する合意を根拠とする見解

ビットコインの保有を可能にしているのは、取引参加者全員が合意し、前提としている仕組みがあるからであり、そのような合意が一種のソフトローとなってシステム全体を支えているとし⁽⁴⁷⁾、ここでの合意は、個々の当事者間で結ばれる相対の契約のようなイメージのものではなく、参加者全員が従うことに合意している規範のようなものであるとする見解である⁽⁴⁸⁾。

第 3 節 暗号資産に係る取引の種類

暗号資産は様々な行為によってその価値が移転することとされており、以下では、代表的な取引として、保有する暗号資産が他へ移転する取引や新たに暗号資産を取得する取引のほか、暗号資産に係るデリバティブ取引や暗号資産交換業者を通じて行う取引の内容について確認する。

1 暗号資産の移転

暗号資産の移転は、自ら有する暗号資産が手元から離れる取引を示すといえる。具体的には、①保有している暗号資産を法定通貨と交換する取引（暗号資産の売却）、②保有している暗号資産を提供して商品やサービスを受ける取引（暗号資産の使用）、③保有している暗号資産を他の暗号資産と交換す

(46) 森田・前掲注(45)23 頁。

(47) 末廣裕亮「仮想通貨—私法上の取扱いについて」ビジネス法務 16 巻 12 号 74 頁 (2016)。

(48) 末廣裕亮「仮想通貨の私法上の取扱いについて」NBL1090 号 69 頁 (2017)。

る取引（暗号資産同士の交換）が挙げられる。

2 暗号資産の取得

一般的な暗号資産取引における取得の形態としては、法定通貨を提供することにより暗号資産を取得する取引（暗号資産の購入）、保有している暗号資産が分裂（ハードフォーク）することによって新たな暗号資産を取得する取引、マイニングによって暗号資産を取得する取引が想定される。これらについては、第 1 節 3 で紹介したとおりであるが、その他に暗号資産を取得するケースとして、ICO やエアドロップが挙げられる。これらの概要は以下のとおりである。

（1）ICO

ICO とは、Initial Coin Offering の略であり、企業等がトークンと呼ばれるものを電子的に発行して、公衆から法定通貨や暗号資産の調達を行う行為を総称するものをいい⁽⁴⁹⁾、株式市場において、新規株式発行会社が投資家から法定通貨を調達し、その対価として株式を発行する株式の新規公開（Initial Public Offering：IPO）と比較される。

ICO 実施者は、オンライン上で公開されるホワイトペーパー（新たに発行するトークンの仕組みやプロジェクトのメンバー、調達資金の使途、今後の開発スケジュール、免責事項等が記載されるもの）とよばれる媒体を通して、プロジェクトの詳細内容を説明して資金を募り、賛同者（購入者）は法定通貨や暗号資産を支払うことにより ICO 実施者（トークン発行者）からトークンを付与される。ICO の賛同者はその値上がりによる利益を期待してトークンを購入することが多いが、ICO 実施者のプロジェクトが成功した場合、決済手段として購入したトークンを使用することができることも ICO の特徴である。ICO 実施者が提供する事業のプラットフォーム

(49) 仮想通貨交換業等に関する研究会「仮想通貨交換業等に関する研究会報告書」（2018 年 12 月 21 日）19 頁。

では、トークンエコノミーとよばれる新たな経済圏が形成される⁽⁵⁰⁾。

トークンには定義はないが、一般的にブロックチェーンに記録されたデジタル資産を指すとされ⁽⁵¹⁾、トークン設計の自由度は高く、様々な性格のトークンが存在する。ICO については、発行されるトークンが表象する権利の種類に応じて以下のとおり分類できる⁽⁵²⁾。

イ 有価証券型

株式等の有価証券に似た性質を持ち、プロジェクトからの収益の分配を得られるもの

ロ 会員権型

ゴルフ会員権等に似た性質（ただし資金が預託されるわけではない。）を持ち、サービス利用等の権利を得られるもの

ハ プリペイドカード型

交通系電子マネーに似た性質を持ち、サービスを利用する際に残額を消費するもの

ニ 暗号資産（電子データ）型

トレーディングカードに似た性質を持ち、権利や資産の裏付けはないが、価値を認める者がいるもの

なお、トークンの性質は ICO 実施者が決めることができ、トークンが資

(50) 小笠原・前掲注(16) 284-286 頁。

(51) 仮想通貨交換業等に関する研究会第 1 回会議資料 みずほ証券株式会社戦略調査部小川久範「ICO (Initial Coin Offering) のご説明」(2018 年 4 月 10 日) 2 頁。

(52) 仮想通貨交換業等に関する研究会第 1 回会議資料・前掲注(51) 2 頁。その他の分類の仕方として、スイスの金融監査機関 FINMA が 2018 年 2 月に公表した ICO のガイドラインでは、①決済用トークン（決済手段として用いるもの）、②ユーティリティトークン（特定のデバイスやサービスの利用に必要なもの）、③アセットトークン（企業や何らかの資金源に根ざした資産に相当するトークンや、保有していると配当や利子を得られるトークン）に分類している。なお、ICO の分類に関しては、資金決済法等の一部改正法による金融商品取引法の改正において、投資型のトークンに係る有価証券の範囲について、①投資型（発行者が将来的な事業収益等を分配する債務を負っているタイプ）、②その他権利型（発行者が将来的に物・サービス等を提供するなど、上記以外の債務を負っているタイプ）、③無権利型（発行者が債務を何も負っていないタイプ）があるとの想定を踏まえた改正が行われた（松尾元信「暗号資産に関する資金決済法、金融商品取引法等の改正」金融法務事情 2119 号 9 頁（2019））。

金決済法上の暗号資産に該当する可能性もあり、その場合、ICO 実施者が業としてトークンの売却等を行うことについては、「暗号資産交換業」に該当することから、金融庁への登録が必要となる。

(2) エアドロップ

エアドロップとは、購入者からの金銭や暗号資産の払込みを要せずに、希望者に対して無償でトークンを配布する行為を指し、そのトークンを利用するユーザーを増やすことや取引量を拡大することが目的で行われることが多いとされている⁽⁵³⁾。

具体例としては、ICO のプレセールにて購入したトークンを基礎にその数%を無料配布する形でエアドロップがなされるケースがあるほか、ウォレットに特定の暗号資産を入れておくだけでエアドロップがなされるケース、登録時やログイン時にエアドロップがなされるケースや SNS 連携等を要件としてエアドロップがなされるケースがあり⁽⁵⁴⁾、このような場合、無償で暗号資産を取得できる。

3 暗号資産を原資産とするデリバティブ取引

暗号資産交換業者は、暗号資産の現物の売買のほか、現物の暗号資産の売買又は交換を伴わない差金決済取引やレバレッジをかけた取引、証拠金を用いた取引などを提供している⁽⁵⁵⁾。

暗号資産を原資産とするデリバティブ取引（証拠金取引）は、顧客が業者に証拠金として金銭や暗号資産を預託し、業者指定の倍率を上限にレバレッジをかけて暗号資産の取引を行った後に反対取引を行い、金銭や暗号資産の差分の授受により決済を行う取引をいう⁽⁵⁶⁾。

(53) 小笠原・前掲注(16)203・204 頁及び宮本明佳「国際取引法研究の最前線 第 76 回 仮想通貨のエアドロップに関する規制の可否」国際商事法務 46 巻 12 号 1714-1717 頁 (2018)。

(54) 中尾隼人「仮想通貨の取引形態 (3)」税理 61 巻 11 号 119 頁 (2018)。

(55) 小笠原・前掲注(16)152 頁。

(56) 仮想通貨交換業等に関する研究会第 7 回会議資料 3「参考資料」(2018 年 10 月 19 日) 1 頁。

暗号資産の信用取引は、顧客が業者に保証金として金銭や暗号資産を預託し、業者指定の倍率を上限に業者から暗号資産を借り入れ、それを元手として暗号資産の売買・交換を行う取引をいう⁽⁵⁷⁾。

4 暗号資産交換業者を通じて行う取引

暗号資産取引については、参加者自らが直接ブロックチェーンのネットワークに参加して取引を行うことができるが、この他に暗号資産交換業者との間で取引を行うことも可能であり、一般的には暗号資産交換業者を介して取引を行う者が多い。この場合、取引を行う者は暗号資産交換業者との間でアカウントを設け、そのアカウントにおいて暗号資産が管理されることになる。

暗号資産交換業者の概要及び実際に暗号資産交換業者が営む交換所等の種類は以下のとおりである。

(1) 暗号資産交換業者

資金決済法では、暗号資産交換業に関する用語について、以下のとおり定義されている（資金決済法 2 条 7 項）。

「暗号資産交換業」とは、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「暗号資産の交換等」とは、次のイ及びロに掲げる行為をいい、「暗号資産の管理」とは、次のニに掲げる行為をいう。

イ 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換

ロ イに掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理

ハ その行うイ又はロに掲げる行為に関して、利用者の金銭の管理をすること

ニ 他人のために暗号資産の管理をすること（当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合を除く。）

「暗号資産交換業者」とは、内閣総理大臣の登録を受けた者をいい、暗号資産交換業は当該登録を受けた者でなければ行ってはならないとされて

(57) 仮想通貨交換業等に関する研究会第 7 回会議資料 3・前掲注(56) 7 頁。

いる（資金決済法 2 条 8 項、63 条の 2）。

このほか、外国の法令により、その外国において上記と同種の登録を受けている者を外国暗号資産交換業者として定義し、内閣総理大臣の登録を受けていない限り、日本国内の者に対して、上記イからニまでに掲げる行為の勧誘をしてはならないとされている（資金決済法 63 条の 22）。

（2）暗号資産交換所⁽⁵⁸⁾

一般にいう暗号資産交換所は、暗号資産取引所、暗号資産販売所、狭義の暗号資産交換所の三つに区別され、これらを運営する事業者はいずれも暗号資産取引における仲介手数料や独自に調達した暗号資産の売買による差益を主な収入源としている。

イ 暗号資産取引所

暗号資産の売買を仲介する事業者をいう。すなわち、暗号資産を売りたい顧客の売り注文と買いたい顧客の買い注文をマッチングさせる場を提供する事業者である。暗号資産取引所は、暗号資産交換業の定義のうち、暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の行為の媒介、取次ぎ又は代理に該当するほか、利用者の金銭の管理をすることにも該当するものとされる。

ロ 暗号資産販売所

暗号資産を販売する事業者である。暗号資産の購入者は、暗号資産販売所を運営する事業者から暗号資産を購入することができる。暗号資産販売所は、暗号資産交換業の定義のうち、暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に該当するほか、利用者の金銭の管理することにも該当するものとされる。

ハ 暗号資産交換所

暗号資産取引所と暗号資産販売所の両方の機能を有する事業者をいう。

(58) 小笠原・前掲注(16)148-151 頁。

第 2 章 居住者の暗号資産取引から生ずる所得に対する課税関係

暗号資産取引に対する課税の取扱いについては、暗号資産を「資産」又は「支払手段」のいずれとして捉えるかによって異なると考えられるが⁽⁵⁹⁾、我が国の暗号資産に対する税法上の取扱いが最初に明確化されたのは消費税である。その後、国税庁は所得税等における暗号資産取引の主な取扱いを公表した。

本研究では非居住者が行う暗号資産取引についての検討を念頭に置いており、非居住者の所得は、居住者と異なり、非居住者が得る所得が国内源泉所得に該当するか否かという観点から課税所得の範囲が定まる。そして、その後の課税所得や税額の計算において居住者の規定が準用されるという仕組みになっており、我が国で課税の対象となる非居住者の所得としては、あくまで国内源泉所得に該当するか否かという点が重要になるところ、本章においては、非居住者の取引から生じる所得を前提として、居住者に対する所得税等の取扱いについて確認する。

さらに、企業会計における暗号資産の取扱いが部分的に明確にされたことを受けて、令和元年度税制改正において措置された法人税法及び所得税法の内容についても概観する。

第 1 節 消費税法上の取扱い

平成 29 年度税制改正において、資金決済法により暗号資産が支払手段として位置付けられたことや諸外国における課税関係等を踏まえて、暗号資産の取

(59) 「資産」と捉えれば、物品やサービスの購入等に暗号資産を使うことは、取引において利益又は損失を認識することになる。これに対して、「支払手段」と捉えれば、外国為替のように通貨換算における差損益が認識されることになる（田澤元章『『信頼』を確立するための規制上の課題』久保田隆編『ブロックチェーンをめぐる実務・政策と法』105 頁（中央経済社、2018））。

引について、消費税を非課税とすることとされた⁽⁶⁰⁾（消法別表 1 二、消令 9 条 4 項）。

また、消費税の確定申告を一般課税により行う場合には、仕入控除税額を計算する際、当課税期間の課税売上高、免税売上高及び非課税売上高を基に課税売上割合を算出するが、支払手段等に該当する暗号資産の譲渡については、課税売上割合の算出に当たって、非課税売上高に含めて計算する必要はないこととされた（消法 30 条）。

第 2 節 居住者に対する所得税の取扱い

1 国税庁が公表した取扱いの内容

国税庁は、平成 29 年 12 月 1 日に個人課税課情報第 4 号「仮想通貨に関する所得の計算方法等について（情報）」を、平成 30 年 11 月 21 日に個人課税課情報第 8 号外 5 課共同「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて（情報）」を公表し、暗号資産に関して想定される取引を念頭に置きつつ、所得税について以下の取扱いを示した（「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて（情報）」は令和元年 12 月 20 日に更新されている。）。主な内容は以下のとおりである（公表文中「仮想通貨」との文言が用いられているが、以下では「暗号資産」として記載する。）。

（1）暗号資産の売却

暗号資産を売却した場合、その譲渡価額と暗号資産の譲渡原価との差額等が所得金額となる。

（2）暗号資産での商品の購入

保有する暗号資産で商品を購入した場合、保有する暗号資産を譲渡した

(60) 金融庁からの支払・決済手段としての機能を事実として有する仮想通貨について、外為法上の支払手段等との比較や国際的な課税上の取扱いの現状等を踏まえ、消費税の取扱いを整理するという税制改正要望を踏まえたものとされている（金融庁平成 29 年度税制改正要望）。

ことになるので、この譲渡に係る所得金額は、その暗号資産の譲渡価額とその暗号資産の譲渡原価等との差額となる。

(3) 暗号資産と暗号資産の交換

保有する暗号資産を他の暗号資産と交換した場合、上記(2)と同様に保有する暗号資産の譲渡に係る所得金額を計算する必要がある。

(4) 暗号資産の取得価額

暗号資産の取得価額は、その取得の方法により、それぞれ次のとおりとされている(取得価額は、購入手数料など暗号資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を含む金額となる。)

イ 対価を支払って取得(購入)した場合

購入時に支払った対価の額

ロ 贈与又は遺贈により取得した場合(ハの場合を除く。)

贈与又は遺贈の時の価額(時価)

ハ 死因贈与、相続又は包括(特定)遺贈により取得した場合

被相続人の死亡の時に、その被相続人が暗号資産について選択していた方法により評価した金額(被相続人が死亡時に保有する暗号資産の評価額)

ニ 上記以外の場合

その取得時点の価額(時価)

(注) 上記以外の場合とは、例えば、暗号資産同士の交換、マイニング(採掘)、分裂(分岐)などにより暗号資産を取得した場合をいい、その場合の取得価額は、取得時点の価額(時価)になる。なお、分裂により暗号資産を取得した場合の取得価額は0円となる。

(5) 暗号資産の分裂(分岐)

暗号資産の分裂(分岐)に伴い新たに暗号資産を取得した場合、課税対象となる所得は生じない。暗号資産の分裂(分岐)時点において取引相場が存在しておらず、同時点において価値を有していなかったと考え、その取得時点での所得は生じず、その新たな暗号資産を売却又は使用した時点

において所得が生じることとなる。

(6) 暗号資産のマイニング

暗号資産をマイニング（採掘）により取得した場合、その取得した暗号資産の取得時点の価額（時価）については所得の金額の計算上総収入金額（法人税においては益金の額）に算入され、マイニングに要した費用については所得の金額の計算上必要経費（法人税においては損金の額）に算入されることになる。

(7) 暗号資産に関する所得の所得区分

暗号資産取引により生じた損益は、所得税の課税対象となり、以下の場合を除き、原則として雑所得に区分される。

イ その暗号資産取引自体が事業と認められる場合

ロ その暗号資産取引が事業所得等の基因となる行為に付随したものである場合

(8) 暗号資産の必要経費

暗号資産の売却による所得の計算上、必要経費となるものは売却した暗号資産の譲渡原価や売却の際に支払った手数料などが挙げられるほか、インターネットやスマートフォン等の回線利用料、パソコン等の購入費用などについても、暗号資産の売却のために必要な支出であると認められる部分の金額に限り、必要経費に算入することができる。

(9) 暗号資産取引で損失が生じた場合

暗号資産取引による所得は原則として雑所得に該当し、この場合、暗号資産取引に係る所得の金額の計算上生じた損失の金額は、他の所得と通算することはできない。

(10) 暗号資産の証拠金取引

暗号資産の証拠金取引による所得については申告分離課税の適用はないので、総合課税にて申告をすることになる。

以上の取扱いについては、暗号資産が決済手段として使われており他の決済手段（例えば外貨など）の課税関係とのバランスなどを踏まえたものと考

えられる⁽⁶¹⁾。

2 暗号資産の譲渡に関する議論

上記 1 のとおり、国税庁が公表した取扱いでは、暗号資産取引により生じた損益は、原則として雑所得に区分することとされている。

この点、金子宏教授は、譲渡所得の対象となる資産について、「譲渡性のある財産権をすべて含む観念で、動産・不動産はもとより、借地権、無体財産権、許認可によって得た権利や地位、ビットコイン等の仮想通貨などが広くそれに含まれる」と述べている⁽⁶²⁾。さらに、米国において暗号資産が「Property」としての取扱いを受け、それが日米両国における外貨の課税関係の違いに起因して生じていることを指摘するとともに、そもそも外貨は譲渡所得の基因となる資産ではないとの考えに疑問を呈し、暗号資産の譲渡による所得が譲渡所得に該当する可能性があることを示唆する見解も存在する⁽⁶³⁾。

また、酒井克彦教授は、暗号資産の所得税法上の資産該当性と資産の性質についての検討を行い、「生活に通常必要な動産」又は「生活に通常必要でない資産」に該当するものもあると考え、暗号資産の譲渡による所得が非課税とされるほか、損失がなかったものとされる可能性について言及するとともに、暗号資産の譲渡から得られる所得が雑所得に該当するとの考え方については、暗号資産を支払決済手段であると理解して、支払決済手段からはキャピタルゲインが生じると解することには困難が伴うという観点から分析を

(61) 平成 30 年 3 月 22 日第 196 回国会参議院財政金融委員会における藤井国税庁次長（当時）答弁等参照。

(62) 金子宏『租税法〔第 23 版〕』261 頁（弘文堂、2019）。

(63) 泉絢也「仮想通貨（暗号通貨、暗号資産）の譲渡による所得の譲渡所得該当性—アメリカ連邦所得税におけるキャピタルゲイン及び為替差損益の取扱いを手掛かりとして—」税法学 581 号 3 頁以下（2019）及び同「仮想通貨の譲渡（売却又は使用）と所得税法上の所得区分—外国通貨や為替差損益に対する課税問題も視野に入れて—」税務事例 50 巻 10 号 13 頁以下（2018）。

行っている⁽⁶⁴⁾。加えて、暗号資産の交換の際に所得の実現を把握することが困難であることから、暗号資産に係る課税の繰延べを提案している⁽⁶⁵⁾。

第 3 節 会計上の取扱いと令和元年度税制改正の内容

1 会計上の取扱い

企業会計基準委員会は、平成 30 年 3 月 14 日、実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 38 号」という。）を公表し、暗号資産を巡る会計処理についての指針を示した。

実務対応報告第 38 号では、資金決済法の暗号資産（仮想通貨）を念頭に「法律上の権利に該当するかどうかは明らかではないが、売買・換金を通じて資金の獲得に貢献する場合も考えられることから、仮想通貨を会計上の資産として取り扱い得る」とされた。そして、暗号資産は、金融資産、棚卸資産、無形固定資産としての会計処理を候補としながらも、外国通貨、金融資産又は無形固定資産のいずれにも該当しないこと、暗号資産の全てが棚卸資産に該当するとはいえないことを明らかにし、独自の会計処理を定める旨が示された。

また、資金決済法の暗号資産について、活発な市場が存在する場合、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理することとされ（実務対応報告 5 項）、活発な市場が存在しない暗号資産については、処分見込価額が取得原価を下回る場合には処分見込価額まで帳簿価額を切り下げ、その切り下げた後には切放し法を適用することとされた（実務対応報告 6 項及び 7 項）。

(64) 酒井・前掲注(2)14-24 頁（2018）。

(65) 酒井克彦「仮想通貨取引に係る課税上の課題と改正提案」税理 61 巻 11 号 47-54 頁（2018）。

2 法人税法における改正

法人税法については、令和元年度税制改正において、実務対応報告第 38 号を踏まえて、資金決済法上の暗号資産を念頭に置いて、その取扱いを整理することとし、譲渡損益及び評価方法等に関する項目について改正が行われた。主な改正事項は以下のとおりである（法 2 条、61 条、61 条の 6、61 条の 8、法令 118 条の 5～118 条の 11）⁽⁶⁶⁾。

- (1) 内国法人が暗号資産の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額は、原則として、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入することとされた。この譲渡利益額又は譲渡損失額は、その暗号資産の譲渡の時における有償によるその暗号資産の譲渡により通常得べき対価の額とその暗号資産の譲渡に係る原価の額（暗号資産の一単位当たりの帳簿価額にその譲渡をした暗号資産の数量を乗じた金額）との差額として計算する。

ここで、暗号資産は有価証券や短期売買商品と同様、価格の変動について一般的な傾向をもっていないことから、平均単価に基づき計算を行うことが望ましいと考えられ、一単位当たりの帳簿価額は移動平均法又は総平均法により算出することとされる。

- (2) 内国法人が事業年度終了の時において有する暗号資産のうち、活発な市場が存在する暗号資産については、時価法により評価した金額をもってその評価額とすることとされ、この評価額と帳簿価額との差額（評価益又は評価損）を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入することとされる。
- (3) 内国法人が暗号資産信用取引（暗号資産交換業を行う者から信用の供与を受けて行う暗号資産の売買をいい、いわゆる暗号資産 FX 取引や暗号資産先物取引は、暗号資産信用取引ではなく、デリバティブ取引に該当する。）

(66) 財務省「令和元年度税制改正の解説」278－293 頁（https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2019/explanation/pdf/p0254-0316.pdf）（2020 年 4 月 10 日最終閲覧）。

を行った場合において、暗号資産信用取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものがあるときは、その時ににおいてその暗号資産信用取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。また、事業年度終了の時ににおいて決済されていない暗号資産信用取引の当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入した金額に相当する金額は、翌事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する（洗替処理）こととされる。

（4）暗号資産について、棚卸資産及び固定資産の範囲から除外する。

3 所得税法における改正

所得税法においても、令和元年度税制改正において、法人税法と同様に暗号資産の取得価額の評価方法に関して改正が行われた。主な改正事項は以下のとおりである（所法 2 条、48 条の 2、所令 119 条の 2～119 条の 7）⁽⁶⁷⁾。

（1）居住者の暗号資産につきその者の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となるその年 12 月 31 日において有する暗号資産の価額は、原則として、その者が暗号資産について選定した評価の方法により評価した金額とする。その評価の方法としては、総平均法又は移動平均法によってその取得価額を算出し、その算出した取得価額をもってその年 12 月 31 日において有する暗号資産の評価額とする方法とされた。

（2）暗号資産の評価額の計算の基礎となる暗号資産の取得価額は、原則として、次の暗号資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされた。

イ 購入した暗号資産・・・その購入の代価（購入手数料その他その暗号資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

(67) 財務省・前掲注(66)96-100 頁。

ロ 上記イの暗号資産以外の暗号資産・・・その取得の時におけるその暗号資産の取得のために通常要する価額

ハ いわゆる死因贈与、相続又は包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈により取得した暗号資産・・・被相続人の死亡の時ににおいて、被相続人がその暗号資産につきよるべきものとされていた評価の方法により評価した金額

ニ 著しく低い価額の対価による譲渡により取得した暗号資産・・・その譲渡の対価の額と実質的に贈与をしたと認められる金額との合計額

(注) 暗号資産信用取引による暗号資産の売買については、その原価の計算を同じ種類の他の暗号資産と区分して個別原価により行うこととされる。

(3) 暗号資産について、棚卸資産及び固定資産の範囲から除外する。

4 小括

このように、暗号資産に係る会計上及び税務上の取扱いは、実務上不明確であった部分について一定程度の対応がなされ、居住者や内国法人に対する課税関係が部分的に明らかにされているといえる。

他方で、暗号資産取引は国境を越えて行われることが想定され、我が国に関係する取引としては、居住者が我が国内で行う取引、居住者が国外で行う取引、非居住者が我が国内で行う取引が想定されるが、このうち居住者が主体となる前の二つの取引は、居住者の課税対象として、既に明らかにされている取扱いによってある程度整理されているといえるが、非居住者が我が国内で行う取引については、未だ不明確な部分が多いと考えられ、次章以降では、非居住者が我が国に何らかの関係がある暗号資産取引を行うことにより得る所得についての国内源泉所得該当性を整理する。

第 3 章 非居住者の暗号資産取引から生ずる所得に対する課税関係

本章では、非居住者が行う暗号資産取引に焦点を当てて、現行の国内源泉所得の内容を踏まえて、その該当性についての考察を行う。

非居住者の国内源泉所得は、大まかに恒久的施設帰属所得とそれ以外の国内源泉所得に分類できるが、恒久的施設帰属所得に該当する場合については、我が国で事業を行う非居住者を前提として、その非居住者が恒久的施設を有しており、そこに帰属する所得については国内源泉所得に該当することになる。

恒久的施設帰属所得への該当性については、恒久的施設を有する事業者を前提にすることやどのようなものが暗号資産取引における恒久的施設に該当するのかといったことを検討する必要があるが、個人が一般的に行う暗号資産取引としては、事業として行うというよりも、事業以外の位置付けで行う場合が多いと想定される。そして、恒久的施設帰属所得に該当する場合には、その恒久的施設帰属所得に対する課税関係については、基本的には、居住者と同様の取扱いとなるところ、既に居住者の取扱いは一定程度明確にされているので、本研究においては、恒久的施設を有して事業を行っている非居住者ではなく、恒久的施設を有しない者が行う暗号資産取引から生ずる所得や恒久的施設を有していてもそこに帰属しない所得に重点を置いて、主に恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得への該当性について検討を試みたい。

第 1 節 国内源泉所得の内容

1 非居住者に対する課税の概要

国際法上、国家管轄権は立法管轄権、執行管轄権及び司法管轄権に分類でき、国際課税において特に問題となるのが、一国の議会で租税法律を制定する場合の立法管轄権と、その国の行政組織が租税の賦課徴収を行う場合の執行管轄権であるとされる。法律の内容として、自国の居住者に対して全世界

所得を課税の対象とすることは立法管轄権の行使として可能である。他方で、執行管轄権の行使は属地主義が国際法上の原則とされており、執行管轄権に基づく強制措置は相手国の同意がある場合を除き自国の領域内に限って実施することが許される。このような中で、ある国が課税権を行使するためには課税対象との関係で何らかのつながりが必要であるということが共通了解とされてきた⁽⁶⁸⁾。

非居住者の課税を考えるに当たり、まずは国際的な一般原則として居住地管轄によって居住者についてはその全世界の所得に課税することができ、他方で所得源泉地管轄によって非居住者についてはその国内源泉所得に課税しうることが認められているということを踏まえる必要があるところ⁽⁶⁹⁾、我が国においては、納税義務者を居住者（内国法人）と非居住者（外国法人）に区分し、非居住者に対する課税の範囲は国内源泉所得に限ることとしている。さらに、国内源泉所得に対する課税方式も、非居住者が我が国との間で有するつながりの強弱に応じて分化されている⁽⁷⁰⁾。国内源泉所得を有する非居住者がどのような国内源泉所得を有するか、支店や事業所などの恒久的施設を有するか否か、恒久的施設に帰せられる所得か否かにより、概ね次のとおり課税方法が異なっている。

（１）恒久的施設を有する非居住者

恒久的施設を有する非居住者の有する国内源泉所得が恒久的施設に帰せられる所得である場合は、原則として、申告納税方式により課税されるが、その国内源泉所得が恒久的施設に帰せられない所得である場合は、原則として源泉徴収のみで課税関係が完結する源泉分離課税となっている（所法 164 条 1 項一号、165 条）。

（２）恒久的施設を有しない非居住者

(68) 増井良啓「国際課税の制度設計」金子宏監修『現代租税法講座第 4 巻 国際課税』4・8 頁（日本評論社、2017）。

(69) 水野忠恒『国際課税の制度と理論 国際租税法の基礎的考察』8 頁（有斐閣、2000）。

(70) 増井・前掲注(68) 7 頁。

恒久的施設を有しない非居住者の有する国内源泉所得については、一部の国内源泉所得を除き、原則として源泉徴収のみで課税関係が完結する源泉分離課税方式となっている（所法 164 条 1 項二号、169 条）。

2 国内源泉所得の種類

一般に、非居住者に対して課税する場合には、国家がその非居住者に対して課税することを正当化しうるような何らかの結びつきが必要であるとされる。具体的には、非居住者の保有する財産の所在や労働・生産等の経済活動の事実という所得源泉の存在が管轄の基礎となり、源泉に基づく管轄の準則が形成され、源泉に基づく管轄の決定は、実質的には課税の範囲を決定する機能を持ち、非居住者の所得はその源泉が国内に存在する限度で課税されることになる⁽⁷¹⁾。このような所得の源泉地に関する法原則であるソースルール⁽⁷²⁾は、国によって異なるが、我が国としては、個別の国内源泉所得を次のとおり定めている（所法 161 条 1 項）。

- (1) 恒久的施設⁽⁷³⁾に帰せられるべき所得（所法 161 条 1 項一号）
- (2) 国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得（所法 161 条 1 項二号）
- (3) 国内にある資産の譲渡により生ずる所得（所法 161 条 1 項三号）
- (4) 組合契約等に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる利益で、その組合契約等に基づいて配分を受けるもののうち一定のもの（所法 161 条 1 項四号）
- (5) 国内にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設

(71) 水野・前掲注(69)20 頁。

(72) 金子・前掲注(62)577 頁。

(73) 恒久的施設とは、①非居住者又は外国法人の国内にある支店・工場その他事業を行う一定の場所、②非居住者又は外国法人の国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所その他これに準ずるもの、③非居住者又は外国法人が国内に置く自己のために契約を締結する権限を有する者等のことをいい、我が国が締結した租税条約において、これを異なる定めがある場合には、その適用を受ける非居住者又は外国法人については、その条約において定められたものとされる（所法 2 条 1 項八号の四、所令 1 条の 2）。

備若しくは構築物の譲渡による対価（所法 161 条 1 項五号）

- （6）国内で人的役務の提供を主たる内容とする事業を行う者のその人的役務の提供に係る対価（所法 161 条 1 項六号）
- （7）国内にある不動産又は不動産の上に存する権利等の貸付け等により受け取る対価（所法 161 条 1 項七号）
- （8）日本の国債、地方債、内国法人の発行した社債の利子、外国法人の発行する債券の利子のうち恒久的施設を通じて行う事業に係るもの、国内の営業所等に預けられた預貯金の利子等（所法 161 条 1 項八号）
- （9）内国法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配等（所法 161 条 1 項九号）
- （10）国内で業務を行う者に貸し付けた貸付金の利子で国内業務に係るもの（所法 161 条 1 項十号）
- （11）国内で業務を行う者から受ける工業所有権等の使用料、又はその譲渡の対価、著作権等の使用料又はその譲渡の対価、機械装置等の使用料で、国内業務に係るもの（所法 161 条 1 項十一号）
- （12）俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与その他の人的役務の提供に対する報酬のうち国内において行う勤務その他の人的役務の提供に基因するもの、公的年金、退職手当等のうち居住者期間に行った勤務等に基因するもの（所法 161 条 1 項十二号）
- （13）国内で行う事業の広告宣伝のための賞金品（所法 161 条 1 項十三号）
- （14）国内にある営業所等を通じて締結した保険契約等に基づく年金等（所法 161 条 1 項十四号）
- （15）国内にある営業所等が受け入れた定期積金の給付補填金等（所法 161 条 1 項十五号）
- （16）国内で事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約等に基づく利益の分配（所法 161 条 1 項十六号）
- （17）（1）から（16）までのほか、その源泉が国内にある所得として一定のもの（所法 161 条 1 項十七号）

ただし、上記のとおり国内源泉所得に該当する場合であっても、租税条約で国内源泉所得について別段の定めがあるものについては、その租税条約に定めるところによるとされている（所法 162 条 2 項）。

第 2 節 暗号資産取引から生ずる所得の国内源泉所得へのあてはめ

暗号資産は企業会計においては資産として取り扱い得るとされており、これを踏まえて税法においても棚卸資産や固定資産から暗号資産が除かれることが明確化された。また、暗号資産について様々な見解が示されているところであるが、概して暗号資産は資産であるという前提の下に議論されており、暗号資産は資産であると考えて問題はないと思われる。

それでは、非居住者が暗号資産取引を行う場合に、どのような暗号資産について国内源泉所得を認識することができるだろうか。前節において、ある国が課税権を行使するためには課税対象との関係で何らかのつながりが必要であると述べたが、我が国が暗号資産取引から生ずる所得について課税権を行使するためには、その所得と何らかのつながりが必要となる。

以下では、想定される暗号資産取引ごとに、そこから生ずる所得を前節において確認した我が国における国内源泉所得に係る規定に当てはめ、国内源泉所得への該当性について検討する。

1 暗号資産の移転

非居住者が居住者に対して暗号資産を移転（売却、決済手段として使用又は交換）する場合や非居住者が我が国の暗号資産交換業者を通じて暗号資産の移転を行う場合に取得する所得が国内源泉所得に該当するといえるだろうか。

暗号資産の移転とは、暗号資産を譲渡して法定通貨を取得すること、暗号資産を譲渡して商品やサービスの提供を受けること、保有する暗号資産を他

の暗号資産と交換することを意味するが、このように暗号資産を動かすことにより生ずる所得を、その行為の態様から、資産の運用や譲渡により生ずる所得であると捉え、所得税法 161 条 1 項 2 号の「国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得」又は同項 3 号の「国内にある資産の譲渡により生ずる所得」に該当する可能性があると考えられる。

ここで、運用、保有又は譲渡のいずれの場合においても、「国内にある資産」であるかどうかが共通している。これが、いわゆる我が国との結びつきを示すものであるといえ、「国内にある資産」について行われる運用、保有又は譲渡から生ずる所得については我が国が課税権を行使することができるとされているのであり、まずは、暗号資産が「国内にある資産」であるかどうか問題となる。

(1) 国内にある資産の具体的内容

イ 国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得

国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得の基因となる資産は、具体的に、国債、地方債、内国法人の発行する社債等又は約束手形、居住者に対する貸付金に係る債権で当該居住者の行う業務に係るものの以外のも、国内にある営業所又は契約締結の代理をする者を通じて締結した生命保険契約に基づいて保険金等を受ける権利が例示されている（所令 280 条 1 項）。このほか、所得税基本通達で以下のとおり所得が例示されている（所基通 161-14）。

- (イ) 公社債を国内において貸し付けた場合の貸付料及び所得税法施行令 280 条 1 項 1 号に掲げる国債、地方債、債券若しくは資金調達のために発行する約束手形に係る償還差益又は発行差金
- (ロ) 同項 2 号に掲げる債権の利子及び当該債権又は所得税法 161 条 1 項 10 号に規定する貸付金に係る債権をその債権金額に満たない価額で取得した場合におけるその満たない部分の金額
- (ハ) 国内にある供託金について受ける利子
- (ニ) 個人から受ける動産（当該個人が国内において生活の用に供するも

のに限る。)の使用料

なお、所得税法 161 条 1 項二号は、あくまで例示列举であり、これ以外にも対象となる資産は存在すると考えられる。

ロ 国内にある資産の譲渡により生ずる所得

国内にある資産の譲渡により生ずる所得の基因となる資産については、以下のとおりとされる（所令 281 条 1 項）。

- (イ) 国内にある不動産
- (ロ) 国内にある不動産の上に存する権利、鉱業権又は採石権
- (ハ) 国内にある山林
- (ニ) 内国法人の発行する株式等で一定のもの
- (ホ) 不動産関連法人の株式
- (ヘ) 国内にあるゴルフ場の所有又は経営に係る法人の株式又は出資で一定のもの
- (ト) 国内にあるゴルフ場その他の施設の利用に関する権利
- (チ) その他、非居住者が国内に滞在する間に行う譲渡につき国内にある資産

さらに、「国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得」と「国内にある資産の譲渡により生ずる所得」に共通する内容であるが、資産が国内にあるか否かの判定については、所得税基本通達 161-12 に取扱いが定められており、動産についてはその所在地（ただし、国外又は国内に向けて輸送中の動産については、その目的地）、不動産又は不動産の上に存する権利についてはその不動産の所在地、登録された船舶又は航空機についてはその登録機関の所在地、鉱業権、租鉱権又は採石権（これらの権利に類する権利を含む。）についてはその権利に係る鉱区又は採石場の所在地とされている。

この通達の逐条解説⁽⁷⁴⁾では、非居住者の有する資産が国内にあるかに

(74) 三又修ほか『所得税基本通達逐条解説平成 29 年版』大蔵財務協会 1005-1007 頁(2017)。

については、一般にその資産の物理的な所在場所が国内にあるかどうかを基準とするのが基本的な考え方とし、動産又は不動産は所在地を基準として国内にあるかどうかを判定するとし、船舶又は航空機は、一定の場所に定着することなく、常に移動する性質を有するものであり、法的な意味における所在場所を基準とするのが合理的であることを踏まえたものとし、鉱業権等はいずれも鉱物とみなされ不動産に関する規定が準用され（鉱業法 12 条、71 条）、その権利に基づく所得が生ずる場所は、鉱区又は採石場であることを踏まえたものであるとしている。

所得税法 161 条 1 項二号及び三号にいう「資産」は、有形資産だけではなく、鉱業権等の無形資産も含まれると解されているが、そもそも、ここでいう「資産」は何を念頭に置いているのであろうか。歴史的背景等を遡って規定の趣旨等を確認することとしたい。

（2）沿革

イ 制定当時

我が国で所得税が導入された明治 20 年当時は無制限納税義務者と制限納税義務者の区別がされておらず、所得の源泉地の範囲については規定されていなかったが、明治 32 年の所得税法の改正において、無制限納税義務者と制限納税義務者が区別され、それぞれ課税される所得の範囲が定められた。制限納税義務者に対しては、「この法律施行地に資産営業又は職業を有するときはその所得についてのみ」所得税の納税義務があるとされた（2 条）。その後も、制限納税義務者については、施行地に資産を有するときのみ納税義務という仕組みが維持された。

ロ 昭和 37 年前

大正 9 年の改正時の解説において、「施行地に資産を有するとき」に関して、資産の意義は、普通一般の観念に従えば有形無形を分けず、動産、不動産、債権その他の財産権（著作権や特許権等）をも包含するものであるが、資産の所在を決するに当たっては、債権その他の無形資産は、その権利の主体に追隨するものなので、施行地に住所又は居所を有しな

いは、施行地に存する資産であるということとはできない旨が述べられており⁽⁷⁵⁾、すなわち、ここでいう「資産」には債権と無形資産が含まれないものと解されていたと思われる。

さらに、昭和 11 年の所得税法の概説書では、ここでの「資産」は、所在を觀念しうるものに限るとして、無体財産権は含まれるが債権は含まれないと述べている⁽⁷⁶⁾。その後、昭和 25 年の所得税法の概説書では、「資産」の意義について、広く有形、無形の一切の財産権をいい、通常の場合、動産、不動産、船舶等であるとされ、債権の所在地は債権者の住所と認められるので、施行地に住所又は居所を有しない者の債権は資産に含まれないと考えられており、施行地に資産があるかどうかは、所得が生ずる時を基準として相続税法の規定に準じて判定すると述べている⁽⁷⁷⁾。

ハ 昭和 37 年以後

昭和 37 年の改正において、非居住者の課税の対象となる所得の抜本的な改正が行われ、「この法律の施行地にある資産又は事業の所得」（所得税法 1 条 3 項一号）はこの法律の施行地に源泉がある所得とされた。ここでいう「資産」の所得については、所得税法施行規則 1 条において、以下のとおり規定された。

- (イ) 法施行地にある資産の運用又は保有により生ずるすべての所得
- (ロ) 法施行地にある資産（契約その他に基づく引渡しの義務が生じた時の直前において法施行地にある資産をいうものとし、棚卸資産である動産を除く。）の譲渡により生ずるすべての所得

さらに、上記(イ)の具体的な内容として、国債、地方債、内国法人の発行する債券、内国法人と締結した生命保険契約に基づく保険金の支払若しくは剰余金の分配を受ける権利等、居住者（内国法人）に対する船舶

(75) 藤澤弘『改正所得税法通義』53 頁（1920）。

(76) 田中勝次郎『所得税法精義』34 頁以下（巖松堂書店、改訂 4 版、1936）。

(77) 田口卯一『最新所得税法詳解』47 頁（双珠社、1950）。

又は航空機の貸付け、居住者に対する金銭の貸付け、上記(ロ)の具体的な内容として、日本国の法令に基づく免許、許可等により設定された権利の譲渡、一定の内国法人の発行する有価証券の譲渡、法施行地にある営業所が受け入れた預金等に関する権利の譲渡、法施行地にある事業に係る営業権の譲渡が、それぞれ例示された。

昭和 37 年の改正前までは、非居住者の我が国にある資産の譲渡による所得は全て課税する建前となっていたところであるが、同年の改正の趣旨を示した税制調査会答申及びその審議の内容と経過の説明によると、資産の譲渡所得における資産の所在地について、「その譲渡益の源泉地の課税に当たり、その資産の所在地の判定基準が明らかなでないこと、あるいは資産の譲渡が形式上どこで行われたかにより課税関係が変わる不道理があること等が指摘され、税務当局側も容易に判定をくだすことができない事例がいくつか見受けられた」とし、また、非居住者の資産の譲渡益課税における執行上の困難性も考慮し、「法人、個人を通じて、非居住者等が資産の譲渡から生ずる所得につきわが国で課税される場合を、より具体的に列挙する制度をとることが適当」とされた⁽⁷⁸⁾。

実際に、同年改正時の解説においては、日本にある資産の譲渡により生ずる所得について、資産のうち有価証券や権利については、その資産が日本にあるかどうかの判定が困難なので、次に掲げる資産の譲渡は日本にある資産の譲渡をみることにしたとしている。

- ① 日本国の法令に基づく免許、許可等の処分により設定された権利（例えば、鉱業権、採石権、漁業権等）
- ② 内国法人の株券等の譲渡が株券等の買占めによる譲渡及び事業譲渡に類似する株券等の譲渡に該当する場合のその株券等
- ③ 株券や社債券等の券面のある有価証券及び新株引受権等（②を除く。）で日本の有価証券市場で譲渡されるもの、証券業者の日本にある

(78) 大蔵省主税局『税制調査会答申及びその審議の内容と経過の説明』530-534 頁(1961)。

営業所を通じて譲渡されるもの及び契約等に基づく引渡しの義務が生じた時の直前において株券等が日本にあるもの

- ④ 日本にある営業所が受け入れた預金、貯金、積金及び相互掛金に関する権利、日本にある営業所に信託された合同信託に関する権利や内国法人とした生命保険に基づく保険金等の支払を受ける権利

そして、昭和 40 年の改正において、「国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得」と「国内にある資産の譲渡により生ずる所得」が法律に規定され、改正前の所得税法施行規則 1 条において規定されていた具体的な内容は、政令に例示列举される形となり、現在の規定へとつながっていくことになる⁽⁷⁹⁾。

なお、渕圭吾教授は、国内にある動産の譲渡益の課税についての考察において、原則としてキャピタルゲインに対する課税は国内にある恒久的施設が存在していることを条件としているといえるとしつつ、無形資産の扱いが明らかでないと疑問を呈している⁽⁸⁰⁾。確かに、以上の沿革を振り返ると、昭和 37 年改正前までは、国内にある資産については、所在を観念しうる無形資産であれば含まれるとされており、同年以後においては、我が国に所在している資産であると判断できるものが列举され、無形資産がこれに含まれるのかは法令の文言上不明確である。

(79) 現行の規定は、平成 26 年度税制改正において、総合主義から帰属主義への見直しによって改正された後のものとなっている。

(80) 渕圭吾『所得課税の国際的側面』50 頁（有斐閣、2016）。なお、「国内にある」資産に関する論点からはやや逸れるが、渕教授の法人格内部の国際的な財産の移転についての考察において、「実は、そもそも、無形資産を移転することがはたして可能なのか、ということが問題になりうる。例えば、ある国において成立した特許権を、その国にある本店から別の国にある支店に移転することは可能なのだろうか。それとも、別の国においても特許権が別個に存在するだけだろうか。・・・特許権の仕組みによれば、特許権は各国における出願を基に成立する。そして、有体財産と異なって、複数の国に同時に同内容の特許権が成立しうる。また、特許権を他人にライセンスするといっても、それはその他人による特許権の利用に異議を唱えないということではない。そうだとすると、有体財産と同様の意味で、無体財産が本支店間で移転したり、ライセンスされたりすることは、ありえないと言ってよい。無体財産はもともと本支店の両方に帰属しているのである」と述べている（同 66-68 頁）。

ただし、鉱業権等についても含まれるとの同年改正時の解説や所得税基本通達の規定を踏まえると無形資産も含まれると考えられ、明らかに我が国との関係が深く、我が国に所在する資産であるといえれば、「国内にある資産」に該当するのではないかと考えられる。

(3) 国内の概念

「国内」とは、この法律の施行地をいうとされている（所法 2 条 1 項一号）が、実質的な国内の概念については不明確である。中里実教授は、「施行地とは、国際法にしたがって、日本国の主権の及ぶ範囲と考えるべきであろう」と述べている⁽⁸¹⁾。また、租税法律にいう国内とは、憲法の空間的妥当領域を包含するので、所得税法における国内は、日本国憲法の施行地と同一であるので、国内とは日本国の高権領域を指すとの解釈もある⁽⁸²⁾。

(4) 暗号資産の「国内にある資産」への該当性

「国内にある資産」は無形資産を含む幅広い概念であり、暗号資産もここでの「資産」に該当すると考えられる。次に、暗号資産の所在地が日本国の主権の及ぶ範囲にあるといえるかどうかが問題であり、その判定はどのようなになるだろうか。

前述のとおり、暗号資産は支払手段としての位置付けがされているところであるが、資産の性質論として、生活に通常必要でない資産や譲渡所得の対象となる資産としての特徴も指摘されているところであり、非居住者がどのような目的によって資産を保有するかによっても異なることになるのかもしれない。しかし、保有目的によって、資産の位置付けを変えることとした場合、主観的な要素により判断が分かれてしまい、法的安定性の観点からは好ましくなく、より客観的な基準に基づいて判断するのが望ましい。

一般に、暗号資産については、インターネット上のネットワークにおけ

(81) 中里実「外国法人・非居住者に対する所得課税」日税研論集 33 号『国際課税制度』163 頁（税務研究センター、1995）。

(82) 木村弘之亮『国際税法』139 頁（成文堂、2000）

るブロックチェーンに記録されたアドレスに紐付けられる数量を示すデータに価値を見出し、そのネットワーク参加者の間で価値の移転を観念し共有されているといえることから⁽⁸³⁾、暗号資産が日本国の主権が及ぶ範囲である国内にあると断定することは難しいと考えられる⁽⁸⁴⁾。

このように、暗号資産そのものに着目すれば、暗号資産はネットワーク空間に存在するといえ、特定の国・地域との結びつきがあることを断定するのは困難となる。

他方で、暗号資産は分散台帳にその取引が記録されていくという仕組みがあり、その分散台帳が特定の国・地域で管理されている場合には、その管理されている国・地域との結びつきがあるとはいえないだろうか。

例えば、パブリック型ではなく、プライベート型のように管理者が存在するブロックチェーンによる暗号資産については、その管理者が暗号資産に係る分散台帳を管理し、暗号資産取引を記録し取引の承認等を行っており、分散台帳の管理地が定まっていることから、このような暗号資産は管理者の所在地に存在するといえるのではないか。

現行の規定を勘案すると、所得税法 161 条 1 項二号において定められている「国内にある資産」としては、日本国の国債等や内国法人の発行する債券、国内営業所等を通じて締結した生命保険契約等に基づく保険金等を受ける権利などがあり、ここでは「国内にいる発行者」や「国内の契約締結」の存在を前提にして、国内に所在する者と関係がある資産を「国内にある資産」とであると規定している。このような規定を踏まえると、管理者

(83) 西村あさひ法律事務所・前掲注(5)849 頁、辻岡将基「ビットコインの決済利用と流通の保護」金融商事法務 2068 号 40 頁 (2017)。また、久保田隆教授は、無体財産の国際私法上の規則が未確立でブロックチェーンの所在地が不明確なため準拠法や管轄裁判所が予測しがたいことを指摘している（久保田隆「現金の仮想通貨化と銀行の未来像等—国際的視座」同編『ブロックチェーンをめぐる実務・政策と法』114 頁（中央経済社、2018））。

(84) なお、ビットコインを例にとると、特定の国・地域との関連性がないといえ、準拠法を確定する要素をどのように考えるかは、極めて困難であるとの指摘もなされている（芝章浩「暗号資産の民事法上の取扱い」NBL1138 号 54 頁 (2019)）。

の所在地を資産がある場所と考えても不適当とはいえないのではないか。

すなわち、暗号資産そのものは、インターネット上のネットワーク空間に存在するものであるが、実質的な取引等の管理者が存在するものについては、その管理者の所在地を考慮に入れて国内にある資産か否かを判定すると考えた場合、例えば、単一の管理者が存在するプライベート型の暗号資産など一定のもの（複数の管理者が存在するコンソーシアム型については、その複数の管理者が一つの国で管理をする場合等に限られる。）は「国内にある資産」に該当する可能性があると考えることができる。

ただし、この点については、法令や通達において取扱いが定められているわけではないので、「国内にある資産」への該当性についての判定基準を明らかにしておくことが望ましいと考えられる。また、この考え方を採用する場合には、例えば、外国の企業が発行・管理する暗号資産を我が国の居住者同士が取引する場合は、国内にある資産に該当せず、いわば日本国内での取引が国外で行われているということになり、取引の実態とかい離する可能性があることも考慮する必要がある。

（５）暗号資産の移転の運用又は譲渡への該当性

プライベート型など管理者を基準として判断する場合については、暗号資産が「国内にある資産」に該当する可能性があるとして検討した。次に問題となるのが、暗号資産の移転は、「国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得」又は「国内にある資産の譲渡により生ずる所得」のいずれに該当するかである。

暗号資産の「移転」なので、「保有」には該当しないと考えられるが、「運用」又は「譲渡」のいずれに該当するだろうか。

ここでいう「運用」とは、所得税法上の定義があるわけではない。法令用語辞典によると、字義どおり働かせ用いる意味で用いられる。また、金融法規や財政法規などにおいては、この意味をさらに敷えんして用いている。すなわち、「国有財産の運用」という場合は、国有財産を本来の用途に用い、又は有償若しくは無償で使用させ、若しくは貸し付けることを意味

し、「資金の運用」などという場合は、資金を働かせ用いること、すなわち、金銭を利殖その他の目的のために他の財産形態に替えることの意味に用いられるとされている⁽⁸⁵⁾。

また、ここでの「譲渡」についても特に定義されているわけではないが、一般に、譲渡所得における「譲渡」の概念としては、有償であると無償であることを問わず所有権その他の権利の移転を広く含む観念で、売買や交換はもとより、競売、公売、収用、物納、現物出資等が含まれるとされており⁽⁸⁶⁾、ここでの「譲渡」も概ね同様の意味で使用されているものと考えられる。

このような文言の意味を踏まえると、暗号資産の移転は、暗号資産を譲渡して法定通貨を取得すること、暗号資産を譲渡して商品やサービスの提供を受けること、保有する暗号資産を他の暗号資産と交換することの意味するが、取引の行為を厳密に捉えると、いずれも「譲渡」を伴い行われており、何らかの形で保持しながら所得を生み出すような「運用」というよりも「譲渡」に該当するのではないかと考えられる。

そうすると、暗号資産の移転は、「国内にある資産の譲渡により生ずる所得」に該当する可能性がある。上記（１）ロで示したように「国内にある資産の譲渡により生ずる所得」の具体的な内容を定めた所得税法施行令 281 条 1 項は、限定的に対象となる所得を列挙しており、この場合、暗号資産取引として国内源泉所得に該当すると考えられるのは、同項 1 号から 7 号までのいずれの所得にも当てはまらないので、同項 8 号の「非居住者が国内に滞在する間に行う国内にある資産の譲渡による所得」であると考えられる。

(85) 吉田一郎ほか『法令用語辞典〔第 9 次改訂版〕』33 頁（学陽書房、2009）。

(86) 最高裁判決昭和 40 年 9 月 24 日判例時報 422 号 29 頁では、第三者の債務の担保に供された抵当不動産が競売に付せられた場合に、求償権の取立が事実上不能であるとしても、譲渡所得が成立するとされ、また、名古屋高裁昭和 48 年 12 月 6 日税務訴訟資料 71 号 1125 頁では、土地の現物出資が譲渡に当たるとされている。なお、金子・前掲注(62)262 頁参照。

そして、この場合、「国内にある資産の譲渡により生ずる所得」は、所得税法 164 条 1 項二号の恒久的施設を有しない非居住者の課税所得の範囲に含まれ、同法 165 条において、非居住者の課税については別段の定めがあるものを除き、同法の居住者に対する課税の規定が適用されるとしており、非居住者の暗号資産取引に係る所得について別段の定めはないので、申告の対象になると考えられる。

(6) 暗号資産交換業者が介在する場合

管理者の存在を考慮に入れた場合の基準を用いて国内にある資産の該当性を判定し、それに従い国内源泉所得への該当性について考察したが、これとは別の視点として、暗号資産の移転を取扱う暗号資産交換業者を介して暗号資産の移転を行う場合は、直接暗号資産の移転を行う場合と国内源泉所得への該当性に係る取扱いは異なるだろうか。暗号資産交換業者の形態としては、暗号資産の売買を仲介する暗号資産取引所、暗号資産を販売する暗号資産販売所、両方の機能を有する暗号資産交換所が存在するが、ここでは暗号資産交換所を念頭に置くことにする。

暗号資産交換業者は単なる取引を仲介する者であるが、類似する取引として、例えば、株式の譲渡等を前提にすると、我が国の金融商品取引業者を介して取引を行う場合を挙げることができる。株式の譲渡については、「国内にある資産の譲渡により生ずる所得」(所法 161 条 1 項三号)に該当するものがあると考えられるが、その具体的な内容について規定している所得税法施行令 281 条では、我が国の金融商品取引業者を通じて株式の取引が行われるからといって国内源泉所得に該当するとは規定されていない。そもそも「国内にある資産の譲渡により生ずる所得」は限定列举であり、同条に掲げられていない所得は対象とならない。したがって、我が国の暗号資産交換業者を通じて暗号資産取引が行われたからといって国内源泉所得には該当しないと考えられる。

他方で、暗号資産の移転とは、①暗号資産を売却すること、②暗号資産を譲渡して商品又はサービスを受けること、③暗号資産を譲渡して他の暗

号資産と交換すること、の三つを念頭に置いており、いずれも譲渡を伴う取引であるが、暗号資産交換業者と顧客との間の契約関係を考慮すると、顧客は暗号資産交換業者との間で口座を開設し、暗号資産交換業者に資金を預け、顧客自身が取引を行いたいと考える暗号資産に関して、暗号資産交換業者が提示する購入価格又は売却価格の変動に応じて購入又は売却の注文を暗号資産交換業者に対して行い、暗号資産交換業者はその注文内容に基づいて顧客に暗号資産の提供又は買取りを行っており⁽⁸⁷⁾、顧客自身は暗号資産そのものをやり取りするというよりも、暗号資産交換業者に資金の運用を委託し、暗号資産の価格の変動に伴って損益が生じるというようなケースが想定される。

このような場合、顧客自身が暗号資産交換業者との間で暗号資産を取引し、譲渡するというよりも、顧客が暗号資産交換業者に資金を預けて運用するという側面から取引が行われていると考えることができないか。

すなわち、暗号資産交換業者との契約関係を踏まえると、所得税法 161 条 1 項三号ではなく同項二号に該当性する可能性を指摘できる。具体的には、「国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得」（所法 161 条 1 項二号）を例示列举している所得税法施行令 280 条 1 項においては、三号で国内にある営業所等を通じて契約した生命保険契約等に基づく保険金の支払又は剰余金の分配を受ける権利が例示されており、暗号資産交換業者を通じて行われる暗号資産取引がここでの国内にある営業所を通じて行われる生命保険契約等に基づく保険金等を受ける権利に係る取引と類似するとも考えられる。

これを踏まえると、我が国の暗号資産交換業者を通じて暗号資産取引が行われた場合、国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得として国

(87) ビットフライヤーホームページ (<https://www.eobot.com/>)、GMO コインホームページ (<https://support.coin.z.com/hc/ja>)、DMM ビットコインホームページ (https://bitcoin.dmm.com/policy/regulation/overview_spot.pdf) 参照 (いずれも 2020 年 4 月 10 日最終閲覧)。

内源泉所得に該当する可能性があると考えられる。

以上を踏まえると、暗号資産交換業者を通じた暗号資産の移転については、暗号資産交換業者と顧客（非居住者）との契約や取引形態に応じて、取扱いが異なると想定される。

2 暗号資産の取得

非居住者が日本円やドルなどの法定通貨を使って暗号資産を取得（購入）する場合、非居住者が保有する我が国に關係のある暗号資産について分裂が生じて暗号資産を取得する場合やエアドロップによって暗号資産を取得する場合について、その新たに取得した暗号資産を国内源泉所得として認識するのかを検討する。

暗号資産の取得については、その取得の際に何らかの経済的利益を認識するか否か、すなわち取得の際に所得を認識するか否かによって取扱いが異なると考えられるところ、以下では、経済的利益の有無の観点から検討する。

（1）経済的利益が生じない場合

イ 普通の取得（購入）

非居住者が我が国の居住者や暗号資産交換業者から暗号資産を取得する場合、時価による取得を念頭に置いたときは、その取得だけでは所得は認識されず、国内源泉所得も生じないと考えられる。

ロ ソフトフォーク

暗号資産がシステムにおけるプロトコルの変更により、その中身の仕様等が変更された場合の捉え方としては、プロトコル変更後の暗号資産をプロトコル変更前の暗号資産と全く同様のものとして認識し、暗号資産を引き続き持っていたとする考え方と、名称は同じであるが中身が異なる新たな暗号資産を等価交換したものとして認識する考え方がある。

前者については、特段所得は認識されず、非居住者が日本に關係のある暗号資産についてソフトフォークが生じたとしても国内源泉所得は発生しないと考えられる。

後者については、仮に、等価交換として認識する場合においても、経済的な価値については同等のものと想定され、所得を認識することはないと考えられ、国内源泉所得は生じないと思われる⁽⁸⁸⁾。

ハ ハードフォーク

一般に、経済的価値のあるものを無償で取得した場合には、その取得時の時価を所得金額として認識することになると考えられるが、暗号資産のハードフォークにより取得した別の暗号資産は分裂時点で取引相場が存在しないので、経済的価値がなかったものと考え、居住者については取得時に所得が生じないとされる。つまり、ハードフォークの時点ではなく、ハードフォークの後に、新たに取得した暗号資産について売却、使用、交換等の取引があった場合、ハードフォークの際に得られた経済的価値が認識され、課税されることになると考えられる。

非居住者についても居住者における取扱いと同様に、ハードフォークの時点では新たな暗号資産の取引相場はないと考えられ、国内源泉所得は認識されないと思われる。

(2) 経済的利益が生じる場合

新たな暗号資産を取得した時点で経済的価値が認識される場合については所得を觀念しうることとなる。仮に、時価よりも低い価格で暗号資産を取得できたとした場合は、暗号資産の時価とその取得価額との差額が経済的利益として認識されることになる。

所得税法においては、経済的利益も収入金額に含めることとされ（所法 36 条 1 項）、収入時の時価で評価することになる（所法 36 条 2 項）⁽⁸⁹⁾。ま

(88) 吉村典久教授は、「物と物の直接バーター取引においては、交換取得資産の客観的交換価値を収入金額に計上することが正当化されるが、現実に交換譲渡資産と交換取得資産との間に客観的交換価値の差があるかどうか必ずしも明確ではないと認められる多くの場合について、両者の等価性を推定する、つまり、交換取得資産と客観的交換価値が交換譲渡資産の客観的交換価値を示していると推定する」と述べている（吉村典久「直接バーター取引にかかる所得税の課税問題」金子宏ほか『租税法と市場』285 頁（有斐閣、2014））。

(89) 金子・前掲注(62)308 頁。

た、金銭以外の経済的利益が勤務の対価としての性質を有している場合には給与所得に該当するとされる（所法 28 条 1 項）。

そうすると、非居住者が暗号資産を取得するに当たり経済的利益を得る場合には、国内源泉所得を認識するのであるのか。

イ 国内における役務の提供の対価

まず、その経済的利益が国内において行う人的役務の提供の対価に基因するものである場合には、給与又は報酬として国内源泉所得に該当すると考えられる（所法 161 条 1 項十二号）。例えば、非居住者が日本国内において勤務を行い、その勤務に対する対価として暗号資産を与えられた場合で、対価としての報酬額を上回る価格の暗号資産を得るときは、その得られた暗号資産の価格と本来の報酬額との差額分について経済的利益が生じていると考えることができる。

ロ 国内において行う業務に関し供与を受ける経済的利益

国内における役務の提供の対価に該当する場合以外の場合で、経済的利益が生じるケースとしては、国内において行う業務又は国内にある資産に関し供与を受ける経済的な利益に係る所得が想定される。

ここで、暗号資産は、上記 1 で示したように、管理者の有無という基準を用いて判定する場合を除いて、一般に「国内にある資産」には該当しないと考えられるので、暗号資産の取得に係る経済的利益は「国内にある資産に関し供与を受ける経済的な利益に係る所得」に該当しないものが多いと想定されることから、「国内において行う業務に関し供与を受ける経済的な利益に係る所得」についての該当性を検証したい。

(イ) 国内において行う業務の内容

所得税法では「業務」という用語は定義がされていないが、例えば、「不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務」（所法 38 条 2 項一号）といった使われ方をしており、事業よりも広いものと

して⁽⁹⁰⁾、不動産所得、事業所得、雑所得等を生み出す活動を含む広い概念として用いられている⁽⁹¹⁾。

ここでいう「業務」とは、暗号資産に係るブロックチェーンシステムの開発等のほか、その維持や管理等など暗号資産に関係する作業としての業務は当然該当するが、暗号資産に全く関係しない業務も想定される。さらに、「国内において行う業務又は国内にある資産に関し供与を受ける経済的な利益」については、納税義務者である非居住者自身が国内において業務を行うことを要しないと解されており⁽⁹²⁾、この規定における国内源泉所得の具体例としては、債務免除益や新株引受権の取得等があるとされる。

(v) 供与の内容

「供与」とは、税法上特段定義があるわけではなく、一般的な法令用語としては「金銭、物品その他の便益を提供する場合に用いる」とされている⁽⁹³⁾。

税法における「供与」という用語が使用されている規定をみると、所得税法 228 条の 3 の 2 において、外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書の提出義務について規定しており、役員等が外国親会社等から株式、金銭その他の経済的利益の交付、支払又は供与を受けることを定めている。法人税法 25 条の 2 において、受贈益の額として、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与を受けることを定めている。これらの使用例を踏まえると、「供与」とは、特定の者の間で、金銭や便益など何らかの価値が与えられるような行為を指すものと考えられる。

(90) 小松芳明『国際税務』（現代税務全集 38）31 頁（注 18）（ぎょうせい、1983）。

(91) 中里実『国際取引と課税－課税権の配分と国際的租税回避－』156 頁（有斐閣、1995 年）。

(92) 小松芳明『国際租税法講義〔増補版〕』72 頁（税務経理協会、1999）及び武田昌輔『DHC コメントール法人税法 5 巻』5708 頁（第一法規、2019）。

(93) 吉田ほか・前掲注(85)167 頁。

このような使われ方を勘案して、「国内において行う業務に関し供与を受ける経済的な利益」という規定における「供与」についても「経済的な利益」に掛かっており、税法の他の規定で使われているのと同様に一般的な用語の意味で使われているといえ、特別な意味が与えられているといったことはないと考えられる。

(ハ) 17 号所得の沿革

次に、所得税法 161 条 1 項十七号（その他その源泉が国内にある所得として一定のもの）の規定の趣旨を理解するためにその沿革をみてる。現在の規定の原型ができた昭和 40 年の改正の解説によると、これまで例示列举と解されていた国内源泉所得の範囲を制限列举したため国内源泉所得を網羅的に規定せざるを得ず、その調整を政令ですることにしたためとされており⁽⁹⁴⁾、将来経済実体の変化に伴い国内源泉所得の範囲を変更する必要がある場合に、政令面で手当てすることができるようにしたとされている⁽⁹⁵⁾。

また、従来源泉地が必ずしも明らかでなかった一時所得等のうち国内源泉所得に含まれる旨を明らかにする必要があるものを列举し（旧所令 281 条）、「供与を受ける経済的な利益」とは、債務免除益のように 1 号から 5 号までの規定では読めない所得を想定していると述べられている⁽⁹⁶⁾。

さらに遡ると、この規定は、昭和 27 年の改正において初めて規定されたものであり、非居住者について、「資産をこの法律の施行地にある事業の用に供することによりその対価として支払を受ける所得その他のその源泉がこの法律の施行地にある所得で命令で定めるものを有

(94) 田口勝彦「非居住者、外国法人課税の改正の概要」税経通信 20 巻 7 号 232-233 頁（1965）。

(95) 長岡聰夫「所得税法・法人税法中非居住者・外国法人編および外国税額控除制度関係の改正」『改正税法のすべて』国税庁 191 頁（1965）。

(96) 大須敏生「非居住者・外国法人の納税義務に関する改正」税務弘報 13 巻 6 号 827 頁（1965）。

するとき」に所得税を納める義務があるものとされていた。

(二) 想定される経済的利益

前述のとおり、納税義務者である非居住者自身が国内において業務を行うことを要しないと解されていることを踏まえると⁽⁹⁷⁾、非居住者自身が業務を行わずに他の者に係る国内業務と経済的利益との関係性を広く認めるとしたら、様々な所得が対象となるのかもしれない。

他方で、この「国内において行う業務又は国内にある資産に関し供与を受ける経済的な利益」以外の所得税法 161 条 1 項十七号の国内源泉所得である所得税法施行令 289 条一号から五号までに列挙された国内源泉所得は、非居住者が一方的に物や利益を得たような場合の所得が例示されており限定的なものとされている。

また、規定の沿革を踏まえると、「国内において行う業務に関し供与を受ける経済的な利益に係る所得」は、国内源泉所得として明らかにすべきものを列挙したとのことであり、想定しうる国内源泉所得をあらかじめ全て具体的に列挙することが立法技術上困難であるからこのような文言の規定が設けられたのではないかと考えられる。つまり、国内において行う業務との関連性がわずかでもあれば全て国内源泉所得に取り込むという趣旨で設けられた規定というよりは、明示的に断定できるものを列挙した規定であると解される⁽⁹⁸⁾。

したがって、「国内において行う業務に関し受ける経済的利益に係る所得」に該当するのは、非居住者が日本において行う業務に関連して日本の内国法人が発行する暗号資産を時価よりも低い価額で取得したケースなど、限られた場合について国内源泉所得を認識することになるのではないかと考えられる。

(97) 小松・前掲注(92)72 頁及び武田・前掲注(92)5708 頁。

(98) 北村豊「トータル・リターン・スワップの税務上の取扱いについて—Notice 2006-16 を契機として」NBL855 号 50 頁（2007）においても同様の解釈が述べられている。

例えば、非居住者が日本で行う業務とは関連しないで居住者から暗号資産を取得する場合や非居住者が日本国内で特段何もしないで国内法人からエアドロップによって暗号資産を交付された場合などは国内源泉所得が生じたとはいえないと思われる。

3 暗号資産のマイニング

マイニングに関する所得が国内源泉所得に該当するかどうかについて、暗号資産のコンセンサスアルゴリズムごとに検討する。

(1) プルーフ・オブ・ワーク

イ ソロマイニング

マイニングによって暗号資産を取得することは、外部からの経済的価値の流入であり、所得を構成すると考えられるが⁽⁹⁹⁾、その得られる報酬の中身は、ブロックチェーンにおいて新たなブロックを生成することに伴い新たに生まれる暗号資産とブロックを生成する際にブロックに取り込まれた全ての取引に含まれる手数料である。これらは、ブロックチェーンシステムのルールに基づいて得られる報酬であるといえ、マイニングの行為がネットワークの維持・管理という結果をもたらすために機械の計算能力を提供するものであり⁽¹⁰⁰⁾、マイニングを行う者がマイニングに当たって役務を提供して報酬を得ると捉えることも可能かもしれない⁽¹⁰¹⁾。また、マイニングノードがマイニング機器をネットワークに接続してその機器に計算処理を行わせること（パソコンが行う計算処理）に対してシステムから自動的に支払われる対価であり、実際には支払者の特定が困難である。システムにおけるルールとして、まさに自ら

(99) 安河内・前掲注(2)421 頁。

(100) 安河内・前掲注(2)429 頁。

(101) 渡辺智之教授は、仮想通貨におけるシニョレッジに相当するマイニング報酬の原資は結局は仮想通貨利用者の負担する費用のはずだから、所得税（法人税）とともに、役務の提供の対価として消費税の対象になるものと考えられると述べている（渡辺智之「仮想通貨と租税」金子宏＝中里実『租税法と民法』222 頁（有斐閣、2018））。

鉱物を発掘するように経済的利益を得ることになっている。

したがって、その所得の源泉は何かという点については、強いというならば、ブロックチェーンのシステムといえるのではないか⁽¹⁰²⁾。そうすると、世界中の参加者が共有するブロックチェーンというインターネット上の空間が所得の源泉であり、特定の国に所得の源泉があると断定するのは困難である。

この考え方を前提にすると、非居住者が行うソロマイニングから生ずる所得が国内源泉所得に該当する場合として想定されるのは、受動的に所得を得るというよりも能動的に所得を得るような場合に限られ、非居住者が事業として我が国でマイニングを行うケースを挙げることができる。すなわち、非居住者がマイニング機器を設置するなどして我が国に何らかの拠点を設けてマイニングを行うことにより所得を得る場合、その拠点を恒久的施設と捉えて、その所得は恒久的施設帰属所得（国内源泉所得）に該当すると考えることができる（所法 161 条 1 項一号）。

また、例えば、非居住者が大がかりな拠点を設けずに我が国でマイニング業務を行っている場合で、その業務に関し受けるマイニング報酬については、「国内において行う業務に関し供与を受ける経済的な利益に係る所得」として国内源泉所得に該当する可能性がある（所法 161 条 1 項十七号、所令 289 条六号）。

ロ マイニングプール

(イ) 組合契約等事業利益の配分

非居住者が行うマイニングプールから生ずる所得が国内源泉所得に該当する場合として想定されるのは、所得税法 161 条 1 項四号（民法 667 条 1 項（組合契約）に規定する組合契約等に基づいて恒久的施設

(102) 安河内氏は、マイニングにより得られる報酬が消費税の課税対象とされるかについての検討において、役務の提供を受ける者と役務提供に対して反対給付をする者の個別・具体的な存在が特定されず、因果関係を見出し難いことから、対価性を認識することは困難であると述べている（安河内・前掲注(2)429 頁）。

を通じて行う事業から生ずる利益で当該組合契約等に基づいて配分を受けるもののうち一定のもの)に該当するケースである。つまり、組合契約等に基づいてマイニングプールを行う組織を作り、我が国に恒久的施設を設けてマイニング事業を行い、その事業により得た利益であるマイニング報酬が当該組合契約等を通じて組合員である非居住者に分配されるケースである。これは、組合契約等に基づいて直接組合員に利益が帰属するような形で事業を行う場合であり、この場合の非居住者は実質的には恒久的施設を有して事業を行うということになるが、ここでの組合契約等は、外国における組合契約に類する契約等も含まれており（所令 281 条の 2 第 1 項三号）、想定できなくもないのかもしれない⁽¹⁰³⁾。

そもそも、この組合契約等に基づく利益の配分（国内源泉所得）については、平成 17 年度の税制改正において「構成員に直接課税される組合については、わが国の課税を確保するため、非居住者や外国法人である構成員に対して源泉徴収を含む制度的な対応を行う必要がある」との指摘を踏まえて導入されたものである⁽¹⁰⁴⁾。規定の趣旨としては、民法組合契約等を締結している組合員である非居住者又は外国法人（外国組合員）について、その組合事業から生じた利益の分配の際に源泉徴収を行うこととするもので、国内で行う組合事業に係る恒久的施設（事業の拠点）が国内に存在する場合には、従来から外国組合員も自らに配分される利益について申告納税することになっていたが、組合事業以外に恒久的施設を有していない外国組合員については、税務署が所得を把握し、適正な課税を行うことは必ずしも容易ではなく、そのような外国組合員に配分される利益に対して、源泉徴収を行うた

(103) 安河内・前掲注(2)422 頁では、マイニングプールの共同事業的な要素に着目して民法上の組合契約に類するものとしてイメージすることもできそうであると指摘している。

(104) 政府税制調査会「平成 17 年度の税制改正に関する答申」2004 年 11 月 5. 国際課税。

めに措置されたとされている⁽¹⁰⁵⁾。

したがって、マイニングプールによって得られる報酬を組合契約等事業利益の配分として捉えた場合、その利益の配分を非居住者に支払う際に源泉徴収が行われることになる（所法 212 条 1 項、5 項）。

この点、マイニングプールにおいては、自動的に報酬額が決定され暗号資産が支払われている実態があるが、その支払に係る利益の配分が国内源泉所得に該当する場合に源泉徴収がされているのかは定かではない。

実際に組合契約事業に基づいてマイニングプールを行う場合に、その利益の配分が国内源泉所得に該当するケースがどの程度あるのか不明であるが、国内源泉所得に該当する場合には、マイニングプールのシステム等に組み込むといった方法等により、適切に源泉徴収がなされる必要があるのではないか。

(v) 使用料

組合契約等を締結していない場合でも、マイニングプールでは、一般的に、各人が自らのパソコン等の計算処理能力をインターネットを介してプールサーバに接続して共同でマイニングを行い、得られたマイニング報酬が各人の計算処理の仕事量に応じて分配されることになる。すなわち、非居住者が我が国内においてマイニング事業を行う者のマイニングプールに参加し、自らのパソコンの計算処理能力をマイニングプール主催者に提供するのである。

この行為は、インターネットを介してはいるが、実質的にマイニングのためにパソコンを提供し使わせる行為に等しいと捉えることができる。そうすると、我が国の居住者がマイニングプールを主催している場合で、非居住者がそのマイニングの業務に係るものとしてマイニング報酬を得るときについては、所得税法 161 条 1 項十一号ハの「機

(105) 財務省「平成 17 年度税制改正の解説」287 頁（2005）。

械、装置その他政令で定める用具⁽¹⁰⁶⁾」の使用料と捉えて同号の対象と考えることはできないか。

つまり、物理的にパソコンを引渡すことなしに、インターネットを介して非居住者が日本の事業者に対してパソコンの計算処理能力を提供するという場面において、非居住者を特定することは困難かもしれないが、その非居住者がマイニングプールから得る報酬は、当該日本の事業者の国内業務に関し、機械や装置を使用させる行為に対する対価と認定できれば、国内源泉所得に該当する可能性があるのではないか⁽¹⁰⁷⁾。

ハ クラウドマイニング

クラウドマイニングでは、クラウドマイニングを行う事業者に対して出資を行い、それに対する利益の分配を受ける形で所得が認識されることになる。このような形態で行われる取引として想定されるものに、匿名組合契約を挙げることができる。

匿名組合契約は、当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約することによって、その効力を生ずる（商法 535 条）ものであり、事業の主体は出資を受けた営業者であることや組合員の出資は営業者の財産に帰属し、組合員は営業者の債権者に対して責任を負うことはないことが特徴として挙げられる⁽¹⁰⁸⁾。

(106) その他政令で定める用具とは、車両及び運搬具、工具並びに器具及び備品とされている（所令 284 条 1 項）。

(107) 中里教授は、通信の発達により、物を相手方に引き渡すことなしに、当該物を相手方に利用させることが可能となったことを踏まえて、日本企業が外国企業から、通信衛星に搭載された中継器のリースを受ける場合や外国に存在するスーパー・コンピューターの通信衛星回線を經由しての利用の提供を受ける場合について考察し、対価を支払う日本企業が国内において業務を行う者であり、かつ、当該対価が日本企業の国内業務に係るものであれば国内源泉所得に該当すると考えられ、債務者主義を採用する租税条約においては、その源泉地が日本になりうるとし、その国内業務の範囲の決定が問題であり、また、使用地主義を採用する租税条約においては、国際的通信事業に用いられる中継器がどこで使用されるかを決めることが困難である旨述べている（中里・前掲注(91)240 頁）。

(108) 金子・前掲注(62)544 項。

したがって、非居住者がクラウドマイニングから得る所得が国内源泉所得に該当する場合として想定されるのは、非居住者が我が国でマイニング事業を行う団体に対してマイニングを行うための機械のハードウェアを購入（出資）し、その団体から得られる利益が匿名組合契約等に基づいて受ける利益の分配に該当する場合である（所法 161 条 1 項十六号）⁽¹⁰⁹⁾。

ここで規定される匿名組合契約等には、当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約が含まれており（所令 288 条）、我が国でクラウドマイニングを行う事業者が非居住者との間でこのような契約を締結し、その契約に基づいて事業の利益を分配する場合には、国内源泉所得を認識する可能性があると考えられる。

（２）プルーフ・オブ・ステーク及びプルーフ・オブ・インポートانس

プルーフ・オブ・ステークやプルーフ・オブ・インポートانسについては、プルーフ・オブ・ワークのように大がかりな機器と電力が必要になる訳ではないことから、我が国に設備（恒久的施設）を設けて作業を行うといったことがあまり想定されず、非居住者が敢えて我が国に設備を設けてプルーフ・オブ・ステークやプルーフ・オブ・インポートانسを行うということはほとんどないと思われ、そこから生ずる所得が恒久的施設帰属所得に該当する場合はあまり想定されない。

ただし、プルーフ・オブ・ステークやプルーフ・オブ・インポートانسにおいて報酬が発生する場合を想定すると、これらについてもプルーフ・オブ・ワークと同様にパソコンを用いて取引の検証作業をすることにより得られる対価であるといえることから、国内源泉所得への該当性についての考え方は基本的にプルーフ・オブ・ワークと同様になると考えられる。

(109) 安河内氏は、クラウドマイニングの資金の拠出の性格に着目して匿名組合契約に類するものとしてイメージすることもできそうであると指摘している（安河内・前掲注(2)422 頁）。

なお、プルーフ・オブ・ステークやプルーフ・オブ・インポータンスに関連して報酬を得るという捉え方をしたときには、その報酬が我が国で行う業務に関し供与を受ける経済的な利益に係る所得であると認定できる場合には国内源泉所得に該当することになると考えられる（所法 161 条 1 項十七号、所令 289 条六号）。

また、プルーフ・オブ・ワークのように多くのパソコンの計算処理能力を必要とするわけではないことから、複数の参加者の計算処理能力を集めてマイニングを行うマイニングプールのような形態で事業が行われることもあまり想定されないと考えられる。

他方で、クラウドマイニングの形態で行われる場合に生ずる所得は、プルーフ・オブ・ワークにおいて検討した内容と同様の国内源泉所得の認識になるのではないかと考えられる⁽¹¹⁰⁾。

（3）実用的ビザンチン・フォールト・トレランス

システムの管理を担わされる者が、そのシステムにおける取引を承認することについて報酬を得ることができるとされており、報酬の性質としては、暗号資産に係るシステムを維持するという業務そのものに対する対価であると考えられ、ある種の管理者報酬のようなものであるといえる。

この場合の報酬の源泉は、プルーフ・オブ・ワークと同様に、ブロックチェーンシステムであり、世界中の参加者が共有するブロックチェーンというインターネット上の空間が所得の源泉であると考えられる。

ただし、非居住者が我が国で発行された暗号資産についてシステム管理を依頼され、我が国で人的役務の提供を行う場合には、国内において行う人的役務の提供として国内源泉所得に該当する可能性がある（所法 161 条 1 項十二号）。

また、暗号資産の移転から生ずる所得の国内源泉所得該当性において、

(110) 実際に、「eobot」というクラウドマイニング事業者はプルーフ・オブ・ワーク以外のコンセンサスアルゴリズムによる暗号資産に関するクラウドマイニングを実施しているようである（<https://www.eobot.com/>（2020 年 4 月 10 日最終閲覧））。

管理者の存在を考慮に入れる基準について検討したとおり、ブロックチェーンのシステムを維持・管理するための物理的な場所(パソコンの所在地、管理のための何等かの所在地)が我が国にあると特定できる場合には、そのシステムに基づく暗号資産は「国内にある資産」であるといえる可能性がある。このような暗号資産について、非居住者がシステム管理を行うことによって得る報酬は、国内にある資産に関し供与を受ける経済的利益と捉え、国内源泉所得に該当すると捉えることも可能だと思われる(所法 161 条 1 項十七号、所令 289 条六号)。

4 ICO による暗号資産の発行・取得

ICO に関しては、会計及び税務上の取扱いが示されておらず、不明確な状況である⁽¹¹¹⁾。ICO におけるトークン発行時では、資金調達を行う側が株式ではなくトークンを発行し、その対価を受け入れることから、このトークンに係る取引が負債取引なのか利益取引なのかという点については、発行されたトークンに負債性を見出し難く、原則、発行者側において所得が認識されるべきものと考えられる⁽¹¹²⁾。ただし、ICO により発行されるトークンの中には、金融商品取引法上の集団投資スキーム持分に該当するものも存在し、この場合、みなし有価証券に該当する(金融商品取引法 2 条 2 項)ほか、資金決済法等の一部改正法による金融商品取引法の改正(令和 2 年 5 月 1 日施行)によって新たに定義された「電子記録移転権利」に該当するものがあると考えられるが、ICO により発行されるトークンが「電子記録移転権利」に該当するかは定かではなく、トークンに係る取引に関する税法上の取扱いは必ずしも明確であるとはいえない。

会計上の取扱いとしては、ICO のトークン発行者側がトークン保有者に対

(111) 以下の記述については、主に、秋葉賢一「ICO をめぐる会計問題」企業会計 70 巻 2 号 89-95 頁(2018)及び田口安克「ICO 発行者側の会計処理及び税務処理の検討」税研 202 巻 28-34 頁(2018)に基づく。

(112) 田口・前掲注(111)30 頁。

して現金や他の金融資産の引渡し義務を負っていなければ、そのトークンは発行者側にとって金融負債にはならず、トークン保有者がトークン発行者側の残余財産に対する権利や経営に参画する権利を有していなければ、そのトークンは発行者側にとって資本性金融商品ともならないと解される⁽¹¹³⁾。

ICO によるトークンに係る取引において所得を認識する場面としては、発行者がトークンを発行する場面、購入者がトークンを使用する場面、トークンを売却する場面などが想定されるが、国内源泉所得への該当性について、トークンが表象する権利の種類（有価証券型、会員権型、プリペイドカード型、暗号資産（電子データ）型）ごとに、各場面における発行者側と購入者側の取扱いについて検討する。

（１）有価証券型

保有割合に応じて収益の分配を受けることができるトークンの発行であり、発行したトークンで事業を行い、当該事業から生じる収益を購入者へ分配する場合で、金銭又はその類似物で購入されることのいずれかの要件⁽¹¹⁴⁾を満たすときは、トークンは金融商品取引法上の集団投資スキーム持分に該当することになり⁽¹¹⁵⁾（金融商品取引法 2 条 2 項五号）、有価証券と同様に扱われることになる。

企業会計における取扱いとしては、原則として、発行されるトークンが金融商品取引法の有価証券に該当すれば、同法の規制を受け、会計上その

(113) 田口・前掲注(111)30 頁。

(114) 資金決済法等の一部改正法による金融商品取引法の改正によって、暗号資産により出資するものが規制対象になることが明確化された（金融商品取引法 2 条の 2）。なお、改正の趣旨等は増田雅史ほか「『情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律』の解説（２）金融商品取引法関連の改正部分」NBL1151 号 30-32 項（2019）参照。

(115) 仮想通貨交換業等に関する研究会・前掲注(49)20・21 頁において集団投資スキームに該当する旨の指摘がされており、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」による金融商品取引法の改正によって、集団投資スキーム持分等のうち電子的に事実上流通しうるのは電子記録移転権利として、いわゆる第一項有価証券の範囲に追加されることとなった（金融商品取引法 2 条 3 項）。

内容に応じて負債又は資本（純資産）となると考えられ⁽¹¹⁶⁾、トークン保有者がトークン発行者側の残余財産に対する権利等を有していなければ当該トークンは発行者側にとっては資本性金融商品とはならず、金融商品に関する会計基準（企業会計基準第 10 号）第 5 項により負債に該当すると考えられる⁽¹¹⁷⁾。

なお、ICO のうち、発行者が将来的な事業収益等を分配する債務を負っているとされるものの販売には投資に関する金融規制を、支払・決済手段の販売には決済に関する規制を、それぞれ参考として必要な対応を行うべきという観点⁽¹¹⁸⁾から、資金決済法等の一部改正法による金融商品取引法の改正によって、いわゆる第二項有価証券とされていた集団投資スキーム持分のうち、電子的に記録され移転し得る財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものが「電子記録移転権利」と定義され、いわゆる第一項有価証券に位置付けられることとなった（金融商品取引法 2 条 3 項）（令和 2 年 5 月 1 日施行）。有価証券型の ICO におけるトークンは、保有割合に応じて収益の分配をすることを目的として電子的に発行されるものが想定されることから、電子記録移転権利に該当するものも存在すると考えられるところ、この電子記録移転権利については、金融商品取引法上、株式等と同様に開示規制が課され、その業としての取扱いについては第一種金融商品取引業の登録が求められることとなった。

さらに、資金決済法においては、電子記録移転権利は暗号資産の定義から除外されることとなった（資金決済法 2 条 5 項柱書）ところ、所得税法及び法人税法における暗号資産は資金決済法における暗号資産を指している（所法 48 条の 2 第 1 項、法法 61 条 1 項）ことから、この電子記録移転権利は所得税法及び法人税法上暗号資産には該当しないことになると考え

(116) 秋葉・前掲注(111)91 頁。

(117) 田口・前掲注(111)33 頁。

(118) 仮想通貨交換業等に関する研究会・前掲注(49)20・21 頁。

られる。具体的にどのようなトークンが電子記録移転権利に該当するかは必ずしも明らかではないが、以下では、有価証券型の ICO に係るトークンの発行者及び購入者が行う各取引において発生する所得の有無及び所得が発生する場合のその国内源泉所得の該当性について検討する。

イ 発行者

(イ) 発行時

法人税法における有価証券は、「金融商品取引法 2 条 1 項に規定する有価証券その他これに準ずる一定のもの」とされており（法法 2 条 1 項二十一号、法令 11 条）、集団投資スキーム持分として有価証券とみなされるトークンについては、金融商品取引法 2 条 1 項に規定する有価証券やこれに準ずるものとして規定されておらず、法人税法上の有価証券に該当しない（電子記録移転権利についても、金融商品取引法 2 条 1 項に規定する有価証券等ではないことから、法人税法上の有価証券に該当しない。）。会計上の取扱いを踏まえると、発行者側についての法人税法の別段の定めがないため、法人税法 22 条 4 項により法人税法上も負債として取り扱われる可能性があると考えられる⁽¹¹⁹⁾。

所得の認識については、例えば、払込みを受けた金額を返済していく必要があるなど、発行者がトークンの購入者に対して何らかの義務を履行する必要があるときには、発行時に支払を受けたトークンの対価としての所得をその効果が及ぶ期間で配分することになると想定されるが、そのような義務の履行がない場合には、払込みを受けた時点で所得を認識することになると考えられる。ここで、発行者においては、トークンという対価性のあるものを発行し、その対価の支払を受けるといことになり、所得が発生するものの、支払の対価と等しい価値のあるトークンを譲渡すると捉えた場合には所得は認識されないと考えられる。

(119) 田口・前掲注(111)33 頁。

また、国税庁が公表した取扱いを踏まえると、他の暗号資産を購入する際の決済に保有する暗号資産を使用した場合、その使用時点での他の暗号資産の時価（購入価額）と保有する暗号資産の譲渡原価との差額が所得金額となると考えられるが、トークンの発行時においてはその時価はないことから、保有する暗号資産と発行されるトークンの価額との差額を認識することはないと考えられる。

これらを踏まえると、非居住者（外国法人）である発行者が居住者に対してトークンを発行した場合については、発行者がそのトークンの対価を得る場面では、国内源泉所得は生じないと考えられる。

(ロ) 流通しているトークンを売却する場合

株式であれば、自らが発行した株式の売却は自己株式の売却に該当するが、非居住者（外国法人）である発行者が居住者との間でトークンを売買い、トークンの対価を得た場合、時価でやり取りされるときは、国内源泉所得は生じないと考えられる。

ただし、非居住者が何らかの業務を我が国で行っている場合で、その業務に関連してトークンを時価よりも高い価額で売却したときなど、トークンの売却により我が国で行う業務に関して経済的利益を得ると認められるときは、国内源泉所得が生じると考えられる（所法 161 条 1 項十七号、所令 289 条六号）。

ロ 購入者

(イ) 発行時

居住者（内国法人）が ICO によりトークンを発行し、非居住者がそのトークンを購入するケースを想定すると、非居住者である購入者がトークンを取得する場面では、あるモノをそれ相応の対価を支払って取得したのと同様に捉えて、課税関係は生じないと考えられる。また、業務の遂行において無償で価値のあるトークンを取得した場合など、我が国で行う業務に関して経済的利益を得ると認められるときは、国内源泉所得が生じると考えられる（所法 161 条 1 項十七号、所令 289

条六号)

(ロ) 流通しているトークンを購入する場合

非居住者が居住者（内国法人）からトークンを時価で購入するケースについては、課税関係は生じない。

ただし、非居住者が何らかの業務を我が国で行っている場合で、その業務に関連してトークンを時価よりも低い価額で取得したときなど、トークンの取得が我が国で行う業務に関して経済的利益を得ると認められるときは、国内源泉所得が生じると考えられる（所法 161 条 1 項十七号、所令 289 条六号）。

(ハ) トークンから収益の分配を受ける場合

集団投資信託の分配金は、分配時に受益者に対して、原則として利子所得又は配当所得としての課税が行われる。国内源泉所得の認識としては、国内にある営業所に信託された合同運用信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託の収益の分配は所得税法 161 条 1 項八号二に、国内にある営業所に信託された投資信託又は特定受益証券発行信託の収益の分配は同項九号ロに、それぞれ該当することとされている。

しかし、現状、これらの規定に列挙されている投資信託等にトークンは含まれていないことから、トークンからの収益の分配については、これらの規定により国内源泉所得に該当すると考えるのは難しい。

他方で、非居住者が何らかの業務を我が国で行っている場合で、その業務に関連してトークンからの収益の分配が我が国で行う業務に関する経済的利益と認められるときは、国内源泉所得を認識する可能性がある（所法 161 条 1 項十七号、所令 289 条六号）。

ただし、我が国で業務を行っているか否かという点ではなく、他の集団投資スキーム持分に係る課税関係との平仄という観点から、有価証券型のトークンのうち、集団投資スキーム持分と同様に取り扱われるトークンからの分配金の課税関係については、他の集団投資スキーマ

ム持分の収益の分配の課税関係を踏まえて、法令又は通達等により明確化するのが適当であると考えられる。

(2) 会員権型

保有量に応じて発行者等のサービス等が受けられるトークンの発行で、一般的に、トークン発行者側はトークン購入者に対して、何らかのサービスを提供する義務がある。この場合、トークンはサービス提供を受けるための権利を表すものであると考えられる。

会計上の処理⁽¹²⁰⁾としては、受取対価を契約負債とすることとなり、前受金の処理と同様になると考えられる（資金提供者が顧客であること及び法的強制力のある権利義務を生じさせることを満たす場合に限る。）（企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「会計基準」という。）3-5、10 項）。その後の会計処理については、財又はサービスを移転し、履行義務を充足した時に、当該契約負債の消滅を認識し収益を認識する（企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「適用指針」という。）52 項）。また、顧客から返金不要な前払いがなされ、顧客は当該財又はサービスを受け取る権利を有するが、当該権利の全ては行使しない部分がある場合、契約負債について、企業が将来において権利を得ると見込むときは顧客による権利行使のパターンと比例的に収益を認識し、企業が将来において権利を得ると見込まないときは顧客が残りの権利を行使する可能性が非常に低くなった時に収益を認識する（適用指針 53-55 項）。さらに、値引や返金などにより対価の額が変動する場合、変動対価の額に関する不確実性の影響を見積もり、その不確実性が事後的に解消される際に、その時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が非常に高い部分に限り、収益の額とする（会計基準 52 項、54 項）ことが考えられ、基本的には、発行者はトークン発行時又は返金義務消滅時に収益を認識することになると想定される⁽¹²¹⁾。

(120) 以下の記載については、秋葉・前掲注(111)89-92 頁参照。

(121) 田口・前掲注(111)31 頁。

なお、法人税法においては、返金不要の支払の帰属の時期に関する基本通達を前提に、返金不要な支払が契約の特定期間における役務の提供ごとに、具体的な対応関係をもって発生する対価の前受けと認められる場合、継続してその特定期間の経過に応じた収益の額を益金の額に算入することができると考えられる（法基通 2-1-40 の 2）。

イ 発行者

トークンの性質は、サービス提供を受けるための権利を表すものであるが、発行者における各場面における取引を整理すると、①トークンの発行はサービスの提供を受けるための権利を付与し、②その後のサービス提供はトークン発行とは別のサービス提供義務の履行であると捉えることができる。

(イ) 発行時

非居住者（外国法人）である発行者が、居住者（内国法人）に対してトークンを発行し、その対価を得る場面では、非居住者（外国法人）としては、サービスの提供を受けるための権利を与えることに対する対価としての所得が発生するが、発行者が譲渡するトークンの価値が支払を受ける対価と等しいと捉えた場合には、発行者である非居住者（外国法人）において所得は認識されず、国内源泉所得は生じないと考えられる。

(ロ) トークンの使用時

① 恒久的施設帰属所得

非居住者である発行者のサービスが恒久的施設を通じて提供され、その発行するトークンの対価が当該サービスの対価としての性質が認められる場合には、発行者側では購入者がトークンを使用し、発行者側がサービス提供を行った段階で恒久的施設帰属所得を認識するものと考えられる（所法 161 条 1 項一号）。

② 使用料の対価

非居住者であるトークン発行者が新たに作るプラットフォーム等

が所得税法 161 条 1 項十一号イに規定する「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの」又は同号ロに規定する「著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）」に該当する場合、トークンの対価をそのプラットフォーム等（＝無形資産）を使用する対価として捉えることができるとしたら、日本国内において業務を行う者がその業務においてプラットフォームを使用するために ICO によって発行されるトークンをトークン発行者（非居住者）から購入し、トークン発行者に対して対価の支払をする場合、トークンを使用する段階で、トークン発行者（非居住者）側に使用料の対価として国内源泉所得が認識される可能性があるのではないか⁽¹²²⁾（所法 161 条 1 項十一号）。

ここで、プラットフォーム等の無形資産への該当性について検討する必要があるが、所得税基本通達 161-34 において、「法第 161 条第 1 項第 11 号イに規定する『工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの』（以下第 161 条関係において「工業所有権等」という。）とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の工業所有権及びその実施権等のほか、これらの権利の目的にはなっていないが、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいう。したがって、ノーハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザ

(122) このような観点から検討しているものとして、Mary F Voce and Pallav Raghuvanshi (2018). “Blockchain and Cryptocurrency : Federal Income Tax Issues” Tax Notes, p1086 参照。なお、邦訳として、栗原克文「仮想通貨（暗号資産）と税制」租税研究 840 号 254 頁以下（2019）参照。

インもこれに含まれるが、海外における技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等は、これに該当しない」と規定されている。

また、同通達 161-35 において、「法第 161 条第 1 項第 11 号イの工業所有権等の使用料とは、工業所有権等の実施、使用、採用、提供若しくは伝授又は工業所有権等に係る実施権若しくは使用権の設定、許諾若しくはその譲渡の承諾につき支払を受ける対価の一切をいい、同号ロの著作権の使用料とは、著作物（著作権法第 2 条第 1 項第 1 号（定義）に規定する著作物をいう。以下この項において同じ。）の複製、上演、演奏、放送、展示、上映、翻訳、編曲、脚色、映画化その他著作物の利用又は出版権の設定につき支払を受ける対価の一切をいうのであるから、これらの使用料には、契約を締結するに当たって支払を受けるいわゆる頭金、権利金等のほか、これらのものを提供し、又は伝授するために要する費用に充てるものとして支払を受けるものも含まれることに留意する」と規定されている。

なお、著作権法 2 条 1 項一号に規定する著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」とされている。

ソーシャルメディア関連企業の多くは、自社が開発した技術やプラットフォームについては特許を取得している。例えば、グーグルインコーポレイテッド社は、ソーシャルネットワーク内のソーシャルサークル⁽¹²³⁾やソーシャルネットワークのグループの創設⁽¹²⁴⁾等について日本で特許を取得しており、このことから、デジタルプラットフォームを開発した企業が所有する知的財産については特許が取得されている例が多いと思われる。実際に、R3 という米国の技術系

(123) 特許庁公開番号：特開 2017-224329。

(124) 特許庁公開番号：特表 2015-519645。

スタートアップ企業が開発を進める「コルダ」(Corda)というブロックチェーンについては、2016 年 8 月に特許申請がなされている⁽¹²⁵⁾。このような例を踏まえると、ICO 実施者（トークン発行者）が新たに開発して作り出すプラットフォームについては工業所有権等として無形資産に該当する可能性があると考えられる。

さらに、実例があるか定かではないが、プラットフォームが複数の参加者によって構築されるケースというよりも、プラットフォームが単一の者（ICO 実施者）によって管理・運営されるようなケースにおいては、その管理運営者たる ICO 実施者がプラットフォームを使用させる目的で発行するトークンを、国内において業務を行う者がその国内業務に係るものとして購入する場合には、ICO 実施者とトークン購入者との間で行われるトークンの取引（売買）においてトークン購入者から ICO 実施者に対して支払われる対価は、ICO 実施者に係る無形資産（＝プラットフォーム）の使用料の対価として国内源泉所得が認識される可能性があると考えることができる（所法 161 条 1 項十一号）。

(ハ) 流通しているトークンを売却する場合

株式であれば、自己株式の売却に該当するが、非居住者（外国法人）である発行者が居住者との間でトークンを売買し、トークンの対価を得た場合、時価でやり取りされるときは、国内源泉所得は生じないと考えられる。

ただし、非居住者が何らかの業務を我が国で行っている場合で、その業務に関連してトークンを時価よりも高い価額で売却したときなど、トークンの売却による所得が我が国で行う業務に関して得る経済的利益と認められるときは、国内源泉所得が生じると考えられる（所法 161 条 1 項十七号、所令 289 条六号）。

(125) 中島・前掲注(14)140・141 頁。

ロ 購入者

(イ) 発行時

居住者（内国法人）が ICO によりトークンを発行する場合で、非居住者がそのトークンを購入するケースについては、有価証券型と同様に、非居住者である購入者がトークンを取得する場面では課税関係は生じず、トークンの取得が我が国で行う業務に関して経済的利益を得ると認められるときは、国内源泉所得が生じると考えられる（所法 161 条 1 項十七号、所令 289 条六号）。

(ロ) トークンの使用時

トークンを使用してサービスの提供を受ける場合、購入者が支払った額とサービスの対価とされる価額が等しいときには、所得は認識されないが、購入者が支払った額を上回るサービスの提供を受けるときには、経済的利益が発生し、所得を認識することになると考えられる。その所得が我が国で行う業務に関して得る経済的利益と認められるときは、国内源泉所得が生じると考えられる（所法 161 条 1 項十七号、所令 289 条六号）。

(ハ) 流通しているトークンを購入する場合

非居住者が居住者（内国法人）からトークンを時価で購入するケースについては、課税関係は生じないが、非居住者が何らかの業務を我が国で行っている場合で、その業務に関連してトークンを時価よりも低い価額で取得したときなど、トークンの取得による所得が我が国で行う業務に関して得る経済的利益と認められるときは、国内源泉所得が生じると考えられる（所法 161 条 1 項十七号、所令 289 条六号）。

(3) プリペイドカード型

保有することにより発行者等のサービス等の提供が受けられるトークンで、サービス等の利用ごとに残高が減少するものの発行であり、購入者側は ICO プロジェクトにおける商品やサービスをトークンで購入できることになる。発行者としては、その商品やサービスをトークン保持者に提供

する義務を負う。

発行者側は、商品引換券の発行に類似する取引として収益を認識することができると考えられる。

この点、所得税基本通達において、商品引換券等を発行するとともにその対価を受領した場合における当該対価の額は、原則としてその商品引換券等を発行した日の属する年分の総収入金額に算入し、例外的に商品引換券等の発行に係る対価の額をその商品の引渡し等に応じてその商品の引渡し等のあった日の属する年分の総収入金額に算入し、その発行に係る年以後 4 年を経過した年の 12 月 31 日において商品の引渡し等を了していない商品引換券等に係る対価の額をその 12 月 31 日の属する年分の総収入金額に算入することにつきあらかじめ所轄税務署長の確認を受けるとともに、その確認を受けたところにより継続して総収入金額に算入している場合には、これを認めることとされている（所基通 36・37 共－13 の 2）

また、法人税基本通達では、法人が商品引換券等を発行するとともにその対価の支払を受ける場合における当該対価の額は、原則としてその商品の引渡し等に応じてその商品の引渡し等のあった日の属する事業年度の益金の額に算入することとし、例外的にその商品引換券等の発行の日から 10 年を経過した日の属する事業年度終了の時ににおいて商品の引渡し等を完了していない商品引換券等がある場合には、当該商品引換券等に係る対価の額を当該事業年度の益金の額に算入するとされている（法基通 2－1－39）。

イ 発行者

(イ) 発行時

非居住者（外国法人）である発行者が居住者に対してトークンを発行し、その対価を得る場面では、商品引換券の発行に類似する取引と捉えた場合、原則としてトークン発行時（商品券発行時）に収益を計上するケースでは、対価性のあるものを発行し、その対価として支払を受けるということになり、所得が発生するが、支払の対価と等しい価値のあるトークンを譲渡すると捉えた場合には所得は認識されず、

国内源泉所得は認識されない。また、商品の引渡し時に収益を計上するケースでは、発行時において国内源泉所得は生じないと考えられる。

(ロ) トークンの使用時

このタイプのトークンは、商品やサービスに対する対価としての性質を持つと考えられるが、国内源泉所得を認識するケースとしては、非居住者である ICO 実施者（トークン発行者）の商品やサービスが恒久的施設を通じて提供され、その ICO により発行されたトークンに商品又はサービスを利用するための対価としての性質が認められる場合には、トークン発行者側において恒久的施設帰属所得を認識するものと考えられる（所法 161 条 1 項一号）。

また、会員権型において、ICO 実施者（トークン発行者）のプラットフォームの使用料として国内源泉所得を認識する可能性について言及したが、プリペイドカード型においてもこれと同様に考えて、ICO 実施者（トークン発行者）が新たに作るプラットフォームを使用させる目的で発行するトークンであって、我が国で業務を行う者がその業務に係るものとしてそのトークンを購入し、その業務に関連してプラットフォームを使用するごとにトークンの残高が減っていくような場合には、プラットフォームである無形資産の使用料として国内源泉所得が認識される可能性があると考えられる（所法 161 条 1 項十一号）。

なお、プリペイドカード型のトークンは資金決済法上の「前払式支払手段」として取り扱われる蓋然性が高いとの指摘があり⁽¹²⁶⁾、資金決済法上の暗号資産として分類されない可能性がある。

(ハ) 流通しているトークンを売却する場合

会員権型と同様に、トークンの対価を得た場合、時価でやり取りされるときは、国内源泉所得は生じず、非居住者が何らかの業務を我が

(126) 田口・前掲注(111)33 頁。

国で行っている場合で、その業務に関連してトークンを時価よりも高い価額で売却したときなど、トークンの売却による所得が我が国で行う業務に関して得る経済的利益と認められるときは、国内源泉所得が生じると考えられる（所法 161 条 1 項十七号、所令 289 条六号）。

ロ 購入者

(イ) 発行時

居住者（内国法人）が ICO によりトークンを発行する場合で、非居住者がそのトークンを購入するケースについては、有価証券型や会員権型と同様に、非居住者である購入者がトークンを取得する場面では課税関係は生じず、トークンの取得が我が国で行う業務に関して経済的利益を得ると認められるときは、国内源泉所得が生じると考えられる（所法 161 条 1 項十七号、所令 289 条六号）。

(ロ) トークンの使用時

トークンを使用して商品を購入すること又はサービスの提供を受ける場合、会員権型と同様に、購入者が支払った額と商品やサービスの対価とされる価額が等しいときには、所得は認識されないが、購入者が支払った額を上回るサービスの提供等を受けるときについては、経済的利益が発生し、所得を認識することになると考えられる。その所得が我が国で行う業務に関して得る経済的利益と認められるときは、国内源泉所得が生じると考えられる（所法 161 条 1 項十七号、所令 289 条六号）。

(ハ) 流通しているトークンを購入する場合

非居住者が居住者（内国法人）からトークンを時価で購入するケースについては、課税関係は生じないが、非居住者が何らかの業務を我が国で行っている場合で、その業務に関連してトークンを時価よりも低い価額で取得したときなど、トークンの取得による所得が我が国で行う業務に関して得る経済的利益と認められるときは、国内源泉所得が生じると考えられる（所法 161 条 1 項十七号、所令 289 条六号）。

(4) 暗号資産（電子データ）型

トレーディングカードに似た性質を持つトークンの発行で、発行者側にとっては、何らかのサービスを提供したり、金銭を弁済したりする義務はない⁽¹²⁷⁾。ICO によりブロックチェーン技術を使った暗号資産を発行するに当たって、別の暗号資産の払込みを受けるという点に着目すれば、一般に、暗号資産同士の交換に該当する場合もあると考えられる。

イ 発行者

(イ) 発行時

トークンの発行に当たって金銭の支払を受ける場合には、発行者においては、対価性のあるものを発行し、その対価として支払を受けるということになり、所得が発生するが、支払の対価と等しい価値のあるトークンを譲渡すると捉えた場合には所得は認識されないと考えられる。

したがって、非居住者（外国法人）である発行者が居住者に対してトークンを発行し、その対価を得る場面では、国内源泉所得は認識されない。

また、暗号資産同士の交換になる場合については所得が認識されるものの、発行者や管理者が国内に存在し、我が国で管理されるものとして、発行されるトークンを国内にある資産であると認めることができる場合を除いて、トークンを国内にある資産と捉えることは難しく、国内源泉所得が生じることはほとんどないと考えられる。

(ロ) トークンの使用時

このタイプのトークンについて時価でのやり取りを前提とした場合、国内源泉所得は生じないと考えられる。

(ハ) 流通しているトークンを売却する場合

(127) ICO 実施者（トークン発行者）の暗号資産の発行が交換等に該当するかは必ずしも明らかでないとの見解も存在する（本多正樹「仮想通貨に関する規制・監督について－改正資金決済法を中心に－」金融法務事情 2047 号 37 頁（2016））。

他のタイプのトークンと同様に、時価でのやり取りを前提とした場合、国内源泉所得は生じないと考えられる。

ただし、非居住者が何らかの業務を我が国で行っている場合で、その業務に関連してトークンを時価よりも高い価額で売却したときなど、トークンの売却による所得が我が国で行う業務に関して得る経済的利益と認められるときは、国内源泉所得が生じると考えられる（所法 161 条 1 項十七号、所令 289 条六号）。

ロ 購入者

(イ) 発行時

居住者（内国法人）が ICO によりトークンを発行する場合で、非居住者がそのトークンを購入するケースについては、その購入が、暗号資産の交換に該当する場合には、発行者や管理者が国内に存在する場合を除いて、発行されるトークンを国内にある資産と捉えることは難しく、国内源泉所得は生じない。

また、暗号資産の取得に該当する場合には、非居住者が何らかの業務を我が国で行っている場合で、その業務に関連して暗号資産を時価よりも低い価額で取得したときなど、トークンの取得による所得が我が国で行う業務に関して得る経済的利益と認められるときは、国内源泉所得が生じると考えられる（所法 161 条 1 項十七号、所令 289 条六号）。

(ロ) トークンの使用時

このタイプのトークンについては、発行者によるサービスの提供等が義務付けられていないため、購入者がトークンを使用しても発行者との間で特段の課税関係は生じない。

(ハ) 流通しているトークンを購入する場合

非居住者が居住者（内国法人）からトークンを時価で購入するケースについては、課税関係は生じないが、非居住者が何らかの業務を我が国で行っている場合で、その業務に関連してトークンを時価よりも

低い価額で取得したときなど、トークンの取得による所得が我が国で行う業務に関して得る経済的利益と認められるときは、国内源泉所得が生じると考えられる。

5 暗号資産を原資産とするデリバティブ取引

(1) 現物の受渡を行うデリバティブ取引

現物の受渡を行うデリバティブ取引については、現物である暗号資産を資産と捉え、そこから生ずる所得を資産の譲渡により生ずる所得と捉えることができる。ただし、この場合についても、資産の所在する場所が我が国にあるということがいえなければ、国内源泉所得には該当しないと考えられる。つまり暗号資産の所在地の問題となるので、プライベート型のような唯一の管理者が存在する暗号資産については、国内にある資産としてその取引から生ずる所得は、国内源泉所得に該当する可能性がある。ただし、プライベート型の暗号資産がデリバティブ取引の対象とされることはあまり想定されない。

(2) 現物の受渡を行わないデリバティブ取引

現物の引渡しを行わないで所有ポジションの反対の取引を行って、その値動きによって生じる差額だけの授受で取引を行う差金決済については、暗号資産の交換等には該当しないとされている⁽¹²⁸⁾。暗号資産そのものではなく、デリバティブ取引のポジションから値動きの差額として所得が生じると考え、そのポジションの性質をどう捉えるかによって所得の認識が異なると考えられる。

イ デリバティブ取引におけるポジション（契約上の地位）の性質

(イ) ポジションは資産ではないと捉える見解

デリバティブ取引におけるポジション（契約上の地位）の捉え方に

(128) 資金決済法の適用を受ける仮想通貨（暗号資産）の交換等には該当しないとされている（仮想通貨ガイドライン（金融庁・事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 仮想通貨交換業者関係） I－1－2－2④）。

ついて、中里教授は、ポジションは資産ではないとする見解を述べている⁽¹²⁹⁾。このように捉えた場合、暗号資産に係るデリバティブ取引については、他のデリバティブ取引と同様に、そのポジションのやり取りによって所得は発生するものの、ポジション自体が資産ではないので、「国内にある資産」の運用若しくは保有又は譲渡には該当しないと考えられる。

(ロ) ポジションは資産であると捉える見解

他方で、ポジション自体を資産と捉える見解⁽¹³⁰⁾も存在する。実際、恒久的施設を有しない非居住者が我が国の金融商品取引業者との間で行った店頭外国為替証拠金取引により生じた所得について、「国内にある資産」の運用により生ずる所得に該当するか否かについて争われた事件があり、この判決では「審査請求人が国内に恒久的施設を有しない非居住者期間に国内の金融商品取引業者との間で行った店頭外国為替証拠金取引に係る所得は国内源泉所得に該当する」とされた⁽¹³¹⁾。

この判決において、資産の用語の意義について、所得税法は特段の定義規定を置いていないが、資産とは、一般に経済的価値を有する財産権を全て含む概念で、動産・不動産はもとより、借地権、無体財産権、許認可によって得た権利や地位などが広く含まれ、所得税法 161 条 1 項における「資産」は、「運用、保有若しくは譲渡により生ずる所得」の基因となる資産であるから、その運用、保有又は譲渡により所得（利益又は損失）を生じさせ得る財産権をいうものと解され、経済

(129) 中里実「外国法人の資産の運用・保有による所得とデリバティブ」税研 108 号 47 頁（2003）。その他、ポジションの資産性を否定的に解するものとして、宮武敏夫「デリバティブ取引の所得源泉法則」税務弘報 47 巻 6 号 11 頁（2000）及び北村・前掲注(98)49 頁がある。

(130) 資産性を肯定的に解するものとして、中村隆一「国内源泉所得の研究—国内源泉所得の 1 号所得における「資産」概念—」税大論叢 55 号（2007、<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/55/03/ronsou.pdf>）及び藤原拓哉「金融派生商品と課税」税研 118 号 100 頁（2004）がある。

(131) 国税不服審判所判決平成 31 年 3 月 25 日裁決事例集 114 号。

的価値を有する契約上の権利や地位などを広く含む概念と解するのが相当であるとした上で、店頭外国為替証拠金取引における契約上の地位の資産への該当性について、「FX 取引における未決済取引に係る契約上の地位は、差金決済を行うことにより、本件 FX 取引の対象とされる通貨間の為替の変動に応じた利益又は損失を生じさせ得るものであり、それ自体経済的価値を有する財産権であると解されるから（少なくとも利益を生じる形で決済する直前においてはプラスの経済的価値を有することは明らかである。）、本件規定（筆者注：所法 161 条 1 項）にいう『資産』に該当する」としている。

このように、ポジション自体を資産と捉えた場合、ポジションに係る差金決済は資産の移転に係る取引なので、資産の運用若しくは保有又は譲渡と捉えて、所得税法 161 条 1 項二号又は三号に該当する可能性があると考えることができる。

ロ 資産の「国内にある資産」への該当性

次に、ポジションである資産が「国内にあるか」を判定する必要があるが、この裁決においては、国内にある資産への該当性について、「本件 FX 取引における未決済取引に係る契約上の地位が、本件規定にいう『国内にある資産』に該当するかについては、所得税法施行令第 280 条第 1 項第三号が、本件規定にいう『国内にある資産の運用、保有により生ずる所得』として、国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結した生命保険契約等に基づく保険金の支払等を受ける権利の運用、保有により生ずる所得を例示していることを踏まえると、本件所得が、・・・国内の本件金融商品取引業者を通じて得られていることから、上記の地位は、『国内にある資産』と認められる」とし、店頭外国為替証拠金取引の契約上の地位については、国内にある資産と認めている⁽¹³²⁾。

(132) 同趣旨の見解を示すものとして、小林正彦＝井口眞孝「非居住者の FX 所得の課税について」国際税務 39 巻 1 号 55-57 頁（2019）。

ハ 暗号資産に係るデリバティブ取引の国内源泉所得への該当性

国内にある営業所等を通じて行う点等を踏まえた外国為替証拠金取引における契約上の地位を「国内にある資産」とする考え方を暗号資産に係るデリバティブ取引に取り入れると、暗号資産に係るデリバティブ取引についても、国内の暗号資産交換業者を通じて得る所得は「国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得」に該当するといえるのではないかと考えられる⁽¹³³⁾。

その他、デリバティブ取引についての国内源泉所得への該当性についての考え方として、デリバティブ取引における参照資産の所在地によって判断するということも想定できるかもしれない⁽¹³⁴⁾。この考え方に関しては、管理者が存在する一定の暗号資産については「国内にある資産」への該当性において管理者をその判断の考慮に入れた場合には、その移転から生ずる所得は国内源泉所得に該当する可能性があると検討したが、そもそも決済手段に特化されるようなプライベート型等管理者が存在する暗号資産がデリバティブ取引における参照資産として取引されることはあまり想定されないと考えられる。また、管理者の所在地が唯一の場所に定まらないような暗号資産については、インターネット上に存在する分散台帳において世界中の参加者により共有されていることを踏まえると、暗号資産が「国内にある」ということを断定するのが難しいので、仮にデリバティブ取引における参照資産の所在地で判断するとした場合には、非居住者が得る暗号資産に係るデリバティブ取引から生ずる所得は国内源泉所得には該当することはほとんどないと思われる。

(133) デリバティブ取引において取引の相手が居住者であるということだけで「国内において業務」を行っているということを判断するのは、無理があるのではないかとの見解もある（宮武・前掲注(129)9頁）。

(134) 北村豊弁護士は、トータル・リターン・スワップにおける参照資産について、国内にある資産があるかを判断することを否定的に解釈する（北村・前掲注(98)49頁）。

第 3 節 外貨建取引との関係

暗号資産は、資金決済法では支払の手段として位置付けられ、居住者に対する取扱いにおいてその移転による所得が雑所得とされるのは、外貨としての取扱いを念頭に置いているからとの指摘がされているところである⁽¹³⁵⁾。

このように、暗号資産は支払手段として用いられるという側面が考慮されており、暗号資産には法定通貨と同程度の強制通用力は認められないが、特にプライベート型のブロックチェーンによる暗号資産については、一定のネットワークにおいて主に支払決済手段として用いることに特化されている。これを踏まえると、他のタイプの暗号資産と比べて外貨と同じような性質を持つともいえずもない。

前節では暗号資産取引の類型ごとに国内源泉所得への該当性について検討を行ったところであるが、暗号資産の外貨との類似性という観点から両者を比較し、その整合性について検討してみたい。

1 外貨建取引の所得計算

外貨建取引の換算等に関する規定は、平成 11 年 10 月に企業会計審議会が公表した「外貨建取引等会計処理基準」の見直しを踏まえて、平成 12 年の税制改正で法人税法において整備が行われ、所得税法については平成 18 年度の税制改正で法人税法と同内容の規定の整備が行われた。

外貨建取引とは、外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れその他の取引をいい、居住者が外貨建取引を行った場合には、その外貨建取引の金額の円換算額はその外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額として、その者の各年分の各種所得の金額を計算するとされている（所法 57 条の 3 第 1 項）。

円換算は、取引日における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場

(135) 平成 30 年 3 月 22 日第 196 回国会参議院財政金融委員会における星野財務省主税局長（当時）答弁等参照。

の仲値によるとされているが、例外的に、不動産所得等を生ずべき業務に係るその所得等の金額の計算においては、継続適用を条件として、売上その他の収入又は資産については取引日の対顧客直物電信買相場、仕入その他の経費（原価及び損失を含む。）又は負債については取引日の対顧客直物電信売相場によることができるとされている（所基通 57 の 3－2）。

また、不動産所得等の金額の計算において、外貨建取引を取引発生時には外国通貨で記録し、各月末等一定の時点において損益計算書又は収支内訳書の項目を本邦通貨に換算する多通貨会計を採用している場合において、各月末等の規則性を有する 1 月以内の一定期間ごとの一定の時点において本邦通貨への換算を行い、当該一定の時点を当該外貨建取引に係る取引発生時であるものと円換算をすることが認められているほか、国外において不動産所得等を生ずべき業務を行う個人で、当該業務に係る損益計算書又は収支内訳書を外国通貨表示により作成している者については、継続適用を条件として、当該業務に係る損益計算書又は収支内訳書の項目の全てを当該年の年末における為替相場により換算できるとされている（所基通 57 の 3－3、57 の 3－7）。

2 外貨建取引における為替差損益に対する課税

外貨建取引が行われる場合には、その取引自体から生じる利益又は損失のほかに、為替相場の変動による利益又は損失（為替差損益）が生じるが、所得税法においては、所得を区分して課税することとしているので、この為替差損益をどう取り扱うのかについて問題となる。

金銭は、それ自体が他のものや利益の価値をはかる尺度であり、値上がりや値下がりを考えることができないため、キャピタルゲインを生まず、譲渡所得の基因となる資産に該当しない。外貨については、交換レートにより円で価値をはかることができるし、円で表した価値が変動するが、譲渡所得の

基因となる資産には当たらないと解されている⁽¹³⁶⁾。

例えば、外国株式を外貨建てで譲渡した場合、その譲渡により生じた所得のうち、その外国株式の保有期間の為替相場の変動による為替差損益に相当する部分について、外国株式等の譲渡対価の邦貨換算額相当額が、株式等の譲渡に係る収入金額として取り扱われることとなるため、その為替差損益を雑所得として区分する必要はないとされている⁽¹³⁷⁾。また、為替相場の変動による為替差損益は、一般に雑所得と解されており⁽¹³⁸⁾、個人が外貨建預金により得た為替差損益は雑所得に該当するとされている⁽¹³⁹⁾。

武田昌輔教授は、基本的には、為替差損益は一時所得に該当するが、事業所得に関する外貨建売掛金、買掛金などの外貨建債権債務に係る為替差損益は、事業所得における付随的損益として取り扱うことが妥当であり、譲渡所得における為替差損益は、本来の譲渡損益との混合的な関係となるという見解を述べている⁽¹⁴⁰⁾。

なお、不動産の譲渡に係る譲渡所得の金額に係る総収入金額、取得費及び譲渡に要した費用の額について、譲渡のあった年の年間平均為替相場により円換算する方法で算出するか、総収入金額、取得費及び譲渡に要した費用の額をそれぞれの取引日の為替相場により円換算して算出すべきかが争われた

(136) 佐藤英明『スタンダード所得税法〔第2版補正版〕』87・88頁（弘文堂、2018）。

(137) 国税庁ホームページ質疑応答事例 27「外貨建取引による株式の譲渡による所得」(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/02/02.htm>) (2020年4月10日最終閲覧)。

(138) 政府税制調査会金融小委員会報告書「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」(平成16年6月15日)二1(3)では、「外貨建て金融商品の為替差益のうち、外国株式については、譲渡時に為替差益が実現するため、株式譲渡益として分離課税される。他方、外貨預金(為替予約のないもの)の為替差益は、雑所得として総合課税されている」とされている。

(139) 国税不服審判所裁決平成28年6月2日裁決事例集103号では、外貨預金口座と普通預金口座との間の振替による取引(為替取引)における為替差損益に係る所得は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得として、雑所得に該当するとしている。

(140) 武田昌輔「所得税と為替差損益」日税研論集31号『必要経費』153-155頁（税務研究センター、1995）。

事件の判決⁽¹⁴¹⁾があるが、ここでは、譲渡所得に対する課税は当該資産の取得時における客観的価額と譲渡時における客観的価額との増差分を値上がり益として課税の対象とする趣旨のものであり、外貨建取引による譲渡所得の金額は、同法 57 条の 3 の規定の有無にかかわらず、外貨建ての収入金額を譲渡時の為替レートで換算した金額から、当該所得の基因となった資産の外貨建ての取得費を取得時の為替レートで換算した金額及びその資産の譲渡に要した外貨建ての費用の額を譲渡時の為替レートで換算した金額を控除し、その残額から譲渡所得の特別控除額を控除して算出するのが、資産の取得時における客観的価額と譲渡時における客観的価額との増差分を値上がり益として課税の対象とする上記譲渡所得課税の趣旨に沿っており、合理的であるとして、総収入金額、取得費及び譲渡に要した費用の額をそれぞれの取引日の為替相場により円換算して算出すべきと判断された。

これを踏まえると、原則として、個々の外貨建取引を取引時点の為替相場により円換算して、所得計算をすることから、外貨建取引に伴う為替差損益は、所得課税上、当該取引から生じる利益・損失と区別をされることなく、当該取引から生じる利益・損失と同じように取り扱われることになるといえる⁽¹⁴²⁾。

3 国内源泉所得との関係

(1) 非居住者が行う外貨建取引の取扱い

国内源泉所得について課する所得税の課税標準及び所得税の額は、一部の例外を除き、所得税法第二編第一章から第四章まで（居住者に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定に準じて計算するとされており（所法 165 条 1 項、所令 292 条の 6）、上記 2 の取扱いは、非居住者についても当てはまるといえる。

(141) 名古屋高判平成 25 年 5 月 16 日税務訴訟資料 263 号順号 12215 頁。

(142) 伊藤剛志「外貨建取引と為替差損益の課税」金子宏＝中里実『租税法と民法』434 頁（有斐閣、2018）。

したがって、非居住者が外貨建取引を行うことによって為替差損益を得る場合については、例えば、国内不動産の譲渡に係る為替差損益や事業譲渡類似株式の譲渡に係る為替差損益であれば、国内にある資産の譲渡により生ずる所得（3号所得）に該当し、国内不動産の貸付けに係る為替差損益であれば、国内にある不動産の貸付け等による対価（7号所得）に該当する、という具合に、基本的にはその外貨建取引に係る元の取引についての国内源泉所得の属性に応じて為替差損益も国内源泉所得として認識されることになると考えられる。

（2）通貨同士の交換の場合の国内源泉所得の認識

単に通貨同士を交換した場合は居住者の所得の認識としては雑所得として捉えられるが、非居住者についてはどうか。例えば、非居住者が日本に旅行に来て、自国の通貨を日本円に替えて、日本国内を旅行し、母国へ帰国した後、使用しなかった日本円を自国の通貨に換金する場合に、為替差損益が発生することがあるが、この為替差損益は国内源泉所得に該当するといえるだろうか。

この取引を細かくみると、日本円を取得した時の取得価額とその日本円を譲渡した時の譲渡価額との差額が損益として認識される。ここで、日本円を「国内にある資産」として捉えることができるのであれば、「国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得」や「国内にある資産の譲渡により生ずる所得」に該当するかもしれないが、先に述べたように、金銭は、それ自体が他のものや利益の価値をはかる尺度であり、値上がりや値下がりを考えることができないため、キャピタルゲインを生まず、譲渡所得の基因となる資産に該当しない。外貨については、交換レートにより円で価値を算定することができ、円で表した価値が変動するが、譲渡所得の基因となる資産には当たらないと解されていることなどからすると、日本円は「国内にある資産」として捉えることは難しいのかもしれない⁽¹⁴³⁾。そうす

(143) 中里実「金融取引をめぐる最近の課税問題X XVII金銭債権譲渡と所得課税」税研105号69-71頁（2002）でも金銭債権は「資産の譲渡」の対象とされる「資産」には

ると、単に通貨を交換した際に発生する為替差損益については、一般的に、「国内にある資産の譲渡により生ずる所得」や「国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得」として国内源泉所得を認識するのは難しい可能性がある。

ただし、場合によっては、「国内にある資産」に係る所得としてではなく、所得税法施行令 289 条五号の「国内においてした行為に伴い取得する一時所得」や同条六号の「国内において行う業務に関し供与を受ける経済的な利益に係る所得」として認識できるケースもあるかもしれない。

4 外貨建取引と暗号資産取引との比較

前節における検討では、一定の暗号資産が「国内にある資産」に該当する可能性について示唆したところ、例えば、管理者が存在するプライベート型の暗号資産については、管理者が存在しないパブリック型の暗号資産に比べると、支払決済手段として使用される側面が強いことから、より外貨に近い性質を持つともいえるが、外貨建取引における所得の認識との比較においては異なる取扱いになるとも考えられる。

この点、通貨の捉え方によるものと思われるが、中里教授は、複数の通貨を前提とするならば、換算の問題が生ずるとし、ハードカレンシーが対価として用いられた場合、それを「金銭」と考えれば換算の問題となるのに対し、それを「もの」と考えると、当該外貨に対して、キャピタルゲイン課税等の問題が生ずることになり、この場合、換算の問題として処理しておくことが実務的なのであろうが、それが理論的に唯一の結論であるかどうかは、別の問題であると述べている⁽¹⁴⁴⁾。さらに、租税法が両替（通貨同士の交換）を換算の問題として処理していること、ハードカレンシーでない特殊な外国の通貨（金銭として使用できる範囲が極めて限られている）を取得する場合には、金銭と金銭の取引というよりも、売買に近い実態が存在し、それを円

該当しないと述べられている。

(144) 中里実『財政と金融の法的構造』128 頁以下（有斐閣、2018）。

とドルの両替（通貨同士の交換）の場合と同様に考えるわけにはいかないとも述べている⁽¹⁴⁵⁾。

これらの見解を踏まえると、暗号資産は価値尺度を有しているわけではなく、厳密にいうと通貨ではないという点を踏まえる必要があると考えられる。暗号資産の移転を売買に近い実態が存在すると捉えるならば、暗号資産は「通貨」ではなく「国内にある資産」に該当するとして、国内源泉所得に該当する可能性があるとも考えられる。

学説としては、暗号資産が譲渡所得の基因となる資産であるとする見解⁽¹⁴⁶⁾も存在するところであるが（前章第 2 節 2）、暗号資産をどのように捉えるのが適切かという点を考慮に入れる必要もあり、暗号資産取引は外貨建取引と整合的なものとする必要があるのか、そもそも外貨建取引における取扱いについて問題がないのか等も含めて、更なる検討が必要である。

第 4 節 相続税法における取扱いからの分析

第 2 節 1（1）において、「国内にある資産」に関する所得税基本通達 16－12 における取扱いについての言及を行ったが、ここでいう資産は、相続税法における財産の所在と概ね同内容のものとされ⁽¹⁴⁷⁾、昭和 40 年の所得税法の改正の際の立法担当者の解説においても「国内にある資産の意義については、この条、所得税法第百六十一条の第二号以下のほか、相続税法第十条の規定によって解釈すべきであろう」と述べられている⁽¹⁴⁸⁾。したがって、相続税法における財産の取扱いの分析は、暗号資産が「国内にある資産」であるかどうかの判断に資するものと考えられる。

以下では、同法における暗号資産の取扱いを確認することにより、第 2 節

(145) 中里・前掲注(144)132 頁。

(146) 金子・前掲注(62)261 頁。

(147) 中里・前掲注(129)49 頁。

(148) 大須・前掲注(96)826 頁。

における分析を補足する。

同法 10 条においては、動産、不動産、鉱業権、漁業権、預貯金、保険金、退職手当、貸付金債権、有価証券、集団投資信託に関する権利、特許権、著作権、金銭等を列挙し、これらの財産の所在地を定めている。相続税法における「財産」の意義については、相続税基本通達 11 の 2-1 に次のとおり規定されている。

「財産」とは、金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべてのものをいうのであるが、なお次に留意する。

- (1) 財産には、物権、債権及び無体財産権に限らず、信託受益権、電話加入権等が含まれること。
- (2) 財産には、法律上の根拠を有しないものであつても経済的価値が認められているもの、例えば、営業権のようなものが含まれること。
- (3) 質権、抵当権又は地役権（区分地上権に準ずる地役権を除く。）のように従たる権利は、主たる権利の価値を担保し、又は増加させるものであつて、独立して財産を構成しないこと。

この通達について逐条解説では、相続税又は贈与税の課税対象とされる財産には、ある主体に帰属する積極財産のみを指すものと解するのが妥当であり、積極財産とは、金銭に見積もることができる経済的価値のある全てのものをいうことを留意的に明らかにし、法律上の根拠がなくても経済的価値があるものとして取引される営業権、ノウハウ等については財産に該当することを明らかにしている旨が述べられている⁽¹⁴⁹⁾⁽¹⁵⁰⁾。

これらを踏まえると、暗号資産は、金銭に見積もることができる経済価値のあるものであり、経済的に取引されるものであることから、相続税法上の

(149) 野原誠ほか『相続税法基本通達逐条解説平成 27 年版』200-203 頁（2015）。

(150) 金子教授も相続税法における「財産」の意義を「財産権の対象となる一切の物および権利が含まれる。したがって、動産・不動産はもとより、特許権・著作権等の無体財産権、鉱業権・漁業権等の営業上の権利。私法上・公法上の各種の債権等、経済的価値に対する支配権が広く相続税の課税の対象となる」と述べている（金子・前掲注(62)680 頁）。

財産に該当すると考えられ⁽¹⁵¹⁾、その財産の所在地は、同法 10 条 1 項及び 2 項に暗号資産に関する規定がないことから、暗号資産の所在する場所は被相続人の住所地であると考えられる⁽¹⁵²⁾。

所得税法 161 条 1 項二号及び三号の「資産」の所在地は相続税法上の財産と同様に考えるということとした場合、暗号資産は非居住者の住所地にあると考えられる。

第 2 節における分析では、管理者が存在する一定の暗号資産については我が国において発行・管理されるものに限って国内にある資産に該当する可能性があったとしたが、相続税法における財産の取扱いとの比較において、判断が異なることになる。

これに関しては、相続税では「財産」に着目して課税の対象となるかを判定するところ、所得課税の場面においては、所得がどういう形で発生しているのかも考慮に入れ、所得発生と結びつく事項についても着目する必要があると考えられ、「国内にいる発行者」や「国内の契約締結者」の存在を考慮に入れることにより判断が異なるものと思われる。

判定に当たって、資産だけではなく、「国内にいる管理者・発行者」や「国内の契約締結者」の存在についても考慮した上で判断することができるのかについては、法令又は通達等において明確にしておくことが望ましい。

(151) 前田洋希「相続税法における財産の所在について」税大論叢 94 号 396 頁 (2018, <https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/94/03/03.pdf>)。

(152) 前田・前掲(151)397-399 頁。

第 4 章 租税条約における取扱いと各国の状況

暗号資産取引には様々な形態があり、それに応じて国内源泉所得の認識も異なると分析したが、国境を越えて取引される暗号資産を念頭に置いたときに、我が国の国内源泉所得への該当性だけではなく、租税条約における取扱いについても検討が必要となる。

そこで、本章では、非居住者が我が国に関連する暗号資産取引から得る所得のうち、特にこれまでの検討で我が国の国内源泉所得に該当する可能性があるとした所得について、租税条約上の取扱いを整理する。

加えて、国際的な取扱いという観点から、諸外国が暗号資産取引についてどのような対応を行っているのかを確認する。

第 1 節 租税条約における取扱い

我が国は、既に数多くの租税条約を締結している上に BEPS 防止措置実施条約が適用されているところ、各条約相手国との適用関係について網羅的に整理することは紙面の都合等により別稿に譲ることとし、本研究においては、我が国が締結している一般的な租税条約を想定し、主に OECD モデル租税条約を念頭に置いて、その取扱いを整理してみたい。

なお、我が国の国内源泉所得への該当性における場合と同様に、暗号資産取引が恒久的施設を通じて行う事業において、その恒久的施設に帰属する所得として認識される場合には、租税条約において事業利得条項（OECD モデル租税条約 7 条）の対象となると考えられるが、本研究では、暗号資産取引から生ずる所得についての国内源泉所得への該当性の検討に当たって、主に恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得への該当性をその検討対象としていることから、恒久的施設帰属所得を前提とする事業利得条項については深く検討することはせずに、事業利得条項以外の条項に該当する場合について、検討を行うこととする。

1 暗号資産の移転

暗号資産は「資産」であることから、その移転については、譲渡収益条項（OECD モデル租税条約 13 条）の対象になると考えられる。OECD モデル租税条約 13 条の内容を簡単に概括すると、1 項は不動産の譲渡によって取得する収益は不動産所在地国（源泉地国）に課税権がある旨、2 項は恒久的施設の事業用資産を構成する動産の譲渡から生じる収益はその源泉地国に課税権がある旨、3 項は国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの運用に係る動産の譲渡によって取得する収益に対してはその船舶又は航空機を運用する企業の所在地国に課税権がある旨、4 項は一定の不動産化体株式等の譲渡によって取得する収益は不動産所在地国に課税権がある旨、5 項は 1 項から 4 項までに規定する財産以外の財産の譲渡から生じる収益については譲渡者の居住地国のみに課税権がある旨が、それぞれ定められている。

また、同条における「財産の譲渡」は、財産の売却又は交換、一部の譲渡、収用、法人に対する現物出資、権利の売却、贈与等を包含するものとして用いられており⁽¹⁵³⁾、暗号資産の移転（売却、使用、交換）についても、「財産の譲渡」と捉えることができると考えられる。

さらに、暗号資産は同条 1 項から 4 項までに規定する財産ではないので、同条 5 項の対象となり、居住地国においてのみ課税されるものと考えられる。すなわち、暗号資産の移転により生ずる所得については、居住地国においてのみ課税できることになる。

なお、暗号資産は、ブロックチェーンの類型に応じて、パブリック型、コンソーシアム型又はプライベート型などが存在するが、暗号資産は租税条約上財産（＝資産）として取り扱われると考えられ、いずれのタイプの暗号資産でも、その移転から生ずる所得については、譲渡収益条項の対象になると

(153) OECD モデル租税条約第 13 条に関するコメンタリーパラグラフ 5 (OECD 2017. “Model Tax Convention on Income and on Capital (Condensed Version)” OECD Publishing. p.292.)。和訳は、水野忠恒監訳『OECD モデル租税条約 2017 年版（所得と財産に対するモデル租税条約）簡略版』（日本租税研究協会、2019）を参考にした。

考えられる。

2 暗号資産の取得

暗号資産の取得については、我が国の国内源泉所得への該当性での検討において、経済的利益が生じない場合と経済的利益が生じる場合に分けて分析したが、経済的利益が生じない場合については所得を認識しないことから、租税条約のどの条項の対象にもならないと考えられるので、暗号資産の取得に伴い経済的利益が生じる場合についての取扱いを検討することとする。

(1) 給与所得又は役員報酬

経済的利益が国内において行う人的役務の提供の対価に基因するものである場合、例えば、非居住者が我が国内において勤務を行い、その勤務の対価として暗号資産を与えられた場合で、本来得べき報酬額を上回る価格の暗号資産を得るというときに、その得られた暗号資産の価格と本来の報酬額との差額分について経済的利益が生じていると考えることができるが、これについては、給与所得条項（OECD モデル租税条約 15 条）の対象になると考えられる。この場合、我が国においても課税できるが、1 年間の滞在が 183 日以内であること、報酬の支払者が非居住者（外国法人）であること、日本の恒久的施設が報酬を負担しないことという要件を満たす場合には、我が国での課税は免除される。

仮に、役員としての資格で取得する役員報酬に該当する場合には、役員報酬条項（同租税条約 16 条）の対象になると考えられる。この場合、我が国に法人が所在するときは、我が国に課税権が認められる。

(2) 業務に関し供与を受ける経済的利益

非居住者が何らかの業務を行うことによって得ることができる経済的利益である場合、例えば、非居住者が我が国において行う業務に関連して日本の内国法人が発行する暗号資産を時価よりも低い価額で取得するという場合、所得税法 161 条 1 項十七号として国内源泉所得に該当すると考えられるが、これについては、その他所得条項（OECD モデル租税条約 21 条）

の対象になると考えられる。この場合、OECD モデル租税条約 21 条 1 項では、居住地国においてのみ課税することができる旨が規定されているので、仮に、我が国の国内源泉所得に該当するとしても、居住地国でしか課税できないということになる。

3 暗号資産のマイニング

(1) ソロマイニング

自らマイニング機器等を購入して、電力を使って行うソロマイニングについては、前章第 2 節 3 のとおり、非居住者が事業として我が国でマイニングを行うケースが想定され、我が国に何らかの拠点を設けてマイニングを行うことにより所得を得る場合、その拠点を恒久的施設と捉えて、恒久的施設帰属所得（国内源泉所得）に該当すると考えることができるが、この場合、租税条約では事業所得条項（OECD モデル租税条約 7 条）の対象になると考えられ、我が国にも課税権が認められると考えられる。

また、非居住者が拠点を設けずにパソコン一台でマイニング業務を行っている場合については拠点がなくことから、事業所得条項ではなく、その他所得条項（同租税条約 21 条）の対象になると考えられる。したがって、居住地国においてのみ課税権が認められることになるので、非居住者が我が国に関連する暗号資産をソロマイニングした場合であっても、我が国には課税権がない。

(2) マイニングプール

イ 組合契約事業等の利益の配分

組合契約等に基づいてマイニングプールを組織し、我が国に恒久的施設を設けてマイニング事業を行い、その事業により得る利益であるマイニング報酬を、当該組合契約等を通じて組合員である非居住者に分配するケースについては、恒久的施設を通じて事業を行うことになるので、事業利得条項（OECD モデル租税条約 7 条）の対象となると考えられる。

ロ 使用料

(イ) 使用料の定義

前章第 2 節 3 (1) ロ(ロ)において、組合契約等を締結していない場合であっても、物理的にパソコンを引渡すことなしに、インターネットを介して日本の事業者に対して非居住者がパソコンの計算処理能力を提供する場合において、そのパソコンの計算処理能力を使用させるために生ずる使用料については、機械・装置の使用の対価と捉え、国内源泉所得に該当する可能性があると分析したが、租税条約上の取扱いについてはどうか。

OECD モデル租税条約 12 条 2 項において「使用料」は、「文学上、美術上もしくは学術上の著作物（映画フィルムを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠または模型、図面、秘密方式もしくは秘密工程の使用もしくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上もしくは学術上の経験に関する情報の対価として受領されるすべての種類の支払金をいう」と定義されている。

元々 1977 年の OECD モデル租税条約では、「産業上、商業上もしくは学術上の設備の使用、または使用する権利」の対価が含まれていたが、その後、これについて、事業利得に対する課税に関する原則が適用されることを明確にするために、12 条の適用範囲から削除されている⁽¹⁵⁴⁾。

そして、OECD モデル租税条約コメンタリーでは、放送事業者や電気通信業者等に係る中継装置のリース契約についても言及されており、典型的な「中継装置リース」契約のもとで顧客によって行われる支払は、その中継装置伝道容量の使用のために行われ、財産の使用、又は使用の権利の対価でもなく、あるいは情報を考慮して行われるものでもないとし、使用料の構成要素にはならず、大抵の場合、顧客は当該中継装置の物理的な占有を取得するのではなく、ただ単にその送信容

(154) OECD モデル租税条約第 12 条に関するコメンタリーパラグラフ 9。

量を取得するに過ぎないとされている⁽¹⁵⁵⁾。

パソコンの計算処理能力の使用の対価は、「設備」や「電気通信事業者等の中継装置伝道容量」の使用の対価に類似すると考えられるが、現在、これらの使用の対価は OECD モデル租税条約 12 条の対象となる使用料ではないことから、同条と同じ内容の規定を定める租税条約においては、パソコンの計算処理能力の使用の対価は、使用料条項の対象にはならないと考えられる。

ただし、我が国が締結している租税条約の規定の例を踏まえると、機械・装置の使用料については、事業所得条項の対象とするもの、使用料条項の範囲から除いているもの、使用料条項の対象とするもの、という具合に、その取扱いが分かれており⁽¹⁵⁶⁾、使用料条項の対象とする租税条約においては、パソコンの計算処理能力の使用の対価は使用料条項の対象になると考えられる。

(ⅱ) 所得の源泉地

OECD モデル租税条約では、使用料については居住地国課税を原則とし、源泉地国免税としているが、我が国が締結している租税条約では、このようなタイプの租税条約の他にも、使用料については受領者の居住地国において課税することを前提としながら、所得の源泉地国においても課税できる旨を規定しているものも存在する。

なお、そのような租税条約の中でも、所得の源泉地のルールに関しては、対象となる財産がどこで使用されても支払をする者の居住地国に源泉があるとされる債務者主義を採用する租税条約と特に規定を置かず我が国国内法に従って使用地主義となる租税条約に分類することができる。

(155) OECD モデル租税条約第 12 条に関するコメンタリーパラグラフ 9.1。

(156) なお、台湾との間の取引について適用される外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律において、機械・装置の使用料（いわゆるリース料）は、同法の軽減の対象となる使用料の範囲から除かれている（外国居住者等所得相互免除法 15 条 3 号）。

したがって、使用料について源泉地国に課税権を配分している租税条約で、機械や装置の使用料を対象とするものについては、源泉地国でも課税することが可能であり、それ以外の租税条約については、源泉地国に課税権がないと考えられる。

ハ その他

上記イ及びロ以外のケースで、マイニングプールから生ずる所得については、OECD モデル租税条約 6 条から 20 条に掲げる所得のいずれにも該当しないと考えられることから、その他所得条項（OECD モデル租税条約 21 条）の対象になると考えられる。したがって、原則として居住地国に課税権が配分されることになる。

（3）クラウドマイニング

非居住者が我が国においてマイニング事業を行う団体に出資し、その団体から得られる利益が匿名組合契約等に基づいて受ける利益の分配に該当する場合については国内源泉所得に該当する可能性がある。

ここで、OECD モデル租税条約において匿名組合契約による利益の分配の取扱いが明示的に規定されていないものの、我が国が締結している租税条約においては、明示的にその取扱いを規定しているものがある。

匿名組合契約の利益の分配の租税条約上の取扱いについて争われた裁判例⁽¹⁵⁷⁾においては、日蘭租税条約（平成 23 年の全面改訂（平成 22 年 8 月 25 日署名、平成 23 年条約第 15 号）以前の日蘭租税条約をいう。）においては、その他所得に該当するとし、我が国に課税権はないと判示された。

なお、学説では、金子教授は、我が国の営業者から外国組合員に分配される匿名組合の利益の租税条約上の所得分類について、租税条約の解釈が明らかでない場合には、国内法上の性質を基礎として決める他はないとして、匿名組合の利益の分配は国内法上の事業所得である以上、租税条約上も「企業の利得」に該当するという見解を示している⁽¹⁵⁸⁾ほか、瀧教授は、

(157) 東京高裁平成 19 年 6 月 28 日判決判時 1985 号 23 頁。

(158) 金子宏「匿名組合に対する所得課税の研究」同編『租税法の基本問題』174 頁以下

匿名組合契約に基づく利益の実質は、法人からの配当や消費貸借契約に基づく利子と類似していると指摘するとともに、この利子所得の広い定義に着目して、「匿名組合契約に基づく出資は営業者の立場から見ると負債にほかならないことからして、匿名組合契約に基づく利益の分配もまた、租税条約にいう『利子所得』に含まれると考えることは十分に可能である」と述べている⁽¹⁵⁹⁾。

このように、匿名組合契約の利益の分配については、租税条約上、事業利得、利子所得、その他所得のいずれかに該当する可能性があるといえるが、そもそも匿名組合契約は、契約当事者間で特約等によって柔軟に構成することが可能であり、多様な形態で行われていることから、このような問題が生じると考えられる⁽¹⁶⁰⁾。

匿名組合契約を使ってクラウドマイニングが行われる場合についても、一概に取引の形態が定まっているわけではなく、その利益の分配についての所得分類の判定に当たっては、租税条約の解釈・適用ルールに正確に即した判断を行うことが必要であると思われる⁽¹⁶¹⁾。我が国が締結している租税条約のうちドイツやオーストラリア等との条約では、匿名組合契約に関連して匿名組合員が取得する所得等に対しては、その所得等の源泉地国においても、その国の国内法に従って課税できる旨が定められており、このような租税条約においては、源泉地国にも課税権が認められることになる。

(4) プルーフ・オブ・ワーク以外のコンセンサスアルゴリズム

プルーフ・オブ・ワーク以外のコンセンサスアルゴリズムにおける取引から生ずる所得については、上記（１）又は（３）のソロマイニングやク

（有斐閣、2007）。

(159) 潤圭吾「匿名組合契約と所得課税—なぜ日本の匿名組合契約は節税目的で用いられるのか？」ジュリスト 1251 号 177 頁（2003）。

(160) 本田光宏「租税条約上の所得分類についての考察—ガイドント事件を素材として—」筑波ロー・ジャーナル 13 号 93 頁（2013）。

(161) 本田・前掲注(160)93・94 頁。

ラウドマイニングと同様の取扱いになるのではないかと考えられる。

なお、実用的ビザンチン・フォールト・トレランスにおいて想定されるような報酬の取引形態において、ブロックチェーンのシステムを維持・管理するための物理的な場所（パソコンの所在地、管理のための何等かの所在地）が特定できる場合、国内にある資産に関し供与を受ける経済的利益と捉え国内源泉所得に該当する可能性があると分析した。租税条約における取扱いとしては、その物理的な場所が実用的ビザンチン・フォールト・トレランスを行う非居住者の恒久的施設として認定され、そこに利得が帰属するような場合には事業利得条項の対象になると想定されるが、そうでない場合にはいずれの所得にも当てはまらないため、その他所得条項の対象になるのではないかと考えられる。

4 ICO による暗号資産の発行・取得

非居住者が ICO によりトークンを発行する取引において認識される国内源泉所得についての租税条約上の取扱いは、トークンが表象する権利の種類と取引の場面ごとに、それぞれ発行側者と購入者側における認識を検討する。

(1) 有価証券型

イ 発行者

(i) 発行時

非居住者（外国法人）である発行者が居住者に対してトークンを発行し、その対価を得る場面では国内源泉所得は生じないと考えられ、租税条約上の取扱いは問題とならない。

(ii) 流通しているトークンを売却する場合

非居住者（外国法人）である発行者が居住者との間でトークンを売買し、トークンの対価を得た場合、時価でやり取りされるときは、国内源泉所得は生じないので租税条約上の取扱いは問題とならない。ただし、国内業務に関連して非居住者が時価よりも高い価額でトークンを売却するなど、経済的利益が生じるときは、国内源泉所得が生じる

が、この場合、OECD モデル租税条約 6 条から 20 条までの所得のいずれにも該当しないと考えられることから、その他所得条項（OECD モデル租税条約 21 条）の対象になると想定される。

ロ 購入者

(イ) 発行時

居住者（内国法人）が ICO によりトークンを発行する場合で、非居住者がそのトークンを購入するケースを想定すると、非居住者である購入者がトークンを取得する場面では課税関係は生じないと考えられ、租税条約上の取扱いとは問題とならない。

(ロ) 流通しているトークンを購入する場合

非居住者が居住者（内国法人）からトークンを時価で購入するケースについては、課税関係は生じないので、租税条約上の取扱いとは問題とならない。ただし、国内業務に関連して非居住者が時価よりも低い価額でトークンを購入するなど、経済的利益が生じるときは、国内源泉所得が生じるが、この場合、OECD モデル租税条約 6 条から 20 条までの所得のいずれにも該当しないと考えられることから、その他所得条項（OECD モデル租税条約 21 条）の対象になると想定される。

(ハ) トークンから収益の分配を受ける場合

非居住者が何らかの業務を我が国で行っている場合を除いて、集団投資スキーム持分に係る収益の分配として国内源泉所得に該当すると考えるのは難しいことから、我が国では国内源泉所得を認識するのが難しいと分析したが、集団投資スキーム持分に係る収益の分配を配当等と同様に課税する国も存在するかもしれない。

租税条約においては、「配当」とは「株式、受益株式、鉱業株式、発起人株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であって分配を行う法人が居住者とされる締約国の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう」とされており（OECD モデル租税

条約 10 条 3 項)、「締約国の租税に関する法令」において、株式から生ずる所得と同様に取り扱われていなければ、配当所得条項の対象とはならない。

したがって、トークンからの収益の分配については、国内法上配当と同様に取り扱われない限り、配当所得条項の対象にならず、その他所得条項(OECD モデル租税条約 21 条)の対象になると考えられる。

(2) 会員権型

イ 発行者

(i) 発行時

非居住者(外国法人)である発行者が居住者に対してトークンを発行し、その対価を得る場面では国内源泉所得は生じないと考えられ、租税条約上の取扱いは問題とならない。

(ii) トークンの使用時

① 恒久的施設帰属所得

非居住者であるトークン発行者のサービスが恒久的施設を通じて提供され、そのトークンの対価が当該サービスの対価としての性質が認められる場合には、発行者側において恒久的施設帰属所得を認識すると考えられるが、この場合の租税条約上の取扱いは事業利得条項(OECD モデル租税条約 7 条)の対象になると考えられる。

② 使用料の対価

前章第 2 節 4 (2) では、ICO 実施者が新たに作る「プラットフォーム等」が所得税法 161 条 1 項十一号イに規定する「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの」又は同号ロに規定する「著作権(出版権及び著作権隣接権その他これに準ずるものを含む。)」に該当する場合で、トークン発行の対価をそのプラットフォーム等を使用する対価として捉え、それを使用させる目的で発行するトークンを国内において業務を行う者がその業務に係るものとして購入する場合には、無形資産

の使用料として国内源泉所得に該当する可能性がある」と分析した。このプラットフォーム等を使用させることによる対価については、プラットフォーム等を使用させることをどのように捉えるかによって取扱いが異なると考えられる。

OECD モデル租税条約では、「使用料」を「文学上、美術上もしくは学術上の著作物（映画フィルムを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠または模型、図面、秘密方式もしくは秘密工程の使用もしくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上もしくは学術上の経験に関する情報の対価として受領されるすべての種類の支払金をいう」と定義している（OECD モデル租税条約 12 条 2 項）。

そして、OECD モデル租税条約 12 条に関するコメントリーでは、ソフトウェアの対価の支払に関して、デジタル製品に関する取引で生じる支払が使用料を構成するか否かを決定する際には、当該支払が本質的に、何に対して行われるのかを特定することが主たる問題点であるとされている⁽¹⁶²⁾。具体例として、顧客自身の使用又は享受を目的としてデジタル製品を電子的にダウンロードすることを許諾する取引では、支払は本質的に、デジタル信号の形式で送信されるデータの取得のためのものであり、使用料を構成するものではなく、事案によっては第 7 条又は第 13 条の適用対象であるとしつつ⁽¹⁶³⁾、対照的に、支払に対する本質的な対価が、電子的にダウンロードされたデジタル製品における著作権の使用の権利の譲与である取引の場合には、その目的のために使用料が生じるとしている⁽¹⁶⁴⁾。

したがって、一概に全ての場合についてプラットフォーム等の使用に対する対価として使用料条項の対象になる訳ではないが、例えば、プラットフォーム等を使用させることが、無形資産の使用の権

(162) OECD モデル租税条約第 12 条に関するコメントリーパラグラフ 17。

(163) OECD モデル租税条約第 12 条に関するコメントリーパラグラフ 17.2 及び 17.3。

(164) OECD モデル租税条約第 12 条に関するコメントリーパラグラフ 17.4。

利を与えることに該当するような場合には、使用料条項の対象になるのではないかと考えられる。

なお、仮に使用料条項の対象になる場合であっても、源泉地国に課税権を認める租税条約が否かに応じて課税権の有無が異なる。

(ハ) 流通しているトークンを売却する場合

株式であれば、自己株式の売却に該当するが、非居住者（外国法人）である発行者が居住者との間でトークンの売買を行い、その対価を得た場合、時価でやり取りされるときは、国内源泉所得は生じないと分析したが、この場合は租税条約上の取扱いとは問題としないと考えられる。

また、トークンの売却による所得が我が国で行う業務に関して得る経済的利益と認められるときは、国内源泉所得が生じるとしたが、この場合はその他所得条項（OECD モデル租税条約 21 条）の対象になると考えられる。

ロ 購入者

(イ) 発行時

有価証券型と同様に、租税条約上の取扱いとは問題としない。

(ロ) トークンの使用時

トークンを使用してサービスの提供を受ける場合、購入者が支払った額とサービスの対価とされる価額が等しいときには、特段の課税関係は生じないので、租税条約上の取扱いとは問題としないが、購入者が支払った額を上回るサービスの提供を受けるときについて発生する経済的利益が国内源泉所得と認められる場合については、OECD モデル租税条約 6 条から 20 条までの所得のいずれにも該当しないと考えられることから、その他所得条項（OECD モデル租税条約 21 条）の対象になると想定される。

(ハ) 流通しているトークンを購入する場合

有価証券型と同様に、非居住者が居住者（内国法人）からトークン

を時価で購入するケースについては、課税関係は生じないので、租税条約上の取扱いとは問題とならず、経済的利益が生じ国内源泉所得が認識されるケースについては、その他所得条項（OECD モデル租税条約 21 条）の対象になると想定される。

（３）プリペイドカード型

プリペイドカード型は会員権型と類似しており、両者の違いは使用に伴い残高が減るか否かという点であり、基本的には会員権型と同様の取扱いになると考えられる。したがって、発行者及び購入者が国内源泉所得を認識した場合における租税条約の取扱いについては、会員権型と同様である。

（４）暗号資産（電子データ）型

イ 発行者

（イ）発行時

非居住者（外国法人）である発行者が居住者に対してトークンを発行し、その対価を得る場面では国内源泉所得は生じないと考えられ、租税条約上の取扱いとは問題とならない。

（ロ）トークンの使用時

時価でのやり取りを前提とした場合、国内源泉所得は生じないと考えられ、この場合については租税条約の取扱いとは問題とはならない。

（ハ）流通しているトークンを売却する場合

他のタイプのトークンと同様の取扱いになると考えられる。

ロ 購入者

（イ）発行時

発行されるトークンを国内にある資産と捉えることは難しく、国内源泉所得は生じないと考えられることから、租税条約上の取扱いとは問題とならない。

また、トークンの取得により発生する経済的利益は国内源泉所得であると考えられるが、この場合については、その他所得条項（OECD モデル租税条約 21 条）の対象になると想定される。

(ロ) トークンの使用時

特段の課税関係は生じないことから、租税条約上の取扱いとは問題としない。

(ハ) 流通しているトークンを購入する場合

他のトークンのタイプと同様に、非居住者が居住者（内国法人）からトークンを時価で購入するケースについては、課税関係は生じないので、租税条約上の取扱いとは問題とならず、経済的利益が生じ国内源泉所得が認識されるケースについては、その他所得条項（OECD モデル租税条約 21 条）の対象になると想定される。

5 暗号資産を原資産とするデリバティブ取引

(1) 現物の受渡を行うデリバティブ取引

現物の受渡を行うデリバティブ取引については、現物である暗号資産を資産と捉え、暗号資産の交換として、そこから生ずる所得を資産の譲渡により生ずる所得と捉えることができる。この場合については、譲渡収益条項（OECD モデル租税条約 13 条）の対象になると考えられる。したがって、居住地国にのみ課税権が認められる。

(2) 現物の受渡を行わないデリバティブ取引

我が国の国内源泉所得該当性における検討では、暗号資産に係るデリバティブ取引におけるポジション（契約上の地位）を資産として捉える考え方を踏まえ、国内にある暗号資産交換業者を通じて行う暗号資産に係るデリバティブ取引から得る所得は国内源泉所得に該当すると分析したが、OECD モデル租税条約においては、譲渡収益条項の対象になるかは明らかではない。また、利子の定義について、原債務（例えば、金利スワップ）が存在しない一定の種類の非伝統的な金融商品に基づく支払には通常適用されないとして、デリバティブ取引からの所得は利子には該当しないとさ

れている⁽¹⁶⁵⁾。そうすると、OECD モデル租税条約 6 条から 20 条に掲げる所得のいずれにも該当しないものとして、その他所得条項（OECD モデル租税条約 21 条）の対象になると考えられる。

したがって、デリバティブ取引から生じる所得は、恒久的施設を通じて行われており、そこに帰属する所得である場合には事業利得条項に該当すると考えられ、それ以外のものについては、その他所得条項に該当し、居住地国にのみ課税権が認められることになると考えられる。

第 2 節 諸外国の暗号資産取引に対する課税

1 米国

米国では、内国歳入庁（Internal Revenue Service : IRS）が、2014 年 3 月に、「Virtual Currency」（以下この節において「仮想通貨」という。）の連邦税法上の課税関係に関するガイダンスを公表した⁽¹⁶⁶⁾。これによると、仮想通貨は財産（Property）として取り扱われ、資産としての一般的な課税のルールが適用されるとされている。そして、仮想通貨の売却又は交換により実現する損益の性質は、通常、仮想通貨が納税者にとって資本資産（Capital asset）であるかどうかにかかわらず、資本資産である仮想通貨を売却又は交換した場合には、キャピタルゲイン又はロスとなり、資本資産でない仮想通貨を売却又は交換した場合には、通常所得に係る損益を認識するとされている。

また、マイニングに成功した場合、取得日現在の仮想通貨の公正市場価格値が総所得に含まれ、個人が、従業員の立場ではなく、事業としてマイニングを行っている場合には、そこから生ずる純利益（通常、事業から生じた総所得から控除可能な金額を控除したもの）は、事業所得を構成するとされている⁽¹⁶⁷⁾。

(165) OECD モデル租税条約第 11 条に関するコメンタリーパラグラフ 21.1。

(166) <https://www.irs.gov/pub/irs-drop/n-14-21.pdf>（2020 年 4 月 10 日最終閲覧）。

(167) 泉絢也「諸外国における仮想通貨の課税上の取扱い」税理 55・56 頁、安河内・前

さらに、IRS は、2019 年 10 月に追加のガイダンス⁽¹⁶⁸⁾と FAQ⁽¹⁶⁹⁾を公表するとともに、同年 7 月に、仮想通貨に関する取引について、誤った申告又は無申告であるとされる 10,000 人以上の納税者にレターを送付していることを発表した。

追加のガイダンスにおいては、主にハードフォークの取扱いが示され、ハードフォークによって新たに生成された仮想通貨(公正市場価格があるもの)を受け取る場合には、財産取引からの利益を含むあらゆる源泉からの全ての収入を総収入として認識することになるので、収益を認識することとなるとされた。

FAQ においては、仮想通貨の保有期間が 1 年以下の場合は短期のキャピタルゲイン又はロスが、1 年超の場合は長期のキャピタルゲイン又はロスが、それぞれ発生すること、仮想通貨の法定通貨との交換やサービスの対価として仮想通貨の受領をした場合の価格の決定方法、仮想通貨で給与等が支払われた場合には、その仮想通貨の公正市場価値は受領日に米ドルで測定され、連邦所得税の源泉徴収等の対象になること、仮想通貨がソフトフォークした場合は所得を認識しないことなど、様々な取扱いが示されたほか、「Virtual Currency」(仮想通貨)とは、米ドルや外貨以外の価値の電子的な表現であり、価値の保管場所や交換媒体等として機能するもので、実際の通貨と同等の値を持っているか、実際の通貨の代わりとして機能するものとして表現されており、これに対して「Cryptocurrency」(暗号通貨)は、ブロックチェーンなどの分散型台帳に暗号化によって電子的に記録されるトランザクションを保護する仮想通貨の一種であると表現されている。

掲注(2)408・409 頁、川田剛「仮想通貨に関する税務上の取扱いー米国 IRS の FAQ からー」国際税務 37 巻 12 号 134-136 頁 (2017) を参照。

(168) <https://www.irs.gov/pub/irs-drop/rr-19-24.pdf> (2020 年 4 月 10 日最終閲覧)。

(169) <https://www.irs.gov/individuals/international-taxpayers/frequently-asked-questions-on-virtual-currency-transactions> (2020 年 4 月 10 日最終閲覧)。

2 英国

(1) 2014 年ガイドランス

英国では、歳入関税庁 (Her Majesty's Revenue and Customs: HMRC) が、2014 年 3 月にビットコインとその他の暗号通貨 (cryptocurrencies) の課税上の取扱いに関するガイドランスを公表した⁽¹⁷⁰⁾。基本的には、個別の事実関係に基づいて検討されるとしている。法人税 (Corporation Tax) については、外国為替に係る一般的なルールが適用され、外貨取引と同様に取り扱われるとされている。所得税 (Income Tax) については、通常の所得税のルールによって課税されるとされており、キャピタルゲイン税 (Capital Gain Tax) についても原則としてキャピタルゲイン税のルールで課税されるとしている。

(2) 2019 年ポリシーペーパー

HMRC は、2019 年 12 月に、暗号資産に関する個人の納税者に対する課税についてのポリシーペーパーを公表した⁽¹⁷¹⁾。

このポリシーペーパーでは、個別の事実関係を確認し、実際に行われた内容に従って関連する条項を適用するとし、今後の技術発展に伴い、見解がさらに変更される可能性を示唆している。そして、Cryptoassets (以下この節において「暗号資産」という。) は、転送、保存、電子的な取引が可能な、暗号化により保護された価値又は契約上の電子的な権利と定義し、通貨ではないとしている。さらに、交換トークン、ユーティリティトークン、セキュリティトークンの三種類に分類できるとしつつ、その性質と使用に応じて課税関係を考えるべきとしている。

多くの場合、個人は個人的投資として暗号資産を保有し、処分するときにキャピタルゲイン税を支払う義務があり、非金銭的支払の形態で雇用主

(170) <https://www.gov.uk/government/publications/revenue-and-customs-brief-9-2014-bitcoin-and-other-cryptocurrencies/revenue-and-customs-brief-9-2014-bitcoin-and-other-cryptocurrencies> (2020 年 4 月 10 日最終閲覧)。

(171) <https://www.gov.uk/government/publications/tax-on-cryptoassets/cryptoassets-for-individuals> (2020 年 4 月 10 日最終閲覧)。

から受け取る暗号資産及びマイニングやエアドロップに対して所得税と国民保険を支払う義務があるとされる。

非居住者に対する相続税法の課税所得を計算する場合のトークンの所在地については、個人が英国に居住している間は、受益者として保有する交換トークンは英国に所在すると考えられる。交換トークンを保持する者は、英国居住者である場合、英国の税を支払う義務があり、英国の税の対象となるトークンを使用してトランザクションを行うことを意味する。

無形資産の所在地の検討において、裁判所は資産の性質を勘案して適切な比較を行うとされる。キャピタルゲイン税については、**sections 275 and 275A of the Taxation of Chargeable Gains Act 1992** が特定の種類の資産がいつ英国にあるのかを決定するための規則を規定しているが、これは多くの場合、交換トークンには適用されない。当局としては、①交換トークンは経済的価値がある、②交換トークンは新しいタイプの無形資産である（株式や社債等の無形資産とは異なる。）、③考慮しなければならない唯一の当事者は交換トークンの受益者である、という見解を持っているとされる。

また、相続税については、二重課税防止協定が場所を決定しない限りにおいて、共通法が関係することになり（**section 158 of the Inheritance Tax Act 1984**）、交換トークンの受益者の居住地により所在地を決定するということにすれば、適用可能性が高く、明確かつ論理的で、予測可能で客観的なルールになるとされる。

キャピタルゲイン税に関して、交換トークンが二人以上の受益者の間で共有されている場合には、**section 275C Taxation of Chargeable Gains Act 1992 applies** が適用され、資産に対する各受益者の利益は、その受益者の居住地にあることになる。一人以上の共同所有者が英国に居住している場合、英国に居住していない共同所有者の所在地には影響しないものとされる。

商業上の取引と見なされる場合、事業とみなされるため、キャピタルゲ

イン税ではなく通常の所得税の適用が優先される。暗号資産の取引は、本質的に株式、証券その他の金融商品の取引に類似することから、その判断についての方法も金融商品の取引と同様であり、金融商品の取引に関する既存の判例法を参照にすることができる。

マイニング活動が課税対象となるかについては、活動の程度、組織、リスクを考慮して決めるべきである。マイニング活動が取引にならない場合、マイニングの成功に対して授与された暗号資産の値（ポンド）は、必要経費を考慮した上で所得（雑収入）として課税される。

マイニングにおいて取引を承認するための対価として受け取った手数料又は報酬は、活動の程度、組織、リスクを考慮して、事業又はその他の収入として課税対象となる。

個人が供与された資産を保持している場合、それを後で処分するときにキャピタルゲイン税を支払う必要がある。提供されたサービスの対価として個人が暗号資産を受け取った場合、取得時からの価値の増加は、キャピタルゲイン税の対象又は事業取引の場合は所得税の対象となる。

エアドロップについては、必ずしも全てが課税されるわけではなく、例えば、何の見返りも受けることができないものを受け取る場合には課税されないこともある。サービスの提供を期待して提供されるエアドロップは、雑収入等として取り扱われる。エアドロップで受け取った暗号資産を処分すると、受け取ったときに所得税が課せられない場合でも、キャピタルゲイン税の課税対象となる可能性がある。事業取引として価値の変動が考慮される場合には、キャピタルゲイン税ではなく所得税が課税される。

個人は、キャピタルゲイン税を支払う必要があるかどうかを確認するために、暗号資産を処分するときに損益を計算する必要がある。暗号資産の処分には、暗号資産の売却、暗号資産同士の交換、暗号資産の使用（商品又はサービスとの交換）、暗号資産を他者に渡すことが含まれる。個人が暗号資産を慈善団体に寄付する場合、キャピタルゲイン税を支払う必要はない。

暗号資産には、キャピタルゲイン税の計算をより簡単に行う section 104 Taxation of Capital Gains Act 1992 に基づく「プーリング (Pooling)」が適用される。

ハードフォークにより生ずる新しい暗号資産の価値は、これまで保有していた元の暗号資産から導き出されるとし、section 43 Taxation of Capital Gains Act 1992 が適用される。

個人が自分の秘密鍵を紛失した場合、キャピタルゲイン税における処分とはされない。秘密鍵の再取得や対応するウォレットに保持されている暗号資産にアクセスする見込みがないことが証明できる場合、損失を確定できる。

雇用所得として暗号資産を受け取った場合は、所得税及び国民保険の対象となり、雇用主は源泉徴収 (Pay As You Earn : PAYE) の手続を行う。雇用を通じて受け取った暗号資産を処分する場合、キャピタルゲイン税の課税対象となる可能性がある。

また、暗号資産は相続税の課税対象となる財産に該当する。

3 オーストラリア

オーストラリアでは、国税庁 (Australian Taxation Office : ATO) が、Crypto-currency (以下この節において「暗号通貨」という。) の課税上の取扱いに関するガイダンスを公表した (最終更新 : 2019 年 6 月 18 日) ⁽¹⁷²⁾。

暗号通貨について、販売又は贈与、交換 (暗号通貨を別の暗号通貨へ交換することを含む。)、オーストラリアドルなどの法定通貨に交換すること、使用して商品又はサービスを取得することなどの処分を行う場合には、キャピタルゲイン税が課される可能性がある。暗号資産の処分が継続する事業として行われる場合、処分で得た利益は、キャピタルゲインとしてではなく、通常の収入として扱われる。

(172) <https://www.ato.gov.au/misc/downloads/pdf/qc42159.pdf> (2020 年 4 月 10 日最終閲覧)。

投資目的として暗号通貨を取得する場合、その暗号通貨の処分で得たキャピタルゲインに対して課税される。また、暗号通貨を投資目的で保有している場合、個人使用資産に係る免除を受けることはできない。ただし、暗号通貨を投資目的で 12 か月以上保有している場合、キャピタルゲイン税の割引を受けることができる。

暗号通貨が個人使用資産である場合、その処分から生じるキャピタルゲイン又はキャピタルロスとはなかったこととされる場合がある。主に個人の使用・消費のため又は物品を購入するために、所有又は使用される暗号通貨は個人使用資産に該当する。投資として、利益獲得のため又は事業遂行の過程で取得される場合の暗号通貨は個人用資産に該当しない。10,000 オーストラリアドル未満で取得した個人使用資産から得たキャピタルゲインはキャピタルゲイン税の課税においてなかったものとされる。個人使用資産で生じた全てのキャピタルロスもなかったものとされる。

暗号通貨の秘密鍵を取得して紛失した場合において、紛失又は盗難された暗号通貨、取得費用、関連する秘密鍵のウォレットアドレス、ウォレットを自身が管理支配していたこと、秘密鍵の紛失時のウォレットの暗号通貨の量などについて証明できた場合には、キャピタルロスを計上できる。

チェーンが分裂することにより、新しい暗号通貨を受け取る場合、その時点で通常の収入やキャピタルゲインを認識することではなく、新しい暗号通貨を処分するときに、その新しい暗号通貨の取得価額はゼロとしてキャピタルゲインを計算する。

事業の遂行上、販売又は交換のために暗号通貨を保有している場合、キャピタルゲイン税のルールではなく、通常の営業取引に係るルールが適用される。棚卸資産として保有する暗号通貨の売却による収入は経常利益であり、その取得費用は控除可能である。暗号資産に係る事業の例として、暗号通貨の取引事業、マイニング事業、暗号通貨の交換（ATM を含む。）を挙げることができる。

事業の一環で提供する商品又はサービスの対価として暗号通貨を受け取っ

た場合、通常収入の一部として暗号通貨の価値を、信頼できる暗号通貨取引所の公正市場価値を用いるなどしてオーストラリアドルで算定する必要がある。暗号通貨を使用して物品を購入する場合、その物品の市場価値に基づいた控除が認められる。

従業員が雇用主との契約により、オーストラリアドルの代わりに暗号通貨を報酬として受け取る場合、その暗号通貨はフリンジベネフィットとなり、雇用主は **the Fringe Benefits Tax Assessment Act 1986** の規定の対象となる。この場合、給付時に価値が確定する財産として認識される。

第 5 章 非居住者の暗号資産取引から生ずる所得に対する課税の一考察

非居住者の暗号資産取引から生ずる所得について、その種類に応じた国内源泉所得への該当性及び租税条約における取扱いについて整理した。我が国において国内源泉所得に該当するが、租税条約においては居住地国においてのみ課税権が配分されているケースも存在すると考えられるところであるが、暗号資産取引は国境を越えて行われることが当然になっているという状況もある。

本章では、そのような状況を踏まえて、暗号資産取引から生ずる所得について何に源泉を見出すべきか、国境を越えて暗号資産取引が行われる場合に生ずる所得に対してはどういう課税のあり方が望ましいのかを考察したい。

第 1 節 暗号資産取引から生ずる所得の源泉性

暗号資産取引については、ブロックチェーン技術を用いて行われ、インターネット上のネットワークにおいて観念されることから、明確に管理者が決められるような場合を除いて、どこの国に帰属するかを断定することは難しく、特定の国・地域との関連性がなく、結びつきを認めるのは困難である。

現状、世界各国間にはりめぐらされた二国間租税条約における所得の捉え方は、ほとんど例外なく、所得分類に応じて課税権を割り当てるやり方に則っており、大まかに、不動産所得・事業所得・運輸所得などの事業所得系、配当・利子・使用料・譲渡収益などの投資所得系、給与所得・役員報酬・退職年金などの労働所得系、いずれの所得類型にもあてはまらないその他所得系という具合に分類を行い、それぞれの下位分類ごとに源泉地国と居住地国の間で課税権を分かち合うためのルールを取り決めている⁽¹⁷³⁾。

(173) 増井良啓「国際課税ルール of 安定と変動—租税条約締結によるロック・イン—」税務大学校論叢 40 周年記念論文集 346 頁 (2010)。

そして、現行の国内源泉所得の認識としては、資産に着目して、その資産から生じる所得につき源泉地国が課税権を主張するもの（例えば、国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得や譲渡により生ずる所得、国内にある土地の譲渡対価、国内不動産の貸付けの対価など）と、行為に着目して、その行為から生じる所得につき源泉地国が課税権を主張するもの（例えば、恒久的施設帰属所得、国内において行う業務に関する貸付金の利子、国内において行う業務に関し供与を受ける経済的利益など）に分けることもできるのではないかと考えられる。

このような分類に従うと、暗号資産取引については、暗号資産が資産であることから、まずは取引自体の行為というよりも資産との結びつきを捉えて課税権を主張すべきということになるが、上記のとおり、その資産である暗号資産の所在地が判然としないというのが現状である。そこで、取引として行われている行為に着目するという考え方によって、具体的な実態を踏まえて、何らかの結びつきを認定することで課税権を主張することができるケースもあるのではないと思われる。

また、既存の取引に対する課税の取扱いとの整合性についても加味しながら、その源泉性を検討していく必要がある。

第 2 節 暗号資産取引から生ずる所得に対する課税のあり方

1 暗号資産の移転

暗号資産取引に対する課税については、事例が蓄積されておらず、各国においても暗号資産に対する課税の取扱いが異なり統一的なルールが存在せず、特に非居住者が得る暗号資産取引に係る所得に対する課税は不明確な状況である。

そのような中で、暗号資産の移転については、一般に、暗号資産の所在地が国内にあると断定することができないことから、暗号資産が国内にある資産であるとはいえないので、国内源泉所得には該当しないものの、管理者が

存在する暗号資産については、法令上不明確であるが、我が国の準拠法に基づいて我が国に所在する管理者が発行する暗号資産は国内にある資産であると判断することもできなくもないことから、国内源泉所得に該当する可能性があると整理した（第 3 章第 2 節 1）。

また、租税条約上の取扱いについては、いずれのタイプも譲渡収益条項の対象となり、居住地国においてのみ課税権が認められると整理した（前章第 1 節 1）。

他方で、学説としては、暗号資産が譲渡所得の基因となる資産であるとする見解も存在するところ（第 2 章第 2 節 2、第 3 章第 3 節 4）、そもそも暗号資産を「資産」と「支払手段」のいずれとして捉えるのが適切かという点も考慮に入れる必要があると思料されるところである。

以下では、国境を越えて行われる暗号資産の移転から生ずる所得に対する課税について、これまで検討してきた内容を踏まえて示唆されることを、個人的な見解として示したい。

（1）居住地国においてのみ課税権を認める考え方

OECD モデル租税条約では不動産等以外の資産の譲渡収益については、居住地国課税を原則としており、株式の譲渡のような投資目的等の資産の譲渡は、その源泉地を判定するのが困難であり、不動産化体株式など源泉地国と一定の結びつきが認められるような株式の譲渡を除いて、居住地国において課税するという原則が一般的となっている（OECD モデル租税条約 13 条 1、5）。

この考え方を踏まえて、暗号資産の移転も株式の取引と同じように捉え、居住地国のみで課税するという方式を採用し、既存の制度を基に課税権を配分し、原則として居住地国課税とするという考え方ができるのではないか。

（2）過去の規定を踏まえた考え方

居住地国のみで課税する考え方による場合、居住者の資産の譲渡収益について課税を行わない国で暗号資産の移転が行われるときは、その暗号資

産の移転から生ずる所得についていずれの国からも課税されない状態が発生する可能性があり、暗号資産の移転に類似する取引と比較したときに、課税の公平性の観点から問題があるという指摘があるかもしれない。そこで、何らかの基準により居住地以外の国において課税権を認めることができないかという観点から考察を行う。

第 3 章で国内源泉所得の該当性における検討で過去の規定の沿革を振り返ったが、平成 26 年度及び平成 27 年度の改正が行われる前は、恒久的施設を有しない非居住者についても国内にある資産の譲渡により生ずる所得は国内源泉所得とされ、課税の対象とされていた（平成 28 年 4 月 1 日前において適用）。この国内にある資産の譲渡により生ずる所得について規定した旧所得税法施行令 280 条 2 項 1 号ロ（国内にある資産の所得）では、国内にある営業所等を通じて譲渡される有価証券等が国内源泉所得とされていた。

この規定は、昭和 37 年の改正によって導入されたもので、通常の株券や国債券等に関する譲渡については、①これらの株券等が我が国にある証券取引所において譲渡される場合、②証券会社の我が国にある営業所を通じて譲渡される場合、③契約その他に基づく引渡し義務が生じたときの直前において株券等が我が国にある場合は、いずれも譲渡の直前において法施行地にある有価証券に限られるものであると考えられ、これらについては、法施行地にある資産の譲渡により生ずる所得とするとされたものである⁽¹⁷⁴⁾。その後、総合主義から帰属主義への見直しによって、国内源泉所得について改正が行われ、恒久的施設に帰属しない株式譲渡益については課税の対象外とされることになり、この規定は削除されることとなった。

暗号資産は匿名性が高くマネーロンダリングやテロ資金供与等に使われやすい側面を持ち、その取引状況や実態の把握が重要となっている。そういった中で、暗号資産交換業者の果たす役割が今後重要になると想定され

(174) 安井誠「改正所得税法等における外国人課税の概要」税務通信 710 号 18・19 頁 (1962)。

る。つまり、暗号資産交換業者は各国当局の承認・登録を必要とし、規制の下に置かれながら暗号資産に係る取引情報や顧客情報の把握等を担うことになり、暗号資産交換業者を通じて行われる暗号資産取引については、暗号資産交換業者は、その内容を細かく把握することとされ、取引における重要な存在になるといえる。

そこで、平成 26 年度及び平成 27 年度の改正前の規定を参考として、暗号資産交換業者の存在を一つの基準とすることはできないだろうか。すなわち、暗号資産交換業者を通じないで暗号資産取引を直接相対で行う場合は、その取引から得られる所得の源泉性について、所得を得る者の居住地国以外の国に課税権を配分することは難しいかもしれないが、例えば、暗号資産交換業者を通じて暗号資産の移転が行われる場合には、その暗号資産交換業者の所在地国に源泉性を認めて課税権を配分するといった考え方ができないか。

この考え方を採用した場合、暗号資産交換業者を基準に所得の源泉性を判定することになるので、暗号資産交換業者の所在する国では、その暗号資産交換業者が仲介する暗号資産の移転から生ずる所得について課税を行うことになる。

課税の方法としては、平成 26 年度及び平成 27 年度の改正前（帰属主義の導入前）において、恒久的施設を有しない非居住者であっても国内源泉所得の対象とされていた国内にある営業所等を通じて譲渡される有価証券等については、申告を前提とした総合課税の対象であったので、同様の課税方法を採用するという対応が考えられる。

ただし、暗号資産交換業者が暗号資産の移転に係る情報を把握している点を考慮して、暗号資産交換業者において源泉徴収を行うといった対応も一つの方法として考えられる。この場合、暗号資産交換業者において、暗号資産の移転における収益と費用を紐づけて把握するのは困難だと考えられ、暗号資産の移転において実現された収益について、グロスの金額に対して源泉徴収を行うことになるのかもしれない。しかし、そもそも資産の

譲渡といった性質の所得については、その本質はキャピタルゲインすなわち所有資産の価値の増加益であって⁽¹⁷⁵⁾、譲渡により実現した収益から取得費等を差し引いた残りの部分に課税するのが適当なので、非居住者の暗号資産の移転に係る申告漏れを防ぐという観点から、申告を行う前提として源泉徴収を行うなどの特別な事情がなければ、源泉徴収を行うのは難しいと思われる。

さらに、この考え方については、現行の OECD モデル租税条約においては、暗号資産の移転については譲渡収益とされるところ、各国が共通のコンセンサスを持った上で執行される必要がある。

(3) 取引に利用されるものに源泉性を見出す考え方

暗号資産の移転において利用されるウォレットの所在地（ウェブ上のウォレットの場合はウォレットサービス提供者の所在地）や秘密鍵の保有者の所在地を取引当事者間における準拠法にすべきとの考え方⁽¹⁷⁶⁾があるが、こういう考え方を踏まえると、ウォレットや秘密鍵の所在する場所に所得の源泉の基準を見出すという考えもできなくはない。

しかしながら、取引を行う当事者としては、相手方のアドレスに係るウォレットの所在地がどこであるか関心がないのが通常であり当事者にとって明確であるとはいえないこと、秘密鍵の保有者は複数名存在する可能性もあるし、その保有者をどのように認定するのかという問題もあることなどから、必ずしも所在地が確定するとは限らないことを踏まえると、あまり現実的ではないと考えられる⁽¹⁷⁷⁾。

(4) 電子経済への課税のあり方の議論を踏まえた考え方

OECD を中心に行われている電子経済への課税のあり方の議論においては、管轄権との関係性を見直しと新たな帰属利益算定方法の検討がされ

(175) 金子・前掲注(62)259・260 頁。

(176) 森下・前掲注(43)814 頁。

(177) 芝草浩氏は、ビットコインの物件準拠法に係る考察において、ウォレットや秘密鍵の保有者の所在地の法を準拠法とすべきとの考え方に対して否定的な見解を述べている（西村あさひ法律事務所・前掲注(5)850 頁）。

ている。特に PE なければ課税なしという国際課税原則に代わる新たな課税権の配分ルールである「New nexus rules」を策定しようと、ユーザー参加国、マーケティング上の無形資産又は重要な経済的存在に着目して国際課税原則を見直すという議論がなされている。このうち、重要な経済的存在に着目するという考え方にに関して、通貨との結びつき (billing and collection in local currency or with a local form of payment) が一つの案として提示されたことがある⁽¹⁷⁸⁾。

この考え方を暗号資産の移転に当てはめてみたらどうか。すなわち、暗号資産を売却する場合 (暗号資産と法定通貨を交換する場合)、売却することにより得る法定通貨の発行国と結びつきがあると考え、当該発行国に所得の源泉性があることを認めて課税権を配分すると考えることはできないか。このような考え方を採用した場合、暗号資産が売却される場合には、いずれかの国において課税されることになるので、全世界でみたときに課税の空白はなくなることになると考えられる。

しかしながら、通貨との結びつきに着目する考え方はあくまで OECD の電子経済への課税のあり方の議論における重要な経済的な存在の提案の一つとして提示されたものであり、ある種の割切りとして、市場国に課税権を配分するという観点からのものであり、国際的にコンセンサスが取れたものであるとはいえないこと、事業活動における所得の源泉に係る判断基準として打ち出された提案を資産の取引である暗号資産取引においてそのまま当てはめて問題がないのか疑問が残ること、仮にこの考え方により所得の源泉地を認定する場合には執行が難しいと考えられること、特定の通貨に偏って暗号資産取引が行われるおそれがあることなどを踏まえると、採用するのは難しいのではないかと思われる。

(5) 小括

上記 (1) から (4) までにおいて、非居住者の暗号資産の移転に係る

(178) Addressing the Tax Challenges of the Digitalisation of the Economy—Public Consultation Document, OECD, (2019) p.16.

所得のあり方について考察を行ったが、現状、居住地国課税を原則とする考え方が現実的ではあるが、その場合、暗号資産の移転についての課税上の懸念は払拭されないと思われ、その問題意識を各国が共有した上で上記（2）のような考え方を採用することもできなくはないのではないかとと思われる。

2 暗号資産の取得

非居住者の暗号資産の取得について、国内源泉所得として認識する場合は、経済的利益を認識するようなケースとして「国内において行う業務に関し受ける経済的利益に係る所得」に該当する場合である。しかし、租税条約においては、OECD モデル租税条約に従うと、その他所得条項の対象になり、居住地国課税が原則とされるので、所得の源泉地国には課税権が配分されない。

非居住者が行う暗号資産の取得に対して源泉地国としてどの程度の課税権が主張できるのかという観点からは、具体的な結びつきが不明確であり、実際にどのような原因によって所得が生じているのか確定的なことがいえないのであれば、源泉地国に課税権を配分するのではなく、原則として居住地国課税とする取扱いが適当ではないかと考えられる。

3 暗号資産のマイニング

非居住者が事業として我が国に拠点を設けてソロマイニングを行う場合には、恒久的施設帰属所得を認識するケースがあり、これは、租税条約上も事業所得条項の対象になり、現行の国際課税ルールに従った取扱いが適当であると考えられる。

マイニングプールによって得られる報酬を組合契約等事業利益の配分として捉えた場合は、国内法上国内源泉所得として認識され、租税条約上事業所得条項の対象になり、仮に、我が国の事業者の国内業務に関し、機械や装置を使用させる行為に対する対価と認定できれば、国内法上国内源泉所得に該当する可能性があるものの、租税条約上機械や装置に係る使用料について源

泉地国に課税権を認めているか否かによって課税権の有無が異なると分析した。これらについては、そもそも、マイニングプールの実施形態等によって取扱いが異なってくると考えられるが、その取扱いが明確にされることが望ましい。さらに、源泉徴収の対象となる場合については、適切に源泉徴収が行われるように工夫がされなければならない。

クラウドマイニングについては、非居住者が国内においてマイニング事業を行う団体に出資し、その団体から得られる利益が匿名組合契約等に基づいて受ける利益の分配に該当する場合には国内源泉所得を認識することができるが、我が国が締結している各租税条約において匿名組合契約の利益の分配がどのように取り扱われるかによって、課税権の有無が異なる。全てのクラウドマイニングについて網羅的に調べられているわけではなく、また、匿名組合契約との関係についても考慮に入れる必要があるが、クラウドマイニングの取引の仕組みだけに着目すると、出資に対する配当のような形で所得が生じているともいえ、一般的に法人が行う通常の配当に対する課税とのバランスも勘案する必要があるのではないかと考えられる。

4 ICO による暗号資産の発行・取得

ICO については、会計上も税務上も明確な指針等があるわけではなく、暫定的な判断にならざるを得ないが、実態としては様々な形態で行われることが想定され、発行されるトークンの種類に応じて、取扱いが異なるので、その取扱いを画一化することはできない。また、企業会計基準委員会の基準諮問会議において、「金融商品取引法上の『電子記録移転権利』又は資金決済法上の『暗号資産』に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い」が新規テーマとして金融庁から提案されており、今後会計処理の仕方や税の取扱いについて議論がなされ、取引の処理等について明確化されることが望まれる。そして、国内源泉所得の課税のあり方については、会計上の取扱いを十分に踏まえたものとする必要がある。

5 暗号資産を原資産とするデリバティブ取引

暗号資産に係るデリバティブ取引の多くは、現物の売買を伴わない形で行われることから、取引を行う多くの者にとっては、その取扱いの明確化が望まれる。非居住者のデリバティブ取引については、国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得に該当する可能性があると分析した。また、租税条約上は、恒久的施設を通じて行う事業に係るものを除いてその他所得条項の対象になり、結果として源泉地国に課税権が与えられないこととなる。

特段の理由のない限り、暗号資産に係るデリバティブ取引だけ異なる取扱いをすることは適当ではないと考えられるところ、暗号資産ではなく他のデリバティブ取引との整合性も勘案する必要がある。

結びに代えて

本研究では、非居住者を対象に、その暗号資産取引から生ずる所得についての国内源泉所得該当性に関し、取引形態に応じて生じる所得を現行の規定に当てはめることによってどのような課税が考えられるか、取引の仕組みを分析しながら検討を行った。また、その分析及び検討を踏まえて、暗号資産取引に係る課税のあり方についてもわずかながら考察した。

暗号資産取引から生ずる所得については、どのような原因又は事象によって生じているのかを断定するのが難しく、多種多様な暗号資産が存在するところ、それに応じた課税関係を想定する必要がある。また、暗号資産を支えるブロックチェーンの捉え方についても確証があるわけではなく、一般に、暗号資産を「資産」として捉えるのか、あるいは「支払手段」として捉えるのか、その整理の仕方によって、暗号資産取引に係る所得の種類も異なるということが想定されるが、そもそもブロックチェーンの存在そのものが、どこから所得が生じているのかという源泉性の判断を複雑にさせているともいえる。

ブロックチェーンについては、様々な分野で応用が可能とされており、今後の活用が期待されている技術であり、その活用方法によって様々な取引が想定されるところ、特に暗号資産取引の所得の源泉は何か、各国がある所得について課税権を主張するためにはどのような理由が必要なのか、さらに、既存の外国通貨取引に対する課税関係等について、より深く研究する必要があると思われる。

現在、主に OECD を中心に電子経済の課税のあり方について議論がされているところであるが、これは、そもそもインターネットを介して行われる取引等に対して適切な課税がされていないという問題意識の下に、新たな課税ルールを策定しようというものである。このような電子経済に関する議論は、これまでの国際課税原則とは異なる形で新たな原則を導入しなければ対応できないということで、各国が協調する方向で検討が進められている。

他方で、ブロックチェーンについては「デジタル資産」や「スマートコント

ラクト」といった位置付けがなされる⁽¹⁷⁹⁾が、このような「デジタル資産」や「スマートコントラクト」といわれるようなものに対する課税のあり方については、問題は認識されつつも、国際的な協調が不十分ではないかと思われるところである。また、電子経済における課税のあり方については、物理的拠点の有無にかかわらず市場国の経済へ大きく関与していることを示す指標によりネクサスを認定し、市場国に課税権を配分しようとする考え方を採用しようとしているが、そのネクサスについても、これまでユーザーの参加や営業上の無形資産をどのように捉えるかという観点からの検討が進められてきたところ、現在、売上が具体案として提示されているが⁽¹⁸⁰⁾、「デジタル資産」から生ずる所得は、活動の成果としての所得というよりも保有や譲渡により生ずる所得であるので、このような電子経済（デジタル経済）の考え方がそのまま「デジタル資産」等に当てはめることができるのかは疑問である。

各国における「デジタル資産」に係る取引に対する取扱いは、通貨的な性質を持つ取引なのか資産的な性質を持つ取引なのか、その捉え方の違いによって税務上の取扱いも異なると思われるが、基本的には新たな制度を設けることはせずに既存のルールにおいてどのように捉えるかという検討を行い、取扱いを公表している。

しかしながら、暗号資産取引はインターネットという無国籍な空間における取引であり、一国の取扱いを明確にただけでは十分対応できるものではない。仮に、我が国だけが新たなルールを設けたとしても、国際的な税制については、各国が協調して同様の考え方に従ってルールを設けないと、二重課税や二重非課税の問題が発生し、根本的な問題の解決には至らない。さらに、情報把握や徴税の観点からは、暗号資産に関する透明性や報告義務も必要になってくるだろうし、取引を仲介する交換業者は本人確認を確実に実施しなければならない。

(179) 木下信行「ブロックチェーンの法と経済学」久保田隆編『ブロックチェーンをめぐる実務・政策と法』50頁（中央経済社、2018）。

(180) OECD (2019). Public consultation document Secretariat Proposal for a “Unified Approach” under Pillar One, p.7-8.

このように、国境を越えて行われる暗号資産取引については、我が国の国内法や我が国が締結している租税条約だけの問題ではなく、国際的な視点から取り組まなければならない問題であると考えられる。

本研究における検討では、様々な疑義が生じた部分も多々あったところ、暗号資産取引について、予見可能性や法的安定性を確保する観点からも、各国が協調する形で早急に対応する必要があると考える。